

さいき 9 0 3 エコレポート

平成 21 年度版 佐伯市環境白書



佐 伯 市

表紙：佐伯市内の「おおいたおすすめ和み空間」（写真提供：大分県）

上段左より

浅海井海岸（豊後二見ヶ浦）（上浦）、床木ダム（弥生）、ほたるの里（本匠）

中段左より

元猿海水浴場（蒲江）、「グリーンピア大越」と大越地区の景観（佐伯）、蔵小野地区の
桜並木（宇目）

下段左より

空の公園（米水津）、ふれあい休憩所（鶴見）、赤木コスモスロード（直川）

「おおいたおすすめ和み空間」は、環境保全グループによって保全されている身近に親しみ
なじんだ和み空間のことで、県内で 86 か所が選定されています。本市には上記の他に、青山
河川公園（佐伯）、暁嵐公園（暁嵐の滝）（上浦）、浦代峠の桜（米水津）の計 12 か所が選
定されています。

はじめに

本市は、903 km²と九州一広大な面積を持ち、山、川、海に囲まれた多様で豊かな天然自然に恵まれています。現在、本市における環境問題は、昭和40年代に始まる公害問題等とは異なり、複雑化、多様化を極めており、地球温暖化、オゾン層の破壊などにみられるように、一部の地域にとどまらない地球規模のものとなってきています。



このような状況の中、本市では健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、平成20年3月に「佐伯市環境基本計画(さいき903エコプラン)」を策定いたしました。また、本計画を具現化するため、その基本理念や、市民、事業者、行政の責務を明確にする必要があることから、施策の基本となる事項を定めた「佐伯市環境基本条例」を平成22年3月に制定いたしました。

この「さいき903エコレポート(佐伯市環境白書)」は、佐伯市環境基本条例第26条により義務付けられた年次報告となるものです。佐伯市環境基本計画実行計画に基づき、各部署で実施している環境の保全及び創造に関する各種施策の実施状況のほか、本市の自然環境の状況、水質、騒音等公害に関する情報、地球温暖化対策、ごみに関する状況等を掲載しています。みなさんに本市の環境の状況について理解を深めていただくとともに、美しく恵まれた自然を次の世代に引き継ぐために活用いただければ幸いです。

平成23年3月

佐伯市長 西 嶋 泰 義

目次

はじめに

I	さいき 903 エコプラン（佐伯市環境基本計画）の概要	1
1	基本目標	1
2	施策の体系	3
3	重点施策	4
4	計画の推進体制	5
5	進行管理のしくみ	5
II	佐伯市環境基本計画実行計画（第1次）の推進状況	6
1	項目ごとの取組状況	7
	基本目標 1	7
	基本目標 2	12
	基本目標 3	17
	基本目標 4	24
	基本目標 5	27
III	自然環境に関する情報	34
1	気温	34
2	降水量	34
3	日照時間	35
4	希少植物	36
5	希少動物	36
6	特別保護樹林	36
7	特別保護樹木	36
IV	水質、大気、騒音等公害に関する情報	37
1	水質	37
2	大気	43
3	騒音、振動	46
4	悪臭	48
5	その他	50
V	地球温暖化対策	55
1	地球温暖化対策実行計画の進ちよく状況	55
2	佐伯市地球温暖化対策実行計画の平成 21 年度取組結果（一覧表）	55
3	各項目の平成 21 年度活動結果	56
4	電力使用量	57
5	エコエネルギー導入状況（H22.3 月末現在）	58

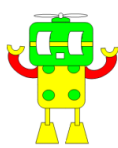
VI	ごみに関する情報	59
1	ごみ処理の概要	59
2	ごみ処理量の現状	60
3	減量化・再資源化の現状	61
4	普及啓発の推進	63
5	その他の取組	65
6	今後の課題	66
VII	佐伯市バイオマスタウン構想	67
1	現在の取組	68
VIII	各種資料	70
1	さいき903エコ推進会議	70
2	さいき903クリーンアップ大作戦	70
3	環境美化大賞	70
4	環境市民団体	71
5	こどもエコクラブ	72
6	さいき903エコマイスター制度	72
7	市民への広報活動	73
8	エコ推進員	74
9	佐伯市環境基本条例	75
10	佐伯市環境美化条例	80
11	佐伯市埋立て等規制条例	83

☆佐伯にいるエコキャラクターたち☆

ときどき現れて用語の説明などをします♪♪



エコセンター番匠キャラクター
ゼロくん



エコちゃん



本匠ほたる大使
ホタッピー



kamae
蒲江の
マンボウ

I さいき 903 エコプラン（佐伯市環境基本計画）の概要

1 基本目標

佐伯市全域の環境行政の指針を定めた佐伯市環境基本計画（さいき 903 エコプラン）を平成 20 年 3 月に策定しました。計画の期間は平成 20 年度～平成 29 年度の 10 年間で、市民・事業者・行政の市域すべての主体で様々な環境問題に取り組むことを明示しています。

～望ましい環境像（佐伯市が 10 年後にめざす環境像）～

「人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯」

望ましい環境像を達成するために環境を大きく 5 つの分野にわけて、それぞれに基本目標を設定し、さらに基本目標を達成するための施策を提示しています。

自然環境 分 野

基本目標

「優れた自然を守り、育み、活かすまち」

佐伯市は、祖母傾国定公園及び番匠川水系をはじめ、リアス式海岸に代表される豊かな海と、森林資源に恵まれた地域です。今後も、多様な動植物の生息・生育環境を保全し、育むとともに、豊かな自然の恵みを活かしたまちづくりを推進します。

○基本的施策 海・山・川を守り、育み、活かす
多様な動植物の生息・生育空間を守り、育む

生活環境 分 野

基本目標

「ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち」

安心できる生活環境を維持し、持続可能な社会をつくるために、大気汚染や水質汚濁等の環境汚染を防止するとともに、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進等、家庭での暮らしや事業所での事業活動を見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会の実現に努めます。

○基本的施策 公害のない住みよいまちをつくる
ものを大切にし、持続可能なまちをつくる

快適環境分野

基本目標

「歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち」

佐伯市は歴史文化のおもむきを残す城山周辺や山間部における農村景観、海岸部における漁村景観等多様な環境資源を有しており、これらの資源を保全、活用するとともに、公園緑地や親水空間等の身近な快適空間の保全、創造に努め、きれいで住みよいまちをめざします。

- 基本的施策 美しく快適なまちをつくる
歴史や文化を大切にする

地球環境分野

基本目標

「将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち」

地球環境問題は、私たちの生活と密接な関わりがあることを認識し、省資源、省エネルギー行動など、市民一人ひとりが身近にできる取り組みを推進します。また、二酸化炭素吸収源である森林の整備や環境にやさしいエネルギーの導入等、将来の世代を思いやり、地域から地球環境に貢献します。

- 基本的施策 省資源や省エネをすすめ、地球温暖化をふせぐ
地球にやさしい取り組みをすすめる

環境学習・ 3者(県・市・民)協働分野

基本目標

「環境づくりにみんなで参加するまち」

環境を守り活かす地域づくりを推進するため、子どもから大人まで一人ひとりが人間と環境の関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動をとっていけるように環境教育・環境学習を推進します。また、市民、事業者、行政が緊密な協力・連携のもとに、日常生活や事業活動を通して、自主的かつ積極的な環境づくりを推進するまちをめざします。

- 基本的施策 環境教育・環境学習をすすめる
みんなで協力して行動する

～さいき903エコプラン～

903km²という九州一の広さを誇る佐伯市において、合併した9つの地域が、輪(0)になり、市民・事業者・行政の3者が一体となって、環境問題に取り組んでいくという思いを表しています。

2 施策の体系

さいき 903 エコプランに掲げた基本目標を達成するための基本的施策に沿って、具体的に進めていく施策の体系を以下に示します。

■ 施策の体系

5つの 基本 目標	基本的 施策	施 策
優れた自然を守り、育み、活かすまち	海・山・川を守り、育み、活かす	希少な動植物の保護 優れた自然環境の保全、活用 優れた自然とのふれあいの推進
	多様な動植物の生息・生育空間を守り、育む	良好な生態系の保全 外来生物 の防除対策等の推進 有害鳥獣対策の推進 環境に配慮した農林水産業の推進
ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち	公害のない住みよいまちをつくる	大気環境、水環境、土壌環境の保全対策の推進 化学物質対策等の推進 環境監視体制の充実
	ものを大切にし、持続可能なまちをつくる	3R の推進 不法投棄対策の推進 産業廃棄物の適正処理、処分の促進 漂着ごみ対策の推進
歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち	美しく快適なまちをつくる	地域美化活動の促進 公園緑地の整備 身近な水辺の保全、活用 快適なまち並み空間の整備 里地・里山の保全、活用 農村景観、漁村景観の保全
	歴史や文化を大切にする	歴史的資源の保全と環境保全の一体的推進 地域文化の保存と活用
将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち	省資源や省エネをすすめる、地球温暖化をふせぐ	省エネルギー対策の推進 新エネルギー活用の推進
	地球にやさしい取り組みをすすめる	森林の保全、再生による二酸化炭素吸収源の確保 フロン 対策の推進 酸性雨対策の推進
環境づくりにみんな参加するまち	環境教育・環境学習をすすめる	環境情報の収集、整備と活用 学校における環境教育・環境学習の推進 地域における環境教育・環境学習の推進 地産・地消の推進
	みんな協力して行動する	環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化 市民による環境調査、保全行動の促進 事業者の環境保全行動の促進 コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進

3 重点施策

望ましい環境像を実現するためには、1つひとつの施策を総合的に推進していくとともに、佐伯市の環境問題の緊急性や重要性に応じて、優先的に取り組むべきプランを重点的に推進することが重要です。このため、佐伯市の特性や課題を踏まえ、次の3つの重点プロジェクトを優先して取り組んでいきます。

Ⅱ 市民による自然環境調査

- 自然環境に関する保全、活用及び修復、再生すべき対象を明らかにするために調査を実施します。
- 調査地域は、市域を市街地、山間部、海岸部と大きく3つに分けて調査を実施します。

Ⅱ 3Rの協働による推進

- 平成20年4月からペットボトルのリサイクルを行うため、分別収集を始めます。そのためペットボトルの排出方法を啓発します。
- 平成20年4月から資源ごみの収集を無料化することで資源ごみの分別を徹底し、燃えるごみの減量化を進めます。
- レジ袋削減やマイバッグの普及促進のため、普及方法の研究に着手します。
- ごみの分別方法を指導できる人の育成を進めるため、リーダー研修を行います。
- ごみの減量化に効果のある、実生活に基づいた“ごみダイエットメニュー”の収集及び情報発信に努めます。

Ⅱ 健全な森づくりに向けた取組

■ 人工林管理の適正化

- 関係機関と連携し、森林ごとに所有者、樹種などの森林情報の現況把握に努めます。
- 森林がもつ多面的機能を踏まえ、林地ごとのあるべき姿を検証し、新たな森林、林業経営の再構築を図ります。
- 「漂着ごみ」は佐伯市全体の問題として捉え、川上と川下がお互いに森林環境保全に対する意識を高めるため、協働できる場の提供などの支援を行います。

■ 伐採後の森林管理の適正化

- 高性能林業機械を用いた伐採計画や伐採後の管理に対して、適切な指導を行います。
- 森林所有者に対して、伐採跡地に植林を行うよう啓発するとともに、特に防災上必要な場所については、植栽を行うよう指導を強化します。

■ シカの頭数管理と活用

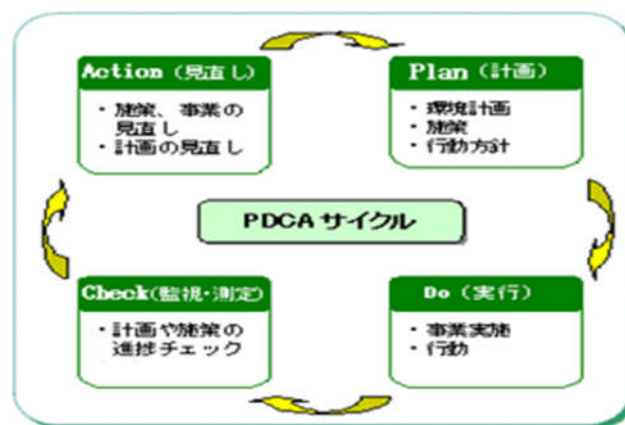
- シカの生息状況の実態把握に努めます。
- 計画的なシカの頭数管理の推進に努めます。
- 関係機関との協力を強化しながら、効率性やコスト面などについて総合的に被害防除の検討を進めます。
- シカの捕獲、運搬、解体処理、加工、販売、消費のルートを検討し、シカ肉の消費拡大を図ります。

4 計画の推進体制

- 市は市民、事業者に対する広報などを行い、身近にできる取組への協力や意見を求めます。
- 佐伯市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項を調査審議し、市長に対して報告（答申）を行います。
- 佐伯市環境基本計画推進懇話会（仮称）は、市の施策・事業の実施状況などに対して、提言するとともに、意見交換を行います。
- 庁内の推進組織は、関係各課で実施される施策の進行状況を管理する場として、施策の調整、見直しを行います。

5 進行管理のしくみ

計画を立案し（Plan）、施策を実行し、行動を行い（Do）、毎年進捗状況をチェックします（Check）。そして、施策や事業を見直し（Action）、計画を着実に推進します。



Ⅱ 佐伯市環境基本計画実行計画（第１次）の推進状況

佐伯市環境基本計画実行計画は、さいき 903 エコプランに掲げた基本的施策に対応する各課の具体的事業をとりまとめたもので、基本計画の着実な展開を図ることを目的としています。平成 20 年 12 月に策定し、計画期間は、平成 20～23 年度を第 1 次実行計画期間、平成 24～26 年度を第 2 次実行計画期間、平成 27～29 年度を第 3 次実行計画期間としています。

ここでは、平成 21 年度の実施状況について報告を行います。平成 21 年度は 29 部署で 267 の事業に取り組みました。

	H21 年度事業				H20 年度 に完了	H23 年度 以降実施
	取組 完了	取組中	未実施	H21 年度計		
基本目標 1 優れた自然を守り、育 み、活かすまち	1	53	3	57	4	2
基本目標 2 ものを大切にし、安心 して暮らせる循環型の まち	1	42	1	44	2	0
基本目標 3 歴史文化を大切にし、 きれいで住みよいまち	1	69	6	76	1	4
基本目標 4 将来の世代を思いや り、地球環境に貢献す るまち	1	19	3	23	1	1
基本目標 5 環境づくりにみんなで 参加するまち	0	65	2	67	1	0
計	4	248	15	267	9	7

次ページ以降に基本目標の達成のために掲げた項目ごとの取組状況について、担当課による報告を掲載しています。

1 項目ごとの取組状況

◆基本目標1 優れた自然を守り、育み、活かすまち

1 海・山・川を守り、育み、活かす

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 希少な動植物の保護	①公共事業等における生態系への配慮			
	・市道細川内線道路改良事業 細川内線道路改良による一部現況河川の改修工事の中で、自然環境の保全対策として河床材の再利用や現地の自然石を使った石積の設置、魚道等の設置を行う。	取組完了	自然環境に配慮した工法による整備を実施した。 ・自然石積護岸 140㎡ ・環境保全型ブロック積護岸 140㎡ ・スロープ設置 1か所	建設課
	・市内道路改良事業 佐伯市内全域で行う道路改良工事の施工に際して使用機械を排ガス対策型で実施する。	取組中	工事施工に際して使用機械の排ガス対策型での対応を進めるとともに、施工業者の環境保全に対する意識の啓発を促すことができた。	建設課
	・農村振興総合整備事業（弥生地区） 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に1～数市町村に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。	取組中	該当なし（事業工種がなかった。）。	耕地課
	・中山間地域総合整備事業（蒲江地区） 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的計画的に実施する。	取組中	該当なし（事業工種がなかった。）。	耕地課
2 優れた自然環境の保全・活用	②市全域の自然環境調査の実施			
	・自然環境調査事業（第一次） ・自然環境調査実施団体となる「佐伯市自然環境調査研究会」の設置 ・既存調査資料調査 ・調査スケジュールの設定 ・調査ポイント、重要ポイントの設定 ・調査実施・中間報告	取組中	5月に佐伯市自然環境調査研究会を設置。各分野の調査員による調査と重点ポイントとして、深島・藤河内・番匠川の3か所を選定し総合調査を実施した。各分野ごとの調査結果に基づき、平成22年度の重点ポイントの選定を行った。今後、平成23年度に第一次自然環境調査報告書を作成する予定である。	生活環境課
	①乱開発の防止指導			
	・伐採及び伐採後の造林の届出制度 森林法第10条の8第1項に基づいて提出される伐採届出書により、主に皆伐地を対象として、伐採搬出方法および伐採後の適切な林地保全方法等について、適切な指導を行う。	取組中	伐採届に基づき現地調査を行い、広範囲の伐採、民家、一般道に近い場合などは災害が起きにくいよう、伐採、搬出するよう現地にて指導を行った。 その結果、災害が起きにくいような伐採、搬出が行われた。 届出制度を周知するため、市報の11月号に掲載した。	林業課
	②保安林、自然公園等の指定見直し要請			
	・自然公園保全事業 ・自然公園区域の保護 ・優れた自然環境の保全のため、必要に応じて自然公園区域の指定拡大や指定種類の見直し等について、県に要請	取組中	平成21年度は自然環境の保全が必要とされる該当公園区域がなかった。	生活環境課
	③地域に親しまれている巨樹や樹林の保護			
	取組なし。			
	④佐伯市森林整備計画に基づいた森林整備			
	・佐伯市森林整備計画 森林法第10条の5の規定に基づき、森林整備に関する基本的事項等を定めた佐伯市森林整備計画の変更を適宜検討する。	取組中	平成21年度は計画策定の年に当たり、現在の森林・林業情勢を踏まえ、平成22～32年度分の計画を樹立することができた。	林業課
	・森林整備地域活動支援交付金（森林情報の収集活動） 十分な保育管理が行われていない森林の現況調査を行おうとする者に対して、定額により交付金を交付する。	未実施	森林組合が行う予定であったが、県が実施する新規事業により現況把握を行ったため、未実施となった。	林業課
	⑤豊かな森づくりに向けた取り組み			
	・美しい里山づくり支援事業		平成20年度取組完了	上浦振興局
	・弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟柵牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動	取組中	・河川清掃ボランティア2回 参加者200名 ・「柵牟礼城」登山道整備及び四季の森植栽活動 参加者30名 ・椎茸駒打ち体験活動・参加者20名 鳥獣害の被害で枯死した樹木あとに、食害されにくい苗木の植樹を行い豊かな森づくりを行った。	弥生振興局

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 優れた自然環境の保全・活用	⑤豊かな森づくりに向けた取り組み			
	・「番匠川源流の里」保全植樹会 本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の「番匠川源流の里」保全植樹会を実施。（佐伯マリンロータリークラブと共催）	未実施	年度内に実施予定であったが、適当な広さの会場がなかったため平成22年度は場所選定と事業の継続の是非について検討を行う。	本匠振興局
	⑥イベント等を活用した森林保全			
	・「番匠川源流の里」保全植樹会 本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の「番匠川源流の里」保全植樹会を実施（佐伯マリンロータリークラブと共催）	未実施	年度内に実施予定であったが、適当な広さの会場がなかったため平成22年度は場所選定と事業の継続の是非について検討を行う。	本匠振興局
	⑦水辺の保全、活用の推進			
	・佐伯市川を守り水辺に親しむ会 河川愛護デーを主催する「佐伯市川を守り水辺に親しむ会」に補助を行う。	取組中	市内全域での住民参加の取組ができています。	建設課
	・臼坪川菖蒲園整備計画 再生計画実施期間	取組中	サニーハウスに年間管理委託し、1ブロックは菖蒲の株の育成のため菖蒲を残し、2、3ブロックは四季折々の花の植え付けを行った。別府市の神楽女湖から菖蒲100株を移植する。バックヤード育成床にプランター100個（1,000株）で育成栽培管理中	都市計画課
	・瀬海水浴場海びらき（海岸クリーンアップ事業） 海水浴場の安全祈願とともに海岸の清掃を行う。	取組中	7月5日に約70名の地区民がボランティアで参加してくれて、自己啓発の高揚にもなることにより良い環境づくりができています。	上浦振興局
	・弥生ジュニアスクール 放課後子どもプランの一環として、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施	取組中	弥生地区の小学生2組（22名）が本匠の水辺の楽校でのカヌー体験を通して自然と触れ合うことができた。	弥生振興局
	・番匠川川まつり事業 毎年、7月下旬の日曜日に商工会青年部が、夏の一日を親子の交流の場、番匠川の自然にふれあう場所づくりのイベントとして開催している。	取組中	7月26日（日）に第25回番匠川川まつりを開催（参加者約3,000名） 市民・商工業者に対し、河川に直接ふれあうことにより、自然環境に対する意識啓発ができた。	弥生振興局
3 ふれあいの自然進	・弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟榎牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動	取組中	・河川清掃ボランティア2回 参加者200名 ・「榎牟礼城」登山道整備及び四季の森植栽活動 参加者30名 ・椎茸駒打ち体験活動・参加者20名 鳥獣害の被害で枯死した樹木あとに、食害されにくい苗木の植樹を行い豊かな森づくりを行った。	弥生振興局
	・水辺の楽校推進事業 カヌー体験教室の開催 8月の土日に水辺の楽校河川敷で一般客対象にカヌーを貸し出す。（パワーアップ本匠実行委員会と共催）	取組中	参加者数は、トータル30名でPR不足もあるが、人手がかかる割りに参加者が少ない。 参加した方の感想は概ね良好だったが、事業効果はあまり望めないと考え。	本匠振興局
	・間越海岸海水浴場保全事業 夏休み前に海岸の清掃、黒松の植樹及び補植	取組中	夏休み前に大人と子供たちで2回（7/26,29：延80名参加）海岸の清掃活動を行ったことで快適な海水浴場を整備することができ、地域の環境は自分たちで守り育てる環境が整った。	米水津振興局
	・蒲江ふるさと探検隊 蒲江の小学生を対象に、蒲江の生活体験や自然体験をととして、地域の人々とふれあい自分が住む蒲江を感じ、知ることで「ふるさとを思う心」を育む。	取組中	地域で体験学習を行うことでふるさと蒲江の現状を認識し、環境保全について考えることができた。 年4回開催 27名参加 1. 蒲江の昔話、海の資料館見学 2. 屋形島を探検、シーカヤック体験 3. 蒲江を散策・海の家でキャンプ 4. スキー体験	蒲江振興局
	・元猿海岸清掃活動 蒲江を訪れた人々に「美しい蒲江の海」を楽しんでもらうために、蒲江の観光資源、環境を守る取り組みを実施する。	取組中	6月24日に地区民のボランティア活動（24名参加）により清掃活動が行われ、きれいな蒲江を保つことができています。	蒲江振興局
	①ふれあい機会の充実、人材の育成			
	・子ども農山漁村プロジェクト 学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み力強い子どもの成長を支える教育活動として小学校において農村漁村で一週間程度の長期宿泊体験活動を推進するもの	取組中	平成21年度は3校（豊後大野市立長谷小学校、九重町立淮園小学校、佐伯市立直川小学校）の受入があり、マリンカルチャーセンター等で自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることができ、自然に関する理解と関心を深め、環境を大切にすることをはぐくめた。	観光課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
3 優れた自然とのふれあいの推進	①ふれあい機会の充実、人材の育成			
	・大越地区棚田を守る協議会 ・下流域の児童クラブの児童と体験学習 ・棚田の保全に関する活動 ・集落の形成	取組中	星の子児童クラブの子供たちと「ふるさとの森」植樹祭を行い、杉を伐採した山にヤマザクラ、イチョウ、スギの苗木を植樹した。	農業振興課
	・農業体験事業 農業へのたすさわりのない小学校を対象に、田植えや稲刈り体験を通じて、農業や自然と触れ合う機会を提供する。	取組中	大入島小学校3～6年生9名が6月25日に田植え体験、10月13日に稲刈り体験を実施した。子供たちに減農薬米である特別栽培米に対する認識はもとより農業に対する理解も深めてもらうことができた。	農業振興課
	・青少年課外活動荻町交流事業 小学生を対象に旧姉妹町である荻町との交流事業として、荻町に出向いて田植え・稲刈り体験教室を実施し、荻町からの受け入れについては、12月に豊後二見ヶ浦のしめ縄の張り替えを一緒に行うとともに、稲刈り体験教室で収穫した米を用いて餅つきを実施している。	取組中	「田植え体験教室（5月）」参加者数：佐伯市上浦30名、竹田市荻町11名 計41名・「稲刈り体験教室（10月）」参加者数：24名、竹田市荻町14名 計38名・「豊後二見浦しめ縄張替え及びもちつき体験教室（12月）」参加者数：佐伯市上浦30名、竹田市荻町28名 計58名	上浦振興局
	・弥生ジュニアスクール 放課後子どもプランの一環として、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施	取組中	弥生地区の小学生2組（22名）が本匠の水辺の楽校でカヌー体験を通して自然と触れ合うことができた。	弥生振興局
	・番匠川川まつり事業 毎年、7月下旬の日曜日に商工会青年部が、夏の日を親子の交流の場、番匠川の自然にふれあう場所づくりのイベントとして開催している。	取組中	7月26日（日）に第25回番匠川川まつりを開催（参加者約3,000名） 市民・商工業者に対し、河川に直接ふれあうことにより、自然環境に対する意識啓発ができた。	弥生振興局
	・水辺の楽校推進事業 カヌー体験教室の開催 8月の土日に水辺の楽校河川敷で一般客対象にカヌーを貸し出す。（パワーアップ本匠実行委員会と共催）	取組中	参加者数は、トータル30名でPR不足もあるが、人手がかかる割りに参加者が少ない。 参加した方の感想は概ね良好だったが、事業効果はあまり望めないと考える。	本匠振興局
	・本匠歴史探検隊 小学5年生を対象に、本匠地区内の史跡、名勝を見学し、郷土愛と、ふるさとの環境を守っていく意識を高める。	取組中	小学生5年生10名が参加。年間5回開催。子どもたちは、事業の開催を毎回楽しみにしている。少しずつ地域のことを知ることで、心の中に本匠の自然を育むことができた。	本匠振興局
	・柳瀬地区オーナー田事業 柳瀬地区の棚田の保全と都市住民との交流を目的に、毎年20家族程度の水田（水稲）オーナーを受入れ、地域住民との交流を深める。	取組中	平成21年度は26組94名をオーナーとして受け入れ、オーナーになった多くの都市住民が農業体験をとおして水田の担う役割についての認識を深めていった。里地・里山に存在する環境資源を活用する機会を充実することが図れたといえる。	宇目振興局
	・うめグリーンクラブ事業 小学4年生から中学3年生を対象に、各種体験活動等を通じ、自然の大切さや、地域のすばらしさを学習させる。	取組中	宇目に伝わる有形文化財や伝統無形文化財の意味や歴史の研究、また、名勝地の清掃活動等を行い、地域の環境・歴史資源の大切さを学んだ。（計5回開催。参加者延人数49名）	宇目振興局
	・子どもわくわく体験教室 小学生の余暇を利用し、さまざまな体験活動を通じて、豊かな心を育み、環境の大切さ等を学習させる。	取組中	公共施設のチューリップの花植えや、地域内の卓越した技術を持つ講師を迎え、様々な体験活動を通じて、地域の環境や人とのふれあいを高めた。（計7回。参加者延人数118名）	宇目振興局



自然環境調査事業（第一次）



柳瀬地区オーナー田事業

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
3 優れた自然とのふれあいの推進	①ふれあい機会の充実、人材の育成			
	・かぶとむしの村づくり事業 生きたかぶとむしを自然の中で、自分で見つけ自分で捕まえる森づくりのために、かぶとむしの養殖に取り組む。又かぶとむしフェア・かぶとむし木登り大会等のイベントを開催しPRにつとめる。カブトムシドームの整備をする。	取組中	3月にカブトムシふれあい館（カブトムシドーム）、駐車場などが完成したことで22年度はカブトムシまつりや公園の入場者は増加することが期待できる。また今年も小学生を中心にクヌギなどを植栽、カブトムシが生息しやすい環境の造成に努めた。	直川振興局
	・蒲江ふるさと探検隊 蒲江の小学生を対象に、蒲江の生活体験や自然体験をとおして、地域の人々とふれあい自分が住む蒲江を感じ、知ることで「ふるさとを思う心」を育む。	取組中	蒲江の産業のその現場を訪ねることによって、海 の環境と産業の振興について学ぶことができた。 年4回開催。27名参加	蒲江振興局
	②団体等の活動支援			
	・佐伯地区森林ボランティア活動事業 佐伯広域森林組合が行う森林ボランティアによる森林整備活動事業に対して助成を行う。	取組中	10/24と3/6の2回開催。約100名参加。幅広い市民の森林環境保全に対する意識の熟成を図ることができた。	林業課
	・ホテルに関する取り組み（板屋地区ほたる観賞会） ・第18回本匠ほたる祭りの開催（板屋地区ほたる観賞会主催） ・ほたるの学校開校事業の支援 ホテルを通じた自然啓発活動を行い、同時に都市間交流の推進を図る。	取組中	・ほたるの学校開校事業の支援 実行委員がローテーションを組み、ホテル観賞の案内をするとともに環境保護の啓発に努めた。	本匠振興局
	③歩道や駐車場、トイレ等の整備			
	・瀬会海岸遊歩道災害復旧工事		平成20年度取組完了	上浦振興局
	・屋形島交流基盤施設整備事業		平成20年度取組完了	蒲江振興局
	④市全域の自然環境調査ガイドブックの作成			
	・自然環境調査ガイドブック作成事業		平成23年度以降取組	生活環境課
2	多様な動植物の生息・生育空間を守り、育む			
施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 良好な生態系の保全	①モデル事業等による生態系の保全（磯焼け対策、魚道等）の推進			
	・漁港建設単独事業		平成20年度取組完了	水産課
	・増殖場造成事業 藻場再生のための増殖場造成	取組中	増殖場造成により藻場が再生され、藻場の持つ水質浄化機能により、漁場環境の向上が図られた。 造成場所：鶴見、米水津 藻場造成面積：13,240㎡	水産課
	・磯焼け対策・磯根資源保護（放流）事業 磯焼け対策：環境・生態系保全活動支援制度による藻場保全活動及び磯焼け状況調査 磯根資源回復：アワビの放流事業	取組中	海藻の食害生物の除去や母藻設置、藻場のモニタリング等に取り組んだことにより、磯焼けの改善を図ることができた。また、アワビ等の磯根資源の種苗を積極的に放流することにより、今後の漁場生産力の向上が期待される。 放流数：アワビ33万個・イサキ5万尾・マダイ21万尾・クルマエビ61万尾	水産課
2 外来生物の防除対策等の推進	②市全域の自然環境調査の結果を踏まえた保全事業の検討			
	・自然環境調査の結果を踏まえた保全事業		平成23年度以降取組	生活環境課
	①啓蒙・啓発の推進			
	取組なし。			
3 有害鳥獣対策の推進	②監視体制の検討			
	取組なし。			
	③調査や駆除対策の推進			
	・外来魚被害緊急対策事業 在来種の鮎・エビハ・ワカサギ等を保護するために、宇目地域の内水面に刺し網・かご等を設置するとともに、外来種のブラックバス・ブルーギル等の駆除を行う。	取組中	北川ダム湖において2月19日～3月19日の間ブラックバスとブルーギルの駆除を行った。	水産課
3 有害鳥獣対策の推進	①被害状況の調査			
	・鳥獣害防止総合支援事業 ・鳥獣害防止総合支援事業を利用し、シカ肉の活用方法について調査を行う。 ・佐伯市鳥獣被害防止計画に基づいて有害鳥獣対策を推進する。	取組中	被害が多いと思われる地区をモデル的に取り上げ集落点検するとともに、随時農林家からの連絡により、現地の被害の状況を調査した。今後も同様に取組む予定。シカ肉処理施設の先進地視察を行うとともに、シカ肉料理の研修、試食会を行いシカ肉の流通の現状を知ることができた。	林業課
	②シカ等の適正な頭数管理			
	・有害鳥獣捕獲事業 佐伯市猟友会の協力による捕獲等を行い、捕獲した場合は実績に応じて報償費を支払う。	取組中	イノシシ560頭、シカ9,196頭を捕獲することができた。	林業課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
3 有害鳥獣対策の推進	②シカ等の適正な頭数管理			
	・鳥獣害防止総合支援事業 ・鳥獣害防止総合支援事業を利用し、シカ肉の活用方法について調査を行う。 ・佐伯市鳥獣被害防止計画に基づいて有害鳥獣対策を推進する。	取組中	捕獲班を編成し、有害鳥獣捕獲を実施することにより、頭数管理を行った。	林業課
	・再造林地鳥獣防護柵設置促進事業 植栽地におけるシカネットの助成について、既存の助成に新たに上乗せした補助を行う。	取組中	市内全域の166か所に総延長96,434mのシカネットを設置した。補助金額9,266千円。シカネットを設置することにより、植栽地を理想的な環境で保育することができた。森林が整備されることで、豊かな自然環境を保全・創造することができた。	林業課
4 環境に配慮した農林水産業の推進	①環境保全型農業の普及・啓発			
	・耕畜連携資源循環推進事業 市の堆肥施設に管内の畜産農家の糞尿を回収し、発酵・乾燥により良質の堆肥を生産し、農地における化学肥料投入の削減を図り環境保全型農業を確立する。	取組中	牛糞や木屑などの廃材を活用したたい肥の販売費用を補助したことによって、農作物を生産する農家負担を軽減するとともに有機栽培の推進を図ることができた。	農業振興課
	・環境保全型農業（エコファーマー） 環境保全型農業を推進するため各生産部会ではエコファーマーの認定に取り組んできた。さらには、おおいた生産物認証制度の認証取得も進めている。	取組中	21年度は、2名（水稻1名、茶1名）がエコファーマーの認定を受けることができた。	農業振興課
	②エコファーマーに係る啓蒙・啓発			
	・環境保全型農業（エコファーマー） 環境保全型農業を推進するため各生産部会ではエコファーマーの認定に取り組んできた。さらには、おおいた生産物認証制度の認証取得も進めている。	取組中	環境保全型農業の普及・啓発のためにも継続して実施する。	農業振興課
	③環境に配慮した水産業の推進			
	・漁場クリーンアップ事業 有害生物駆除 佐伯地域番匠川河口における有害生物（ツメタガイ）駆除 鶴見地区沖合における有害生物（鮫）駆除	取組中	ツメタガイの駆除により、アサリ等における食害を低減させることができた。（除去数：110kg）サメの駆除により、イサキ等の一本釣り漁業対象魚種における被害を低減させることができた。（駆除数：12尾）	水産課
	・漁場クリーンアップ事業 海岸清掃 佐伯市内各地域の海面環境保全（海面清掃及び入網ごみ持ち帰り）	取組中	年間を通して、佐伯湾9,000haの入網ゴミを持ち帰り回収処理を行った。漂着ゴミ等を回収・処理することにより、漁場環境の保全を図ることができた。	水産課
	・増殖場造成事業 藻場再生のための増殖場造成	取組中	増殖場造成により藻場が再生され、藻場の持つ水質浄化機能により、漁場環境の向上が図られた。造成場所：鶴見、米水津 藻場造成面積：13,240㎡	水産課
	・磯焼け対策・磯根資源保護（放流）事業 磯焼け対策：魚類の放流及び磯焼け状況調査 磯根資源回復：アワビの放流	取組中	磯焼けの改善を図るための基礎的な知見を得ることができた。また、アワビ等の磯根資源の種苗を積極的に放流することにより、今後の漁場生産力の向上が期待される。放流数：アワビ33万個	水産課
	・サンゴ保全（食害生物駆除）事業 主にサンゴが分布する蒲江深島周辺の海域を天敵であるレイシガイダマシ類及びトヨツガイ類の分布・被害状況調査及び駆除を行い、被害拡大を未然に防ぐことを目的とする。	取組中	レイシガイダマシ類を駆除することによりサンゴの保全に努めているが、予算の関係もあり、思うように駆除は進んでいない。（駆除数：1,935個体）	蒲江振興局
	④環境に配慮した農村整備の推進			
	・農地・水・環境保全向上対策 農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきたため地域ぐるみの効果の高い共同活動を行うことで農村環境を守っていく。	取組中	農村環境の質的向上が図られ農道・水路の寿命を延ばし、農業の持続と地域のまとまりや環境に配慮された営農活動支援が図られた。 ・共同活動実施地区 44集落（806ha） ・営農活動実施地区 1集落（城村地区）	農業振興課
	・中山間地域総合整備事業（蒲江地区） 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的計画的に実施する。	取組中	該当なし（事業工種がなかった。）。	耕地課
	・農村振興総合整備事業（弥生地区） 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に1～数市町村に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。	取組中	該当なし（事業工種がなかった。）。	耕地課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
4 農林水産業に配慮した環境の推進	⑤公共事業等における生態系への配慮：再掲			
	・農村振興総合整備事業（弥生地区） 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に1～数市町村に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。	取組中	該当なし（事業工種がなかった。）。	耕地課
	・中山間地域総合整備事業（蒲江地区） 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的に実施する。	取組中	該当なし（事業工種がなかった。）。	耕地課

基本目標1【取組状況】取組完了：1 取組中：53 未実施：3

◆基本目標2 ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち

1 公害のない住みよいまちをつくる

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 大気環境、水環境、土壌環境の保全対策の推進	①法規制に基づく対策の推進			
	・公害防止対策事業 ・公害防止協定に基づき興業人の排水水質濃度測定及び排ガス濃度の情報把握を実施する。 ・騒音・振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制基準の遵守に関する監視、指導を実施する。 ・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく規制基準の遵守については、県が実施する監視、指導に関して協力を行う。	取組中	公害防止協定に基づく興業人の排水水質調査（毎月）の実施及び排ガス濃度（4回/年）の情報把握を行っている。また、大気汚染状況について、八幡・石間地区（市測定）・南部振興局（県測定）3か所で常時監視を行っている。 騒音・振動規制法及び悪臭防止法に基づく監視指導を実施している。水質・大気汚染防止については、大分県の監視・指導に協力をしている。	生活環境課
	②交通体系の整備			
	・市道喜太郎椿原線		平成20年度取組完了	建設課
	③ノーマイカーデー、時差出勤の導入検討及び公共交通機関の利用促進			
	・公共交通機関の利用を推進 交通空白地域に市営のコミュニティバスを導入し公共交通機関の利用を促進する。	取組中	コミュニティバスの利用により、交通渋滞による自動車の排出ガスの抑制、大気の保全に若干の効果があつたものと考えられる。（黒沢、大入島、弥生、本匠の4地区でのべ8,462名利用）	企画課
	④省エネ運転の普及・啓発			
	・省エネ運転の普及・啓発事業 省エネ運転の普及・啓発活動（市報、エコページの活用）	取組中	・CATVの「エコページ（佐伯市環境情報発信事業）」において、省エネ運転の実践方法等について特集番組（7日間）を放映した。 ・環境配慮の行動啓発のため、市報のシリーズ「エコ活動（12回/年度）」に省エネ運転に関する記事を掲載（計2回）した。 今後も市民、事業者に対し、環境問題の意識啓発と併せて、省エネ運転の普及啓発を行っていく必要がある。	生活環境課
	⑤低公害車等の率先導入			
	・低公害車導入事業 佐伯市の公用車を購入する際は、低公害車の導入に努める。	取組中	老朽化した公用車16台（普通車3台、軽自動車13台）を、排ガス低減車あるいは燃費基準達成車に買い替えることにより、排出ガスの抑制に寄与することができた。ハイブリッドカーについては、納期の確保が困難であったため、今後導入を進めていく予定である。	総務課
	⑥低公害車等の補助制度の検討			
	・低公害車等普及・啓発事業 低公害車の排出ガス削減効果等の普及・啓発（市報、エコページの活用）	取組中	低公害車の導入に対する市独自の補助制度についての検討をしたが、現段階では財政上、厳しい問題があり実施には至らなかった。今後も補助制度については国及び県の動向を注視しつつ検討していく必要がある。	生活環境課
	⑦生活公害等に関する指導			
	・大規模小売店舗立地法に基づく意見提出 大規模小売店舗の立地にあたり、周辺の生活環境保持の見地から意見を提出する。	取組中	大規模小売店舗の立地にあたり、周辺の生活環境保持に係る検討を行った。 大分県知事からの意見聴取に対する回答 1件（変更）スーパードラッグコスモス佐伯女島店	商工振興課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1) 大気環境、水環境、土壌環境の保全対策の推進	⑦生活公害等に関する指導			
	・生活環境保全推進事業 ・市報等を利用した市民への啓発、広報活動 ・関連苦情処理 ・CATVのエコページで啓発、広報活動	取組中	CATVを活用し浄化槽の管理・光化学スモッグ等の広報を実施、公害関連の苦情処理は、62件（大気19件・水質8件・騒音振動等35件）であった。	生活環境課
	⑧安全・安心な飲料水の確保			
	・水道未普及地域解消事業及び簡易水道再編推進事業 蒲江下入津(竹野浦河内、西野浦)地区の統合事業の実施 上浦福泊地区と蒲戸地区の統合事業の実施	取組中	未普及地域の解消 簡易水道新規加入戸数187戸	水道工務課
	⑨水質浄化に関する啓蒙・啓発の推進			
	・北川ダム湖環境整備推進協議会 管内にある北川ダムは、延岡市北川町の上流にあり、ダム湖の水質が下流域の河川の環境の変化に与える影響が大きく、協議会で水質改善の研究、啓発に努める。	取組中	水質改善については、浄化槽等整備によりかなり改善されている。 本年度も引き続き、合併浄化槽の設置事業の推進や、北川ダム湖上下流域交流事業を通して啓発に努めた。	宇目振興局
	⑩下水道等の計画的な整備及び下水管等への接続の推進			
	・生活排水処理普及促進事業 生活排水処理率向上のため、恒常的な啓発（市報、チラシ等）及び戸別訪問による面談にて普及促進を行い「下水道の日」にあわせた啓発用横断幕の設置、並びに広報紙にて啓発の取り組みを行っている。	取組中	生活排水処理施設整備構想を策定し、整備計画の見直しを図った。	生活排水対策課
	・農業集落排水事業（弥生地区・切畑） 農業排水路の水質改善と公共用水路の水質保全に寄与し、生活環境の改善を図る。	取組完了	普及促進を行い接続戸数が124戸となった。	生活排水対策課
	・漁業集落排水事業（米水津地区 宮野浦）		平成20年度取組完了	生活排水対策課
	・漁村再生交付金事業（上浦地区 浪太） 漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、汚水排水施設の整備をし、快適で潤いのある漁村環境を形成する。	取組中	廃水処理施設を整備し周辺海域の水質保全と生活環境の向上を図る。 管渠整備（汚水管）L=1,003m （補助） L= 897m （単独） L= 106m	生活排水対策課
	・公共下水道事業（佐伯処理区） 管渠整備（雨水、汚水） 処理場増設 建設工事 処理方法：標準活性汚泥法	取組中	生活環境の改善や浸水被害の解消及び公共水域の水質保全など、安全で快適な市民生活の実現が図られ、美しい海や川が守られる。 管渠整備（雨水）L=166m 管渠整備（汚水）L=1,113m	生活排水対策課
	・蒲江地区特定環境保全公共下水道事業 管渠整備 処理場新設（補助） 建設工事 処理方法：膜処理活性汚泥法	取組中	生活環境の改善や公共水域の水質保全など、安全で快適な市民生活の実現が図られ、美しい海や川が守られる。 管渠整備（汚水）L=1,296m	生活排水対策課
	⑪下水道等の整備計画区域外における浄化槽の整備及び適正管理の推進			
	・佐伯市浄化槽整備事業 下水道事業、農業・漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、生活排水処理事業実施区域を除く地域で、浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。	取組中	平成21年度整備予定185基に対して164基を設置した。	生活排水対策課
	・生活排水処理施設建設事業 市が設置主体となり戸別合併処理浄化槽を各戸に整備することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	取組中	平成21年度17基を設置。計画（30基）に対して実施数は少ないが、事業の全体計画は平成36年度までであり、全体計画の設置基数616基に対しても調整可能な範囲である。	生活排水対策課
	⑫環境保全型農業の普及・啓発：再掲			
	・耕畜連携資源循環推進事業 市の堆肥施設に管内の畜産農家の糞尿を回収し、発酵・乾燥により良質の堆肥を生産し、農地における化学肥料投入の削減を図り環境保全型農業を確立する。	取組中	牛糞や木屑などの廃材を活用したたい肥の販売費用を補助したことによって、農作物を生産する農家負担を軽減するとともに有機栽培の推進を図ることができた。 補助金額 228千円（2か所）	農業振興課
	・環境保全型農業（エコファーマー） 環境保全型農業を推進するため各生産部会ではエコファーマーの認定に取り組んできた。さらには、おおいた生産物認証制度の認証取得も進めている。	取組中	21年度は、2名（水稲1名、茶1名）がエコファーマーの認定を受けることができた。今後も環境保全型農業の普及・啓発のためにも継続して実施する。	農業振興課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 等化学物質 推進対策	①化学物質に関する情報の収集、提供			
	・PRTR法に基づく化学物質に関する情報収集 ・PRTR法に基づくデータの収集、分かりやすいデータの提供 ・県と連携して化学物質の実態の把握 ・環境の監視	取組中	国からの個別事業所のデータを収集している。市から市民へのデータ提供は行っていないが、環境省ホームページ上で公表している。	生活環境課
3 環境監視体制 の充実	①環境監視・連絡体制等の継続、充実			
	・環境監視事業 ・市内2か所(石間・八幡地区)での常時大気観測 ・交通騒音、振動調査 市内5か所 ・一般環境騒音調査 市内3か所 ・県の大気環境監視に基づく環境監視の協力	取組中	石間地区(SOX・ばいじん)八幡地区(SOX・NOX・ばいじん)で常時監視をおこなっている。大分県南部振興局でSOX/NOX・ばいじん・光化学オキシダント濃度の常時監視を行っている。市内の交通騒音・振動調査及び一般環境騒音調査を10月に実施した。	生活環境課

2 ものを大切に、持続可能なまちをつくる

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 3Rの推進	①一般廃棄物処理計画の見直し			
	・一般廃棄物処理基本計画策定事業 平成22年度 一般廃棄物(ごみ)処理実施計画の策定	取組中	平成20年度に策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき平成21年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画を策定した。実施計画に基づき、ごみの排出抑制、再資源化の促進、適正処理等を促進するための具体的な施策の展開を図った。	清掃課
	・ペットボトルの分別回収とマテリアルリサイクル ・ペットボトルの分別回収 ・(財)日本容器包装リサイクル協会への全量引渡 ・市民、事業者への啓発	取組中	ペットボトルを分別回収することにより燃えるごみの減量化につながるとともに、分別回収されたペットボトルを再利用することにより循環型社会の形成に寄与したマテリアルリサイクルの確立ができた。ただし、ペットボトルの中に異物の混入等が見受けられるため、さらなる啓発活動が必要である。	清掃課
	・資源ごみの無料化 ・資源ごみの無料化 ・市民、事業者への啓発	取組中	資源ごみの収集を無料化することにより、燃えるごみや燃えないごみの中に混在するビン、カン及びペットボトルが資源ごみに移行することが期待でき、燃えるごみ及び燃えないごみの減量化につながった。	清掃課
	②普及啓発の推進			
	・3R普及啓発推進事業 ・市報によるごみ減量(3R)の推進啓発 ・ごみ収集日程表によるごみ減量(3R)の推進啓発 ・CATVによるごみ減量(3R)の推進啓発	取組中	市報、CATV、班回覧等を通じ、ごみの分別を始めごみの減量、再資源化等の啓発活動を実施した。資源ごみの分別もある程度正しくされており、再資源化量も増加しており、普及啓発活動の効果があつた。	清掃課
	・ごみの分別方法収集に関する普及・啓発の推進 ・市民全体が環境保全活動を進められるような分別徹底のための実施方法の検討 ・職員に対するごみ分別方法の研修実施 ・エコページ(仮称)による普及啓発活動の実施	取組中	3R推進啓発活動を市報掲載(12回)、CATVによる放映(4回)、全市域への班回覧(1回)、出張講座(2回)、平成22年度ごみ収集日程表による3R啓発(1回)と取り組んだ。ごみの分別を始め、排出抑制、再利用、再生利用の啓発活動を行った結果、一定の成果があつた。	清掃課
	・ごみダイエツトメニューの作成 実施方法(プロジェクトチームの編成方法、着実に継続性のある方法等)の検討	取組中	市報による募集を行ったが、2件と意見が少なかった。意見集約は行ったものの、ごみの減量化に関する工夫やアイデアを広く市民にPRできなかった。	清掃課
	③マイバッグ運動の促進			
	・レジ袋削減の取り組みとマイバッグの普及 ・試行期間 ・「大分県レジ袋削減検討会議」のメンバーの内、佐伯市内に店舗を構える小売業者等によるレジ袋有料化の先行実施 ・レジ袋有料化市内協力店舗の募集 ・マイバッグ運動の普及、啓発活動の実施	取組中	平成21年6月1日からの「レジ袋無料配付の中止」の実施に伴い、市報、CATV、街頭において啓発活動を実施した。マイバッグ持参率80%を目標に掲げ取組を開始したが、本市においては、86.5%と目標を大幅に上回ることができたのは、普及啓発活動の成果と市民の本事業への関心の高さもあり、理解・協力が得られた結果といえる。	清掃課
	④フリーマーケット等の推進			
	・3R推進事業(リユースの促進) 市報、CATV等による民間主催のフリーマーケット開催情報等の発信	取組中	市報等にフリーマーケットの情報を掲載したことにより、民間の主催者より参加者及び来客が増えたとの報告があり、リユースが促進されたと考える。しかし、民間主催で行われているフリーマーケットの開催情報を把握できていない状況であるため、事前の情報把握また発信が今後必要である。	清掃課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
	⑤イベント等と連携した3Rの推進			
	・3R推進事業 主催者等に対してイベント開催時におけるごみ分別の徹底を依頼	取組中	市が関係するイベントから排出されるごみに対し、ごみの分別方法及び資源ごみの分別排出の指導、協力依頼を行った。 リサイクルの推進を目的に、あわせ産廃（ビン・カン・ペットボトル）を収集及び処理を行っているが、中には分別の悪いものも見受けられるため、さらなる事前の指導を行っていく必要がある。	清掃課
	・本匠キャンドルナイト事業 「家族で集う！キャンドルナイト」開催 夏至の日の前後に音楽会を開催しその中で環境（省エネ、ごみ減量等）についての呼びかけをする。	取組中	夏至の日の前日の6/20に開催。約130名が参加。300本のろうソクの灯りで飾られた会場では、吹奏楽コンサートを通して、人が電気を使わずに奏でる音色の美しさを観賞。また、梶川善寛氏によるエコの名前の由来、普段から出来る省エネについての講演 来場した参加者にマイキャンドルを配布、翌21日の夏至の日にも家庭でキャンドルナイトの実施を促し、当日の夜2時間と翌日（21日）の夜3時間の合計5時間の節電をねらった。本年度はキャンドルナイトをただのイベントにとどめずに、次の一人一人ができるエコ活動につなげるような催しになった。	本匠振興局
	⑥公共事業の残土の活用			
	・工業用地造成事業 企業誘致推進のため、新たな工業団地の整備として、10ha程度の工業用地を造成する。	取組中	現在、木立(永野地区)での造成工事の可能性を検討中であり、佐伯市土地開発公社と共同して作業実施中。今後、計画の進捗と並行し、関係公共機関、地権者をはじめとした関係住民との調整を予定	商工振興課
	⑦給食残渣の堆肥化の推進			
	・学校給食残渣堆肥化事業 弥生学校給食センター新築工事と併せコンポスト式堆肥化システムを導入	取組中	コンポスト式堆肥化システムを導入、給食センターの生ごみ処理を行いごみの減量が効率的に行われており、今後、堆肥化を進めていく。	学校給食室
	⑧「菜の花エコ・プロジェクト」による廃食油の活用			
	・新油田プロジェクト 学校給食を中心に飲食業者等の協力により廃食油の提供協力システムを構築し地域資源を利用した新エネルギーの精製に取り組む。	取組中	廃食油をバイオディーゼル燃料として再利用することにより資源循環型社会の形成や新エネルギーの使用により環境に配慮した取組が実施できた。 ・廃食油回収量 11,622ℓ ・バイオディーゼル燃料精製量 9,100ℓ	農業振興課
	⑨家畜排泄物の適正な処理及び利活用の推進			
	・耕畜連携資源循環推進事業 市の堆肥施設に管内の畜産農家の糞尿を回収し、発酵・乾燥により良質の堆肥を生産し、農地における化学肥料投入の削減を図り環境保全型農業を確立する。	取組中	牛糞や木屑などの廃材を活用したたい肥の販売費用を補助したことによって、農作物を生産する農家負担を軽減するとともに有機栽培の推進を図ることができた。 補助金額 228千円（2か所）	農業振興課
	⑩生ごみ処理機購入補助事業の推進			
	・生ごみ処理容器導入事業 ・生ごみ処理機購入費補助 ・生ごみ処理容器貸与	取組中	・コンポスター貸出数 70世帯（70個） ・ボカシ容器貸出数 24世帯（48個） ・生ごみ処理機購入費補助 119世帯 生ごみの自家処理が促進され、ごみの減量につながった。	清掃課



本匠キャンドルナイト事業

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 不法投棄対策の推進	①不法投棄防止の啓蒙・啓発			
	・不法投棄対策事業（啓発） ・不法投棄防止看板設置 ・不法投棄防止啓発ビラ作成	取組中	市内12か所に啓発用看板を設置したことにより一定の不法投棄防止が図られたと考えられる。	清掃課
	②不法投棄の監視体制の充実			
	・不法投棄対策事業（監視体制） ・大分県等との連絡・連携を深め、大分県が主体となって実施する不法投棄廃棄物撤去事業と併せて不法投棄監視体制を充実させ不法投棄対策防止に努める ・九州電力株式会社と協定による不法投棄の監視の継続実施	取組中	自治委員会宇目支部と平成21年12月1日に「廃棄物の不法投棄に関する協定」を締結した際、腕章を貸与し、宇目地区における不法投棄監視パトロールの実施することで監視・強化が図られた。（新規の取組）	清掃課
3 産業廃棄物の適正処理、処分の促進	③市の監視員制度設置検討			
	・不法投棄対策事業（市の監視員制度） 平成21年度から大分県による悪質な不法投棄箇所の巡回、監視活動が行われることから、この活動の範囲、内容等を考慮して市の監視員制度の設置について検討したい。	取組中	監視車両による不法投棄場所の巡回・監視活動を実施したが、依然として悪質な不法投棄が随所で見受けられているため、より効果的な広報活動や巡回・監視活動が必要である。	清掃課
	④不法投棄防止策の検討			
	・不法投棄対策事業（防止策） 職員による恒常的な不法投棄場所の巡回・監視活動	取組中	過去の不法投棄箇所を整理し、図面化することができていないため、早急に取組を進め、有効な防止対策を講じなければならない。 苦木の鼻（東灘区）において、不法投棄が大量にあったため、投棄物の撤去後、防護柵を設置したことて再発防止が図られた。	清掃課
4 漂着ごみ対策の推進	①県と連携した監視指導の強化			
	・大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業 弥生 市道石丸小崎バイパス開設事業	取組中	産廃施設の近隣地区から産廃車両の通行に伴い市道が混雑し危険であるとの意見を受け、県の産業廃棄物処理施設周辺対策事業を活用し、市道石丸小崎線のバイパス開設事業を実施した。	生活環境課
	・産業廃棄物適正処理推進事業 ・産業廃棄物処理施設の設置の際には、協定を締結し、近隣住民の生活環境の保全を図る。 ・産業廃棄物処理施設環境保全協議会の設置の推進に努める。	取組中	(株)サンテツと(株)南和環境について、市・地区・業者の3者による生活環境保全の協定を締結し、不適正処理の防止に努めた。	生活環境課
	②農業用廃プラスチックの適正処理			
4 漂着ごみ対策の推進	・農業用廃プラスチックの適正処理 農業用廃資材や農薬のから容器等の処理は法律により義務づけられている。その処理を円滑かつ適正に処理するために、有料で回収を行う。	取組中	良好な生活環境を保持するため、県とJAと連携し、蒲江、宇目地域については日を限定し、またそれ以外の地域については産廃業者への持ち込みとして年2回に分けて実施した。これにより、農業用廃資材の適切な回収が図られた。	農業振興課
	①漂着ごみ処理対策の推進			
	・佐伯地域漂着物処理対策協議会 台風や豪雨等で各河口付近、海岸及び港湾と漁港に漂着した流木等の漂着物の処理を迅速に行い漁業災害の防止及び河川・海生動植物の保護並びに美しい佐伯地区の河川及び海岸を守ることを目的とし、国、県、市等の関係機関により構成されている。	取組中	台湾からの流木の事案において、港湾漁港を含めた管理上の責務の所在について、各関係機関との間でスムーズな対応ができなかったため、22年度からは事務局の体制を見直し、緊急時にはスムーズな対応がとれるようにする。	防災危機管理課
	・海岸漂着ゴミ対策事業 観光資源である海岸への漂着ゴミを迅速に処理するため、行政、自治会、建設業協会、ボランティアで協力して対処する。	未実施	台風の襲来がなかったため、実施しなかった。	上浦振興局
	②漂着ごみ処理費用に対する補助制度の活用			
4 漂着ごみ対策の推進	取組なし。			

基本目標2【取組状況】取組完了：1 取組中：42 未実施：1

◆基本目標3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち

1 美しく快適なまちをつくる

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 地域美化活動の促進	①地域における環境美化の促進			
	・クリーンなまちづくり事業 クリーンなまちづくり事業実施団体に対する補助金（自治会等による活動に対する補助金交付） ・空き缶等の回収 ・生活排水路の清掃 ・道路、河川等の草刈り ・ごみ収集所の整備 ・ミニ広場等の整備	取組中	クリーンなまちづくり事業において30地区が実施し、地域の環境美化活動やごみの集積所の整備等が促進された。	清掃課
	・さいき903クリーンアップ大作戦 ・さいき903エコ推進会議の設置 ・さいき903クリーンアップ大作戦の実施 ・「さいき903クリーンアップ大作戦」行動宣言者の登録	取組中	平成21年8月2日にさいき903クリーンアップ大作戦と題して、市内全域を対象に一斉清掃活動を実施した。市内各地でごみ拾いを中心に行い、参加者は14,794人で回収したごみの量は約32.6トンにもなった。市民・事業者・行政の3者が一体となった環境美化活動を行うことができ、環境保全と環境美化意識の向上につながったと思われる。	生活環境課
	・佐伯市川を守り水辺に親しむ会 河川及びその周辺の環境の美化が図られるとともに川を守り水辺に親しむ気運が醸成される。	取組中	7月5日に市内全域で19,713名が河川の草刈りやごみ拾いをを行い住民参加の取組ができている。	建設課
	・「まちづくり物語」事業 第5回「まちづくり物語」事業	取組中	佐伯駅構内の階段にマッチした中学生考案の明るい原画をもとに、JR佐伯駅構内の階段下に絵画アートを行うことによって、明るくて楽しい外観に生まれ変わり佐伯駅のイメージアップを図ることができた。また、事業をとおして次世代を担っていく中学生に景観や環境などに興味を持ってもらえるような機会を与える事ができた。佐伯駅利用客から、大変好評を博している。	都市計画課
	・日本一美しいまちづくり事業 花いっぱい運動や地域美化活動等の日本一美しい地域をめざした取り組みを展開する。	取組中	上浦地域の幹線道路である県道四浦港津井浦線沿いや、観光の中心である瀬会海水浴場一帯に一年を通じてコスモスや菜の花等を植栽することで、きれいな環境づくりが進んだ。また、花いっぱい運動での花壇の整備や、ごみのない上浦地域作り事業、花・土・人づくり事業での活動により、住民に環境美化の意識付けが進んだ。	上浦振興局
	・弥生花いっぱい運動事業 弥生地域を訪れる人々へ歓迎の意味において国道、県道を中心にプランター等で花いっばいに飾り付け、環境整備を行う。	取組中	管内40か所に花のプランターを配置した。配置した地域や学校、グループ等において地域の環境美化について意識づけができ、施設を訪れた人々の目を楽しませることができた。	弥生振興局
	・本匠地域クリーンアップ推進事業 ・河川愛護巡視員の配置 夏休み期間中（7月末～8月末）に、本匠青年団が河川愛護巡視員として、番匠川本匠地域内の遊泳ポイントを巡視し、ゴミ拾いを行いながら、遊泳客にゴミの持ち帰りを啓発する。	取組中	夏休みの週末（土、日）に河川巡視員を配置し、番匠川での河川遊泳客等に対し河川愛護の広報活動とごみ収集活動を実施し、河川環境美化の啓発に努めた。結果、配置当初より終盤には、ごみの量も若干軽減した。	本匠振興局



「まちづくり物語」事業



やよい菜の花まつり事業

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 地域美化活動の促進	①地域における環境美化の促進			
	・宇目道路・河川愛護事業 各集落の道路、河川の愛護事業として、地区住民が例年道路、河川の草刈りを自主的に実施している。	取組中	この事業はかなり以前から行われており地域における環境美化や地域美化活動の促進が図られている。今年度も6～7月の日曜日に行政区ごとに実施し、延1,700人余りの地域住民が参加しており、地域の連帯にも一役買っている。	宇目振興局
	・直川花の里景観事業 県道赤木吹原佐伯線立長地区の県道に赤木公民館・赤木むらづくり推進協議会・なおみ園・中学校・赤木地域婦人会等の団体によるコスモス・パンジー等の植栽を行う。	取組中	県道赤木吹原佐伯線は一年を通して花が絶えることはなかった。ボランティアの延べ参加数（700名）は増えたが、実人数（143名）は減少している。	直川振興局
	・鶴見きれいな街づくり事業 鶴見地域内の公園や観光施設等景勝地等公共用地の樹木の剪定・伐採や雑草の処理に苦慮していることから、ボランティア支援センター「鶴亀屋」とタイアップして樹木の剪定・伐採や雑草の草刈を実施して地域の環境美化に努める。	取組中	ボランティア支援センター「鶴亀屋」による樹木の剪定や雑草の草刈り及び、「海の日」を記念した、クリーンアップ事業の一環として、海岸における漂流・漂着ごみの清掃活動や、県道及び河川のあきかん拾いや草刈り清掃を実施した。	鶴見振興局
	・鶴見花づくりボランティア 花づくりを通して（１）心豊かな地域づくりを継続し発展させる。（２）花のある地域づくりに貢献する。（３）花づくり活動に関する知識や技術の習得に努める。	取組中	管内一円の県道沿いを中心に地区住民（ボランティアのべ320名）により、一年間を通じて四季折々の花作りを実施した。	鶴見振興局
	・魅力ある米水津開発事業 沿道環境美化 ・苗木、肥料購入 ・桜テングス病対策	取組中	浦代峠沿線（約1km）に桜15本植栽、テングス病対策を実施、空の公園に水仙2,200個を植栽（植栽面積0.2ha）したことにより、訪れる人たちの心を和ませ地域のイメージアップを図る景観整備を行うことができた。	米水津振興局
	・米水津花いっぱい事業 花の苗や肥料等を老人会やボランティア団体に配付し各地区内の花壇や公園の手入れを行ってもらう。	取組中	年間を通じて花の苗や肥料等を配布して各地区の花壇や公園の手入れを行ったことにより、地域住民に心の安らぎを与えると同時に訪れる人に対して地域のイメージアップを図ることができた。	米水津振興局
	・米水津活性化事業 地域にいる人材を活用し、地域を守り活性化するため、相互協力の精神をもって地域活動、社会福祉活動、防災活動、緑化活動、美化活動、環境保全活動など市民としてできる各種地域づくり活動に参加協力する団体を育成する。	取組中	平成21年度は、ボランティアグループの会員が63名と増え、それぞれの地域で公園整備や道路の草刈り等延べ572名で活動を行ったことにより、地域住民の環境美化に対する意識啓発が図られた。	米水津振興局
	・郷土美化デー みんなの共有財産である道路、海岸、河川などの美しい自然を守り、快適な生活環境づくりを目指して、地域ぐるみで美化運動の実践と美化意識の高揚を図り、もって美しいふるさとづくりの推進に資する。	未実施	さいき903クリーンアップ大作戦として実施。	蒲江振興局
	・蒲江花いっぱい運動事業 花の苗や肥料等を各活動実施団体に配布し、活動の促進を図り、地域内の環境美化を行い、あわせて、来訪者を楽しませる地域資源の育成を行う。	取組中	ボランティアで花いっぱい運動に参加する28の団体が蒲江の海岸線をきれいな花で楽しませている。	蒲江振興局
	・たかひら展望公園のじごく再植栽事業（ハリーアップ事業） 地区住民が中心となり、たかひら展望公園内のサイクリングロードの沿道にのじごくを植栽し、同公園に彩りを与え、自然と親しむことを目的とした活動を行っている。	未実施	たかひら展望公園の指定管理変更に伴い今年度は未実施 22年度はその他特定財源を利用して事業を実施し、以後も補助事業により、のじごくの咲き乱れるサイクリングロードを目指して事業を展開していく。	蒲江振興局
	②イベント等と連携した地域美化の促進			
	・やよいコスモスまつり事業		平成20年度取組完了	弥生振興局
	・やよい菜の花まつり事業 佐伯市観光協会弥生支部が毎年3月下旬に「やよい菜の花まつり」を開催している。	取組中	3月21日(日)に第9回菜の花まつりを開催（来場者数 約3,000人） 道の駅やよい周辺や水田で菜の花の育成、菜の花をプランターに飾り付けをすることにより、広く住民へ地域美化に対する意識啓発ができた。	弥生振興局

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
① 地域美化活動の促進	③環境美化条例に基づく顕彰			
	・環境美化大賞事業 ・佐伯市環境美化条例に基づき、環境美化の推進に貢献した人への顕彰を行う ・募集した環境美化大賞（標語）などを標した看板やのぼりを作成し、市内に設置する	取組中	平成21年度は市内で環境美化活動を行っている青少年等の団体を対象に募集を行い、市内で18団体の応募があった。大賞には佐伯豊南高等学校が選ばれ、他3団体が優秀賞を受賞した。大賞を受賞した豊南高等学校の活動を取材し、CTSの特集で放送したことにより、市民への環境美化に対する啓発活動となった。	生活環境課
② 公園緑地の整備	①計画的な公園緑地の整備や緑化の促進			
	・まちづくり交付金事業・地域生活基盤施設整備事業 平成21年度作成する都市再生整備計画に基づいて整備を行っていく予定	未実施	平成21年度は都市再生整備計画の策定であり具体的な事業の実施は22年度から実施予定	企画課
	・都市再生整備計画に基づいた整備(公園)		平成23年度以降取組	企画課
	・佐伯都市計画事業 脇津留土地区画整理事業 脇公園築造 工事 脇公園整備 工事 脇津留土地区画整理事業竣工記念植樹	取組完了	脇津留土地区画整理事業により、施工地区41.3haのうち公園、緑地を1.45ha（3.56%）整備し、地区内外の住民の緑ある憩いの場を創出した。	都市計画課
	・大手前開発事業 ・地域環境緑化事業		平成23年度以降取組	都市計画課
	佐伯市の緑化推進のため、環境緑化用苗木を無償配布するとともに、公共施設等の敷地内に植栽を実施し、地球温暖化防止の一翼を担って行く。また、イベント等と連携した地域緑化の促進に努める。	取組中	地域の緑化活動の推進や意識を啓発することができた。 緑化の推進：19地区、森林づくり：4地区 緑のイベント：3地区 苗木の配布：市内のまつり会場（3か所合計725本）	林業課
③ 身近な水辺の保全、活用	②地区の特性を踏まえた公園緑地の整備			
	取組なし。			
	①水辺の保全、活用の推進：再掲			
	・臼坪川菖蒲園整備計画 再生計画実施期間	取組中	サニーハウスに年間管理委託し、1ブロックは菖蒲の株の育成のため菖蒲を残し、2、3ブロックは四季折々の花の植え付けを行った。別府市の神楽女湖から菖蒲100株を移植する。バックヤード育成床にプランター100個（1,000株）で育成栽培管理中	都市計画課
	・瀬海水浴場海びらさ（海岸クリーンアップ事業） 海水浴場の安全祈願とともに海岸の清掃を行う。	取組中	7月5日に約70名の地区民がボランティアで参加してくれて、自己啓発の高揚にもなるとともにより良い環境づくりができています。	上浦振興局
	・弥生ジュニアスクール 放課後子どもプランの一環として、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施。	取組中	弥生地区の小学生2組（22名）が本匠の水辺の楽校でのカヌー体験を通して自然と触れ合うことができた。	弥生振興局
	・番匠川川まつり事業 毎年、7月下旬の日曜日に商工会青年部が、夏の一日を親子の交流の場、番匠川の自然にふれあう場所づくりのイベントとして開催している。	取組中	7月26日(日)に第25回番匠川川まつりを開催（参加者約3,000名） 市民・商工業者に対し、河川に直接ふれあうことにより、自然環境に対する意識啓発ができた。	弥生振興局
	・水辺の楽校推進事業 カヌー体験教室の開催 8月の土日に水辺の楽校河川敷で一般客対象にカヌーを貸し出す。（パワーアップ本匠実行委員会と共催）	取組中	参加者数は、トータル30名でPR不足もあるが、人手がかかる割りに参加者が少ない。 参加した方の感想は概ね良好だったが、事業効果はあまり望めないと考えます。	本匠振興局
	・間越海岸海水浴場保全事業 夏休み前に海岸の清掃 黒松の植樹及び補植	取組中	夏休み前に大人と子供たちで2回（7/26,29：延80名参加）海岸の清掃活動を行ったことで快適な海水浴場を整備することができ、地域の環境は自分たちで守り育てる環境が整った。	米水津振興局
	・蒲江ふるさと探検隊 蒲江の小学生を対象に、蒲江の生活体験や自然体験をとおして、地域の人々とふれあい自分が住む蒲江を感じ、知ることで「ふるさとを思う心」を育む。	取組中	地域で体験学習を行うことでふるさと蒲江の現状を認識し、環境保全について考えることができた。 年4回開催。27名参加	蒲江振興局
	・元猿海岸清掃活動 蒲江を訪れた人々に「美しい蒲江の海」を楽しんでもらうために、蒲江の観光資源、環境を守る取り組みを実施する。	取組中	6月24日に地区民のボランティア活動（24名参加）により清掃活動が行われ、きれいな蒲江を保つことができる。	蒲江振興局

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
3 身近な水辺の保全、活用	②農村地域における親水施設の整備			
	・ 中山間地域総合整備事業（蒲江地区） 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的計画的に実施する。	取組中	該当なし（事業工種がなかった。）。	耕地課
	・ 農村振興総合整備事業（弥生地区） 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に1～数市町村に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。	取組中	該当なし（事業工種がなかった。）。	耕地課
4 快適なまち並み空間の整備	③市街地における水辺の整備			
	取組なし。			
	①景観法に基づく景観条例の制定、景観計画等の策定			
5 里地・里山の保全、活用	・ 都市再生整備計画に基づいた整備（道路）		平成23年度以降取組	企画課
	・ 自然的及び歴史的景観の総合的な整備		平成23年度以降取組	企画課
	②快適な道路空間の整備推進			
	・ まちづくり交付金事業・地域生活基盤施設整備事業 平成21年度作成する都市再生整備計画に基づいて整備を行っていく予定	未実施	平成21年度は都市再生整備計画の策定であり具体的な事業の実施は22年度から実施予定	企画課
	・ 弥生花いっぱい運動事業 弥生地域を訪れる人々へ歓迎の意味において国道、県道を中心にプランター等で花いっぱいに飾り付け、環境整備を行う。	取組中	管内40か所に花のプランターを配置した。配置した地域や学校、グループ等において地域の環境美化について意識づけができ、施設を訪れた人々の目を楽しませることができた。	弥生振興局
	・ 直川花の里景観事業 県道赤木吹原佐伯線立長地区の県道に赤木公民館・赤木むらづくり推進協議会・なほみ園・中学校・赤木地域婦人会等の団体によるコスモス・パンジー等の植栽を行う。	取組中	県道赤木吹原佐伯線は一年を通して花が絶えることはなかった。ボランティアの延べ参加数は増えたが、実人数は減少している。（作業延長2.5km）	直川振興局
5 里地・里山の保全、活用	①農地・水・環境保全向上対策の推進			
	・ 農地・水・環境保全向上対策 農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきたため地域ぐるみの効果の高い共同活動を行うことで農村環境を守っていく。	取組中	農村環境の質的向上が図られ農道・水路の寿命を延ばし、農業の持続と地域のまとまりや環境に配慮された営農活動支援が図られた。 ・ 共同活動実施地区 44集落（806ha） ・ 営農活動実施地区 1集落（城村地区）	農業振興課
	②中山間地域等直接支払制度等による農地保全のための支援			
5 里地・里山の保全、活用	・ 中山間地域等直接支払制度 中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌浸食や崩壊の防止などの多面的機能を農業生産の維持を図りながら確保する。	取組中	農村環境が向上すると同時に下流域の都市住民を含む多くの国民財産、豊かな暮らしが守られ国土の保全に大きな効果があった。 ・ 集落協定 22集落 ・ 個別協定 1協定（さいき農林公社） ・ 交付対象農用地面積 87.9ha	農業振興課



直川花の里景観事業



魅力ある米水津開発事業

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
5) 里地・里山の保全、活用	②中山間地域等直接支払制度等による農地保全のための支援			
	・菜の花環境プロジェクト 遊休農地を利用して菜の花を作付け、CO2削減に取り組む。また、油をしぼり、地域の特産として販売し、開花時には花見を開催し、それぞれを地域の活性化につなげる。	取組中	遊休農地を利用して菜の花を作付けることでCO2削減につながり、また、油をしぼり、地域の特産として販売することで地域の活性化につながった。 ・菜の花の作付(11ha) 女島、弥生切畑、弥生床木	農業振興課
	・さとやま公園整備事業 さとやま公園のモミジ、ケヤキ、サクラ等照葉樹の育林のための下刈り作業を行い、美しいさとやまの整備を図る。	取組中	下刈り作業を実施したことにより、さとやまの保全が図られた。 ・千束さとやま公園 9ha ・小野市さとやま公園 11ha	宇目振興局
	③ふれあい機会の充実、人材の育成：再掲			
	・子ども農山漁村プロジェクト 学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み力強い子どもの成長を支える教育活動として小学校において農村漁村での一週間程度の長期宿泊体験活動を推進するもの。	取組中	平成21年度は3校（豊後大野市立長谷小学校、九重町立淮園小学校、佐伯市立直川小学校）の受入があり、マリンカルチャーセンター等で自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることができ、自然に関する理解と関心を深め、環境を大切にすることを促した。	観光課
	・大越地区棚田を守る協議会 ・下流域の児童クラブの児童と体験学習 ・棚田の保全に関する活動 ・集落の形成	取組中	適正な農業生産活動が維持されることで、棚田の保全や洪水、土砂崩壊の防止効果が得られた。また、星の子児童クラブの子供たち（20名参加）と「ふるさと森」植樹祭を行い、杉を伐採した山にヤマザクラ、イチヨウ、スギの苗木を植樹した。	農業振興課
	・農業体験事業 農業へのだずさわりのない小学校を対象に、田植えや稲刈り体験を通じて、農業や自然と触れ合う機会を提供する。	取組中	大入島小学校3～6年生9名が6月25日に田植え体験、10月13日に稲刈り体験を実施した。子供たちに減農薬米である特別栽培米に対する認識はもとより農業に対する理解も深めてもらうことができた。	農業振興課
	・青少年課外活動荻町交流事業 小学生を対象に旧姉妹町である荻町との交流事業として、荻町に出向いて田植え・稲刈り体験教室を実施し、荻町からの受け入れについては、12月に豊後二見ヶ浦のしめ縄の張り替えと一緒に行うとともに、稲刈り体験教室で収穫した米を用いて餅つきを実施している。	取組中	「田植え体験教室（5月）」参加者数：佐伯市上浦30名、竹田市荻町11名 計41名・「稲刈り体験教室（10月）」参加者数：24名、竹田市荻町14名 計38名・「豊後二見ヶ浦しめ縄張り替え及びもちつき体験教室（12月）」参加者数：佐伯市上浦30名、竹田市荻町28名 計58名	上浦振興局
	・本匠歴史探検隊 小学5年生を対象に、本匠地区内の史跡、名勝を見学し、郷土愛と、ふるさとの環境を守っていく意識を高める。	取組中	小学生5年生10名が参加。年間5回開催。子どもたちは、事業の開催を毎回楽しみにしている。少しずつ地域のことを知ることで、心の中に本匠の自然を育むことができた。	本匠振興局
	・柳瀬地区景観整備事業 宇目柳瀬地区の棚田を利用して、ボランティアによりチューリップ（3万～4万球）を植栽し、棚田の保全と景観整備、観光客の増加を図る。	取組中	当該地区民及び市内外のボランティア（球根の植付けに75人、掘出しに63人）の協力により、約4万5千本のチューリップが咲き、農閑期における棚田の景観整備等が実行された。また、チューリップ畑の見学には約1,000人（チューリップ祭り700人を含む）の方が訪れ、観光客の増加に貢献することができた。	宇目振興局
	・さとやま公園整備事業 平成12年度に造林事業で植栽した、さとやま公園（千束、小野市約20ha）のモミジ、ケヤキ、サクラ等照葉樹の育林のための下刈り作業を行い、美しいさとやまの整備を図る。	取組中	下刈り作業を実施したことにより、さとやまの保全が図られた。 ・千束さとやま公園 9ha（9月に実施） ・小野市さとやま公園 11ha（8月に実施）	宇目振興局
	・柳瀬地区オーナー田事業 柳瀬地区の棚田の保全と都市住民との交流を目的に、毎年20家族程度の水田（水稲）オーナーを受入れ、地域住民との交流が深める。	取組中	平成21年度は26組94名をオーナーとして受け入れ、オーナーになった多くの都市住民が農業体験をとおして水田の担う役割についての認識を深めていった。里地・里山に存在する環境資源を活用する機会を充実することが図れたといえる。	宇目振興局
	・かぶとむしの村づくり事業 生きたかぶとむしを自然の中で、自分で見つけ自分で捕まえる森づくりのために、かぶとむしの養殖に取り組む。又かぶとむしフェア・かぶとむし木登り大会等のイベントを開催しPRにつとめる。カブトムシドームの整備をする。	取組中	3月にカブトムシふれあい館（カブトムシドーム）、駐車場などが完成したことで22年度はカブトムシまつりや公園の入場者は増加することが期待できる。また今年も小学生を中心にクヌギなどを植栽、カブトムシが生息しやすい環境の造成に努めた。	直川振興局
	・地松浦地区ふれあいファミリー農園事業 荒れ地（耕作放棄地等）を開墾し畑を作り、それを希望者に貸付することにより、野菜栽培を通して地区民のふれあいの場とするとともに、地域内の環境美化に努める。	取組中	鶴見地区内の荒れ地（耕作放棄地）を利用し、希望者に貸付した。 （地松浦地区ふれあいファミリー農園と協賛）	鶴見振興局

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
5) 里地・里山の保全、活用	③ふれあい機会の充実、人材の育成：再掲			
	・沖黒島探検事業 小学校6年生を対象に沖黒島(無人島)の探検を行う。	取組中	12月18日に向陽・色宮両小学校6年生16名が沖黒島探検を実施。米水津に残る貴重な自然を体験・観察させることができた。	米水津振興局
	④団体等の活動支援：再掲			
	・佐伯地区森林ボランティア活動事業 佐伯広域森林組合が行う森林ボランティアによる森林整備活動事業に対して助成を行う。	取組中	10/24と3/6の2回開催。約100名参加。幅広い市民の森林環境保全に対する意識の熟成を図ることができた。資材費、消耗品費、造林地整備費等の助成を行った。	林業課
	・美しい里山づくり支援事業 曉嵐公園内の荒廃した樹林を伐採し、新たに山桜・紅葉や広葉樹を植えることにより森林浴等を楽しめる環境づくりを行う自治会に助成する。	取組中	「曉嵐公園整備事業」により整備された公園の伐採、清掃、維持管理をすることにより、公園を訪れた方々に森林浴等を楽しめる環境づくりを実施している。	上浦振興局
	・弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟梅牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動。 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動。 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動。	取組中	・河川清掃ボランティア2回 参加者200名 ・「梅牟礼城」登山道整備及び四季の森植栽活動 参加者30名 ・椎茸駒打ち体験活動・参加者20名 鳥獣害の食害で枯死した樹木あとに、食害されにくい苗木の植樹を行い豊かな森づくりを行った。	弥生振興局
	・ホテルに関する取り組み(板屋地区ほたる観賞会) ・第18回本匠ほたる祭りの開催(板屋地区ほたる観賞会主催) ・ほたるの学校開校事業の支援 ホテルを通じた自然啓発活動を行い、同時に都市間交流の推進を図る。	取組中	・第18回本匠ほたる祭りの開催 3,500名と過去最大の参加者に西日本一のゲンジボタルの群生地本匠をPRした。 ・ほたるの学校開校事業の支援 実行委員がローテーションを組み、ホテル観賞の案内をするとともに環境保護の啓発に努めた。	本匠振興局
6) 農村景観、漁村景観の保全	・「番匠川源流の里」保全植樹会 本匠地内外の番匠川流域住民参加型の「番匠川源流の里」保全植樹会を実施。(佐伯マリンロータリークラブと共催)	未実施	年度内に実施予定であったが、適当な広さの会場がなかったため平成22年度は場所選定と事業の継続の是非について検討を行う。	本匠振興局
	①環境に配慮した農村整備の推進：再掲			
	・農地・水・環境保全向上対策 農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきたため地域ぐるみの効果の高い共同活動を行うことで農村環境を守っていく。	取組中	農村環境の質的向上が図られ農道・水路の寿命を延ばし、農業の持続と地域のまとまりや環境に配慮された営農活動支援が図られた。 ・共同活動実施地区 44集落 (806ha) ・営農活動実施地区 1集落(城村地区)	農業振興課
	・中山間地域総合整備事業(蒲江地区) 農業を中心として地域の活性化に意欲のある地域を対象に、土地基盤の整備と生活環境施設の整備を総合的に実施する。	取組中	該当なし(事業工種がなかった。)	耕地課
	・農村振興総合整備事業(弥生地区) 利便性が高く、個性ある農村の実現に資するため、広域的に1~数市町村に生活環境整備の追加的な投資を行い、快適な農村空間を整備する。	取組中	該当なし(事業工種がなかった。)	耕地課
	②交流拠点等における景観への配慮			
	・豊後二見ヶ浦関連事業 上浦地域の代表的な自然景観であり、初日の出スポットとして名高い豊後二見ヶ浦の景観保全及びPRを行う。	取組中	豊後二見ヶ浦しめ縄張り替え及びライトアップを実施 また初日の出の参拝客への対応も行った。 しめ縄張り替えによる景観の保全をし、多くの観光客に佐伯市の観光スポットとしてPRすることができた。	上浦振興局
	・柳瀬地区景観整備事業 宇目柳瀬地区の棚田を利用して、ボランティアによりチューリップを植栽し、棚田の保全と景観整備、観光客の増加を図る。	取組中	チューリップの植栽を通じて、環境に対する意識の高揚や参加者と地域住民との交流、さらには観光客の増加が図られた。(チューリップ畑見学者は約1,000人)	宇目振興局
	・柳瀬地区オーナー田事業 平成14年度から、柳瀬地区の棚田の保全と都市住民との交流を目的に、水田(水稻)のオーナー事業に取り組みしている。毎年20家族程度のオーナーを受入れ、地域住民との交流が深まっている。	取組中	平成21年度は26組94名をオーナーとして受け入れ、オーナーになった多くの都市住民が農業体験をとおして水田の担う役割についての認識を深めていった。里地・里山に存在する環境資源を活用する機会を充実することが図れたといえる。	宇目振興局

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
6) 農村景観、漁村景観の保全	②交流拠点等における景観への配慮			
	・地松浦地区ふれあいファミリー農園事業 荒れ地（耕作放棄地等）を開墾し畑を作り、それを希望者に斡旋することにより、野菜栽培を通して地区民のふれあいの場とするとともに、地域内の環境美化に努める。	取組中	荒廃した畑地を開墾し、希望者に斡旋することにより、野菜栽培を通して地区民のふれあいの場としての提供を行った。（利用者は7か所30名） また、環境整備にもつながった。	鶴見振興局
	・鶴見きれいな街づくり事業 ボランティア支援センター「鶴亀屋」とタイアップして樹木の剪定・伐採や雑草の草刈を実施して地域の環境美化に努める。	取組中	ボランティア支援センター「鶴亀屋」による鶴見地区内の公園や、観光施設等16施設の樹木の剪定及び草刈りを実施し、環境の美化を図った。（46回 延べ128名参加）	鶴見振興局
	・観光施設管理委託事業 蒲江の代表的な景観資源であり、自然とのふれあいの場となっている観光施設の適正な維持管理を行う。	取組中	観光施設である仙崎公園、背平山・青龍公園、波当津海岸の維持管理を委託し、きれいな観光施設を保っている。	蒲江振興局
	③漂着ごみ処理対策の推進：再掲			
	・佐伯地域漂着物処理対策協議会 台風や豪雨等で各河口付近、海岸及び港湾と漁港に漂着した流木等の漂着物の処理を迅速に行い漁業災害の防止及び河川・海生動植物の保護並びに美しい佐伯地区の河川及び海岸を守ることを目的とし、国、県、市等の関係機関により構成されている。	取組中	台湾からの流木の事案において、港湾漁港を含めた管理上の責務の所在について、各関係機関との間でスムーズな対応ができなかったため、22年度からは事務局の体制を見直し、緊急時にはスムーズな対応がとれるようにする。	防災危機管理課
2 歴史や文化を大切にする	・海岸漂着ゴミ対策事業 観光資源である海岸への漂着ゴミを迅速に処理するため、行政、自治会、建設業協会、ボランティアで協力して対処する。	未実施	台風の襲来がなかったため、実施しなかった。	上浦振興局
施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1) 歴史的資源の保全と環境保全の一体的推進	①歴史的資源と一体となった環境の保全、活用を推進			
	・地域の歴史的資源の保存と観光振興 城山から歴史と文学の道及び眺嵐の滝周辺等の自然資源と環境資源の保全と観光振興を図っていくため、必要な環境整備を行う。	取組中	佐伯小学校6年生を対象にガイド教室を開催し、その後、児童が作成した城下町の案内マップを2,000部カラー印刷し、観光マップとして活用した。	観光課
	・山際周辺地区街なみ環境整備事業 市道神護寺通り線美装化、市道馬場新町線美装化、市道大手前蟹田線美装化、旧山中邸広場整備、住宅等修景整備	取組中	城山周辺では、周辺の景観に配慮した道路整備、憩いの場とした広場整備、周囲と調和した建築物の修景により、城下町の落ち着いた心地よさを伝える街なみづくりを進め、また歴史的環境資源の保全、活用に努めることができた。	都市計画課
	・文化財保護対策 文化財保護対策 ・文化財審議会及び推進会議ならびに巡視等を順次行う。 ・文化財保護及び修繕看板の立て替え等を行う。	取組中	・佐伯城三の丸櫓門修理 ・文化財保護推進委員による巡視 ・指定文化財修理等に対する補助（蒲江「天満社のクス」剪定） ・教育関係団体等に対する補助（佐伯史談会、ジョーヤウ保存会、佐伯神楽保存会など8団体） 佐伯市歴史的環境保存条例などを守りつつ歴史的資源の保存に努めている。	文化振興課
	・遺跡群発掘調査事業 榑牟礼城周辺の調査を行うことで、佐伯氏の居館跡及び中世城下町の確認に努めるとともに、鶴谷城跡の縄張り図の作成を行い、城郭構造を探ることで今後の基礎資料とする。 また、城下町遺跡跡を初めとする市内遺跡における開発対応の緊急発掘調査を行う。	取組中	・榑牟礼遺跡確認調査 ・鶴屋城跡測量図作成 ・開発対応のための試掘・確認調査（門前地区、榑牟礼遺跡、佐伯城下町遺跡） 榑牟礼城周辺の調査を行うことで、佐伯氏の居館跡及び中世城下町の確認に努めるとともに、鶴屋城跡の縄張り図の作成を行う、城郭構造を探ることで今後の基礎資料とする。	文化振興課
2 地域文化の保存と活用	①普及・啓発活動の推進			
	・地域の歴史的資源の保存と観光振興 城山から歴史と文学の道及び眺嵐の滝周辺等の自然資源や歴史文化を活用し、ソフト面での観光振興を図っていく。	取組中	東九州自動車道佐伯ICの開通後、城下町のガイド付き散策や周辺部の案内の依頼が昨年より増加し、4,906人のガイドを実践した。 江戸時代から残る城下町の自然景観を多くの人に満喫してもらい、環境保全の啓発することができた。 佐伯小学校6年生を対象にガイド教室を開催した。その後、児童が城下町の案内マップを作成したことで、地域の文化財や自然環境を自主的に学ぶことができた。	観光課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 地域文化の保存と活用	①普及・啓発活動の推進			
	・本匠歴史探検隊 小学5年生を対象に、本匠地区内の史跡、名勝を見学し、郷土愛と、ふるさとの環境を守っていく意識を高める。	取組中	小学生5年生10名が参加。年間5回開催。子どもたちは、事業の開催を毎回楽しみにしている。少しずつ地域のことを知ることで、心の中に本匠の自然を育むことができた。	本匠振興局
	・うめグリーンクラブ事業 小学4年生から中学3年生を対象に、各種体験活動等を通じ、自然の大切さや、地域のすばらしさを学習させる。	取組中	宇目に伝わる有形文化財や伝統無形文化財の意味や歴史の研究、また、名勝地の清掃活動等を行い、地域の環境・歴史資源の大切さを学んだ。 (計5回開催 参加者延人数49名)	宇目振興局
	・蒲江の漁撈用具保存事業費 蒲江の漁撈用具保存事業費 (国指定の漁撈用具を後世に残すために保存修復をする。)	取組中	漁撈用具保存事業については、緊急を要するものがあと700点余りとなり今後の2次補助計画を立てる時期にきているが来年ぐらいには、県と協議が必要と思われる。	蒲江振興局
	・伝統文化財保存・継承育成 伝統文化財保存・継承育成 現在、佐伯市は、無形民俗文化財保存団体は、50団体である。 木立扇踊り保存会等を初め地域の伝統芸能を後世に残すため地域の祭り等で披露し次世代に伝授している。	取組中	昨年文化財マップの作製に取り掛かっているが範囲が広く平成22年度には、調査が完了する。その後にマップの範囲等の調整があるものと思われる。	文化振興課

基本目標3【取組状況】取組完了：1 取組中：69 未実施：6

◆基本目標4 将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち

1 省資源や省エネをすすめ、地球温暖化をふせぐ

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 省エネルギー対策の推進	①総合的な省エネルギー対策の推進			
	・佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業 佐伯市地球温暖化対策地域推進計画の策定についての検討	取組中	現在、佐伯市環境基本計画（さいき903エコプラン）の中で市域の地球温暖化対策に関する取組を推進している最中であるが、改めて地球温暖化防止に関する計画（佐伯市地球温暖化対策地域推進計画）を策定するか検討している。	生活環境課
	②普及・啓発活動（連携・協力、ESCO事業の普及啓発、水道週間等）の推進			
	・省エネルギーの普及・啓発活動 ・各種制度の普及啓発活動 ・環境家計簿の作成 ・温暖化防止活動推進委員の確保（3名程度）	取組中	・民生部門にかかる省エネ活動の推進を図るため、地球温暖化防止活動推進員を市内から2名県へ推薦した。また、市報において、事業所に向けてクールビズについての協力を呼びかけた。 ・省エネを含めた環境意識の醸成を図るため、市民、事業者、行政の3者で組織する「さいき903エコ推進会議」を開催（計3回）した。 ・「環境家計簿」の作成については、財政上の都合により当該年度については未実施 今後も継続して省エネの普及啓発活動を実施する。	生活環境課
	・本匠キャンドルナイト事業 「家族で集う！キャンドルナイト」開催 夏至の日の前後に音楽会を開催しその中で環境（省エネ、ごみ減量等）についての呼びかけをする。	取組中	夏至の日の前日の6/20に開催。約130名が参加。300本のロウソクの灯りで飾られた会場では、吹奏楽コンサートを通して、人が電気を使わずに奏でる音色の美しさを観賞。また、梶川善寛氏によるエコの名前の由来、普段から出来る省エネについての講演 来場した参加者にマイキャンドルを配布し、翌21日の夏至の日にも家庭でキャンドルナイトの実施を促し、当日の夜2時間と翌日（21日）の夜3時間の合計5時間の節電をねらった。本年度はキャンドルナイトをただのイベントにとどめず、次の一人一人ができるエコ活動につなげるような催しになった。	本匠振興局

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 省エネルギー 対策の推進	②普及・啓発活動（連携・協力、ESCO事業の普及啓発、水道週間等）の推進			
	・蒲江浦ふれあいまちづくり事業（パワーアップ事業） 年間を通じて、地域活性化を図る事業を実施。 ・各種イベント事業 ・地域世代間交流事業 ・環境啓発事業 ・研修事業	取組中	6月20日、キャンドルナイトを開催。家屋の消灯を行いカンテラとかがり火による湾岸散策路点灯、神楽奉納、蒲江の昔話（紙芝居）の上映、小学生に参加してもらいひょうぎ貝トーチの作製を行った。約300名が参加し省エネの取組を推進した。	蒲江振興局
	③ノーマイカーデー、時差出勤の導入検討及び公共交通機関の利用推進：再掲			
	・公共交通機関の利用を推進 交通空白地域に市営のコミュニティバスを導入し公共交通機関の利用を促進する。	取組中	コミュニティバスの利用により、交通渋滞による自動車の排出ガスの抑制、大気の保全に若干の効果があつたものと考えられる。（黒沢、大入島、弥生、本匠の4地区でのべ8,462名利用）	企画課
	④省エネ運転の普及、啓発：再掲			
	・省エネ運転の普及・啓発事業 省エネ運転の普及・啓発活動（市報、エコページの活用）	取組中	・CATVの「エコページ（佐伯市環境情報発信事業）」において、省エネ運転の実践方法等について特集番組（7日間）を放映した。 ・環境配慮の行動啓発のため、市報のシリーズ「エコ活動（12回／年度）」に省エネ運転に関することを掲載（計2回）した。 今後とも市民、事業者に対し、環境問題の意識啓発と併せて、省エネ運転の普及啓発を行っていく必要がある。	生活環境課
2 新エネルギー 活用の推進	⑤低公害車等の率先導入：再掲			
	・低公害車導入事業 佐伯市の公用車を購入する際は、低公害車の導入に努める。	取組中	老朽化した公用車16台（普通車3台、軽自動車13台）を、排ガス低減車あるいは燃費基準達成車に買い替えることにより、エネルギー消費の削減に寄与することができた。ハイブリッドカーについては、納期の確保が困難であったため、今後導入を進めていく予定である。	総務課
	⑥低公害車等の補助制度の検討：再掲			
	・低公害車等普及・啓発事業 低公害車の排出ガス削減効果等の普及・啓発（市報、エコページの活用）	取組中	低公害車の導入に対する市独自の補助制度についての検討をしたが、現段階では財政上、厳しい問題があり実施には至らなかった。今後も補助制度については国及び県の動向を注視しつつ検討していく必要がある。	生活環境課
	①新エネルギーの総合的導入に向けた啓蒙・啓発			
	・新エネルギーの利用研究 ・消防庁舎太陽光発電導入 消防新庁舎に太陽光発電を導入する。 規模：15kw	取組完了	平成23年度以降取組 現在太陽光発電設備は完成し稼働しており、玄関ホールに表示パネルを設置し、発電量を表示して訪れた市民の方々に啓発活動に努めます。（新庁舎へは平成22年10月に移転）	企画課 消防総務課
	②「菜の花エコ・プロジェクト」等によるバイオ燃料の普及、促進			
	・菜の花環境プロジェクト 学校給食を中心に飲食業者等の協力により廃食油の提供協力システムを構築し地域資源を利用した新エネルギーの精製に取り組む。	取組中	学校給食センター15施設、病院・飲食店等24事業所、一般の地区2地区から年間約11,622ℓの廃食油を回収。9,100ℓのBDF燃料を精製し、8,524ℓを公用車等で使用。廃食油をバイオディーゼル燃料として再利用することにより資源循環型社会の形成や新エネルギーの使用により環境に配慮した取組が実施できた。	農業振興課



蒲江ふれあいまちづくり事業（キャンドルナイト）

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
2 新エネルギー利用の推進	③木質バイオマスエネルギーの有効利用			
	・地域バイオマス利活用事業 1.「木質バイオマスエネルギー有効利用検討調査」に基づく、木材団地でのガス化発電設備導入の検討調査 2.「佐伯市バイオマスタウン構想」に基づき、佐伯市バイオマス推進協議会の設置、バイオマス利活用の推進	取組中	平成21年8月24日に「佐伯市バイオマス利活用推進協議会」を設置し、佐伯市のバイオマス利用の現状と今後の課題について協議を行った。	林業課
2 地球にやさしい取り組みをすすめる				
施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 森林の保全、再生による二酸化炭素吸収源の確保	①乱開発の防止指導：再掲			
	・伐採及び伐採後の造林の届出制度 森林法第10条の8第1項に基づいて提出される伐採届出書により、主に皆伐地を対象として、伐採搬出方法、伐採後の適切な林地保全方法等について、適切な指導を行う。	取組中	伐採届に基づき現地調査を行い、広範囲の伐採、民家、一般道に近い場合などは災害が起きにくよう、伐採、搬出するよう現地に指導を行った。その結果、災害が起きにくいような伐採、搬出が行われた。届出制度を周知するため、市報の11月号に掲載した。	林業課
	②保安林、自然公園等の指定見直し要請：再掲			
	・自然公園保全事業 ・自然公園区域の保護 ・優れた自然環境の保全のため、必要に応じて自然公園区域の指定拡大や指定種類の見直し等について、県に要請	取組中	自然公園区域内の指定拡大及び指定種類の見直しについては現段階では必要でないと判断している。	生活環境課
	③佐伯市森林整備計画に基づいた森林整備：再掲			
	・佐伯市森林整備計画 森林法第10条の5の規定に基づき、森林整備に関する基本的事項等を定めた佐伯市森林整備計画の変更を適宜検討する。	取組中	平成21年度は計画策定の年に当たり、現在の森林・林業情勢を踏まえ、平成22～32年度分の計画を樹立することができた。	林業課
	・森林整備地域活動支援交付金（森林情報の収集活動） 十分な保育管理が行われていない森林の現況調査を行うとする者に対して、定額により交付金を交付する。	未実施	森林組合が行う予定であったが、県が実施する新規事業により現況把握を行ったため、未実施となった。	林業課
	④豊かな森づくりに向けた取り組み：再掲			
	・美しい里山づくり支援事業 ・弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟榎牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動	取組中	平成20年度取組完了 ・「榎牟礼城」登山道整備及び四季の森植栽活動参加者30名 11/21に鳥獣害の食害で枯死した樹木あとに、食害されにくい苗木の植樹を行い豊かな森づくりを行った。	上浦振興局 弥生振興局
	・「番匠川源流の里」保全植樹会 本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の「番匠川源流の里」保全植樹会を実施。（佐伯マリンロータリークラブと共催）	未実施	度内に実施予定であったが、適当な広さの会場がなかったため平成22年度は場所選定と事業の継続の是非について検討を行う。	本匠振興局
	⑤イベント等を活用した森林保全：再掲			
	・「番匠川源流の里」保全植樹会 本匠地域内外の番匠川流域住民参加型の「番匠川源流の里」保全植樹会を実施（佐伯マリンロータリークラブと共催）	未実施	度内に実施予定であったが、適当な広さの会場がなかったため平成22年度は場所選定と事業の継続の是非について検討を行う。	本匠振興局
2 フロン対策の推進	①情報提供			
	・廃家電4品目の適正処理 家電リサイクル法に基づいた廃家電4品目の適正な処理についてチラシ等による啓発活動	取組中	ごみ搬入受付窓口における廃家電の適正処理方法の啓発チラシの配布や不法投棄に対する啓発活動や巡回・監視活動を実施したにも関わらず廃家電の不法投棄が後を絶たず、今後の課題となった。	清掃課
	②回収、破壊処理の推進			
	・廃家電4品目の適正処理 家電リサイクル法に基づいた廃家電4品目の適正な処理についてチラシ等による啓発活動	取組中	不法投棄に対する啓発活動や巡回・監視活動を実施したにも関わらず廃家電の不法投棄が後を絶たず、今後の課題となった。 ※平成21年度 不法投棄廃家電処理件数 *エアコン 2台 *テレビ 29台 *冷蔵庫 14台 *洗濯機 6台	清掃課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
3 酸性雨対策の推進	①酸性雨原因物質の排出抑制			
	・省エネ運転の普及・啓発事業 省エネ運転の普及・啓発活動（市報、エコページの活用）	取組中	・CATVの「エコページ（佐伯市環境情報発信事業）」において、省エネ運転の実践方法等について特集番組（10月に7日間）を放映した。 ・環境配慮の行動啓発のため、市報のシリーズ「エコ活動（12回／年度）」に省エネ運転に関する記事を掲載（計2回）した。	生活環境課
	・低公害車等普及・啓発事業 低公害車の排出ガス削減効果等の普及・啓発（市報、エコページの活用）	取組中	低公害車の導入に対する市独自の補助制度についての検討をしたが、現段階では財政上、厳しい問題があり実施には至らなかった。今後も補助制度については国及び県の動向を注視しつつ検討していく必要がある。	生活環境課
	②酸性雨の監視の推進			
	・環境監視事業 ・市内2か所（石間・八幡地区）での常時大気観測 ・交通騒音、振動調査 市内5か所 ・一般環境騒音調査 市内3か所 ・県の大気環境監視に基づく環境監視の協力 酸性雨の元と考えられるNOX、SOXについて、市内2か所で常時大気観測を行っている。	取組中	八幡小学校の観測局で一酸化窒素・二酸化窒素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質、石間観測局で二酸化窒素の測定を行っているが、それぞれの項目において一日平均の測定値が長期的評価の基準範囲内であり、環境基準を達成している。	生活環境課

基本目標4【取組状況】取組完了：1 取組中：19 未実施：3

◆基本目標5 環境づくりにみんなで参加するまち

1 環境教育・環境学習をすすめる

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 環境情報の収集・整理と活用	①分かりやすい環境情報の提供			
	・環境情報発信事業 ・家庭や事業所での環境配慮の行動方針について、シリーズで市報に掲載 ・環境の創造及び保全に関する情報を随時市報へ掲載 ・市の公式ホームページにおける環境情報の充実 ・CATVのエコページ運用	取組中	毎月市報の1日号へ、エコ活動と題して、家庭でできる取組内容を掲載し、市民の環境配慮の行動方針について、紹介できた。毎月月初めに一度、CTSで環境情報の紹介をエコページとして放送し、環境美化活動や身近なエコライフの取り組みをCATVを通じて紹介した。（市報・エコページについても年間12回放送）	生活環境課
	②長期総合計画に基づく環境教育の推進			
	・菜の花環境プロジェクト体験事業 遊休農地を利用して菜の花を作付け、CO2削減に取り組む。また、油をしぼり、地域の特産として販売し、開花時には花見を開催し、それぞれを地域の活性化につなげる。	取組中	切畑小学校の児童が環境教育の一環として遊休農地を利用し、菜の花の作付、収穫、菜種油の搾取、を体験。菜種油を給食に使用した後は、廃食油からBDFの作成を行い資源の循環について学んだ。 ・菜の花の作付(0.6ha)	農業振興課
2 学校における環境教育・環境学習の推進	・教職員ライフステージ研修充実事業 初任者研修 10年経験者研修	取組中	小・中学校の初任者及び10年経験者を対象に、教師自らが佐伯市の様々な資源を取り上げた自然環境や生活環境、社会環境に係る環境体験や知識・技能等の修得を図る実習や演習などの研修をとおり、学校で進める環境教育・学習の実践的指導力の向上を高めた。	学校教育課
	②施設や環境副読本の活用推進			
	・小・中学校の総合的な学習に係る職場体験学習 小・中学校の「総合的な学習の時間」の授業で行う職場見学や職場体験学習。	取組中	小・中学校のキャリア教育の一環として行う職場見学や職場体験学習の場として、各学校のニーズに応じて児童生徒が「エコセンター番匠」等の環境関連施設で体験学習を行うことにより、環境問題や佐伯市の環境対策についての意識が高まった。	学校教育課
3 教育・地域における環境	①体験的な環境教育・環境学習の推進			
	・子ども農山漁村プロジェクト 学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み力強い子どもの成長を支える教育活動として小学校において農村漁村での一週間程度の長期宿泊体験活動を推進するもの。	取組中	平成21年度は3校（豊後大野市立長谷小学校、九重町立淮園小学校、佐伯市立直川小学校）の受入があり、マリンカルチャーセンター等で、ブリのえさやり、ウニ割り、磯観察等ブルーーツリズム体験を行い、自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることができ、自然に関する理解と関心を深め、環境を大切にすることを促した。	観光課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
3) 地域における環境教育・環境学習の推進	①体験的な環境教育・環境学習の推進			
	・施設見学受け入れ 環境教育の一環として施設（エコセンター番匠）見学者の受け入れ	取組中	平成21年度施設（エコセンター番匠）見学者数 見学団体数 33団体 見学者数 777人 市内小学校4年生の社会見学を中心に見学に訪れている。その際に、ごみの減量方法や分別方法を伝えることで、環境教育及び環境学習が推進されている。	清掃課
	・弥生ジュニアスクール 放課後子どもプランの一環として、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施。	取組中	弥生地区の小学生2組（22名）が本匠の水辺の楽校でのカヌー体験を通して自然と触れ合うことができた。	弥生振興局
	・弥生の森と清流を守る会活動事業 ①史蹟梅牟礼山系の森の樹木等の植栽・管理、動植物の保護及び除伐、除草、清掃活動 ②清流番匠川及びその支流の水棲生物の保護、花卉等の植栽・管理及び除草、清掃活動 ③児童・生徒及び地域住民等への自然環境・生活環境及び自然体験活動等に関する啓蒙・啓発活動	取組中	・河川清掃ボランティア2回 参加者200名 ・「梅牟礼城」登山道整備及び四季の森植栽活動 参加者30名 ・椎茸駒打ち体験活動・参加者20名 鳥獣害の食害で枯死した樹木あとに、食害されにくい苗木の植樹を行い豊かな森づくりを行った。	弥生振興局
	・水辺の楽校推進事業 ・カヌー体験教室の開催。 パワーアップ本匠実行委員会との共催事業。 8月の土日に水辺の楽校河川敷で一般客対象にカヌーを貸し出す。	取組中	8月8日に実施。 参加者数は、トータル30名となっている。 PR不足もあるが、人手がかかる割りに参加者が少ない。 参加した方の感想は概ね良好だったが、事業効果はあまり望めないと考える。	本匠振興局
	・本匠歴史探検隊 小学5年生を対象に、本匠地区内の史跡、名勝を見学し、郷土愛と、ふるさとと環境を守っていく意識を高める。	取組中	小学生5年生10名が参加。年間5回開催。子どもたちは、事業の開催を毎回楽しみにしている。少しずつ地域のことを知ることで、心の中に本匠の自然を育むことができた。	本匠振興局
	・うめグリーンクラブ事業 小学4年生から中学3年生を対象に、各種体験活動等を通じ、自然の大切さや、地域のすばらしさを学習させる。	取組中	宇目に伝わる有形文化財や伝統無形文化財の意味や歴史の研究、また、名勝地の清掃活動等を行い、地域の環境・歴史資源の大切さを学んだ。 （計5回開催 参加者延人数49名）	宇目振興局
	・子どもわくわく体験教室 小学生の余暇を利用し、さまざまな体験活動を通じ、豊かな心を育み、環境の大切さ等を学習させる。	取組中	公共施設のチューリップの花植えや、地域内の卓越した技術を持つ講師を迎え、和紙人形作り、藤河内溪谷探索、郷土料理教室、川遊びなど様々な体験活動を通じて、地域の環境や人との触れ合いを高めた。（計7回 参加者延人数118名）	宇目振興局
	・鶴見花づくりボランティア 花づくりを通して （1）心豊かな地域づくりを継続し発展させる。 （2）花のある地域づくりに貢献する。 （3）花づくり活動に関する知識や技術の習得に努める。	取組中	1) 花壇の整備 2) 共同作業による、育苗活動の実施 3) 育苗した花の苗を地域や関係者に提供 4) 育苗ハウス及び育苗の管理 延べ320名が参加し花づくりを通して、地域の環境教育・環境学習の推進を図った。	鶴見振興局
	・沖黒島探検事業 小学校6年生を対象に沖黒島（無人島）の探検を行う。	取組中	12月18日に向陽・色宮両小学校6年生16名が沖黒島探検を実施。米水津に残る貴重な自然を体験・観察させることができた。	米水津振興局
	・たかひら展望公園のじざく再植栽事業（パワーアップ事業） 地区住民が中心となり、たかひら展望公園内のサイクリングロードの沿道にのじざくを植栽し、同公園に彩りを与え、自然と親しむことを目的とした活動を行っている。	未実施	たかひら展望公園の指定管理変更に伴い今年度は未実施 22年度はその他特定財源を利用して事業を実施し、以後も補助事業をいただき、のじざくの咲き乱れるサイクリングロードを目指して事業を展開していく。	蒲江振興局
	・蒲江浦ふれあいまちづくり事業（パワーアップ事業） 年間を通じて、地域活性化を図る事業を実施 ・各種イベント事業 ・地域世代間交流事業 ・環境啓発事業 ・研修事業	取組中	蒲江小学校児童と協力し、蒲江浦のカバネの浜の清掃活動を実施した。	蒲江振興局
	・蒲江ふるさと探検隊 蒲江の小学生を対象に、蒲江の生活体験や自然体験をとおして、地域の人々とふれあい自分が住む蒲江を感じ、知ることによって「ふるさとを思う心」を育む。	取組中	地域で体験学習を行うことでふるさと蒲江の現状を認識し、環境保全について考えることができた。 年4回開催。27名参加	蒲江振興局

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
3 地域における環境教育・環境学習の推進	①体験的な環境教育・環境学習の推進			
	・あすなろ平成塾設置支援事業 農園（あすなろ農園）の運営、農業体験、地区で実施されている伝統芸能の伝授等 実践校：4校	取組中	仲間といっしょになって行う農業体験、農村ならではの楽しい遊びや伝統芸能の伝授、さらには農業・農村が果たしている役割等についての学習活動等をおして、児童は農業を愛し、地域環境に触れる喜びを味わうことができた。実践校：八幡小、青山小、重岡小、西浦小	学校教育課
	・森林体験学習促進事業 ・豊かな体験活動推進事業 自然にかかわる体験活動、勤労生産にかかわる体験活動、職場・職業・就業にかかわる体験活動などを農山村での民泊を通して実施 実践指定校：1校	取組中	平成20年度取組完了 直川小5年生19名が参加。農山漁村における民泊（1週間程度）を通して、様々な体験活動を実施することにより、児童生徒が日頃の生活環境との違いに気付くとともに、人とかかわる社会環境の重要性を体験的に理解し、佐伯市の生活環境を振り返ることができた。	学校教育課
	・特色ある学校づくりサポート事業 地域の特性や環境などを行かした特色ある学校づくりを積極的に推進する学校に対して、「審査評価委員会」で審査のうえ、実践指定校として認定。実践指定校は自校の取組を保護者等地域住民に対して積極的に情報発信	取組中	佐伯市の各地域の実態や特性といった環境を資源に、特色ある教育活動への積極的な取組を行い、地域へ情報発信していくことにより、児童生徒の地域環境への認識が深まるとともに、地域住民の学校に対する理解が深まった。 環境教育・学習にかかる実践校：14校	学校教育課
	・心を育てる体験活動推進事業 地域の人やものと関わりながら、郷土料理作りや花育や清掃活動、体験キャンプ等の佐伯の自然環境を生かした体験活動を実施する。	取組中	地域の人やものと関わりながら、郷土料理作りや花育や清掃活動、体験キャンプ等の体験活動において自然環境に積極的に関わり、地域への学校での環境教育の取組みを発信できた。実施校：大入島小、色宮小、猪串小、楠本小	学校教育課
	・社会教育単独事業（青少年事業） 本庁及び各振興局地域振興・教育課が実施する、社会教育単独事業の中での青少年を対象にした各事業。本庁及び各振興局の地域性を活かした事業内容となっている。	取組中	自然体験活動を通じて、環境問題に対する意識啓発ができた。	生涯学習課
	・親子たんけん隊どんぐりクラブ 佐伯市に住む親子が、自然体験を通じて生き物との出会いや、会員同士、指導員とのふれあいの中から、より良い親子関係を築くことを目的とする。（どんぐりクラブ主催）	取組中	城山や番匠川等さまざまなフィールドで親子による自然観察を10回行った。四季を通じて植物や生き物に触れることで、自然の大切さや環境保護への意識の醸成が図れた。（参加者延数：子ども148名、大人145名、計293名）	生涯学習課
	・佐伯冒険クラブ（社会教育単独事業） 市内小学校4・5・6年生60名を対象に、年6回の自然体験等を通じ、身近な自然や文化とふれ合うことで、子どもたちの想像力や判断力を育てる。また、集団生活の中で、協力し合う心や友だちを認め尊重する心を育てる。	取組中	・年間6回の青少年に対する自然体験活動を実施（参加者延数360名） ・魚釣り、川遊び、カヌー体験、登山やスキー等の体験活動を通じ、自然の大切さを学ばせた。 ・各事業終了後、ふりかえりを行い、自然環境への配慮を定着させ意識啓発ができた。	生涯学習課
	②環境教育に協力する市民団体への情報提供、技術支援			
	・環境教育・環境学習の推進 ・地域の環境教育・環境学習等に協力する市民団体への情報提供や技術支援 ・講演会等への講師の派遣	取組中	さいき903エコマイスター派遣事業の要綱を作成し、エコマイスターの募集を行った。現在11名と1団体をマイスターとして登録し、佐伯市公式ホームページにて、派遣制度及びマイスターの情報提供を行っている。	生活環境課
4 地産・地消の推進	①学校教育における推進			
	・食育推進計画 食育推進計画に基づき、関係課及び関係団体が地産地消などの食育の取り組みを推進する。	取組中	・食育推進計画を策定したが年度末に完成したため、食と環境問題に積極的に取り組むことができなかった。 ・6月が食育月間であるため、食と環境問題でのテーマで講演会を実施した。（参加者45人）	企画課
	・地産地消推進事業 学校給食に地域の食材を導入し、地元農林水産物への理解を深め、食への関心を高めていく。 ・地元農林水産物を使用したメニュー作り ・食材の紹介・生産者の紹介	取組中	学校給食における地元農林水産物の導入、食材に対する理解等については、計画通りの実施ができたが、地産地消の環境面での意義についての認識までは十分に図られたとは言えない。	農業振興課
	②農産物販売所等におけるフードマイレージの普及・啓発等			
	・地産・地消の推進 観光協会における食観光の取組として、「伊勢えび」「こまだし」の取組に加え、地域の素材にこだわった「佐伯寿司」の取組と、日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会事業で、臼杵・津久見と連携して「豊後井海道」の取組を3期に分けて展開していく。	取組中	伊勢えび海道では、昨年からはほぼ同数の約1万2千食の美食数であった。また、3市連携の井海道では、10月から2月の期間中、約2万食の丼が消費された。 地産地消の取り組みである上記食海道等で、地元での消費が推進され、フードマイレージの減少に貢献できた。	観光課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
4 地産・地消の推進	②農産物販売所等におけるフードマイレージの普及・啓発等			
	・食育推進計画 食育推進計画に基づき、関係課及び関係団体が地産地消などの食育の取り組みを推進する。	取組中	・食育推進計画を策定したが年度末に完成しなかった。 ・6月の食育月間において、食と環境問題をテーマとしてフードマイレージ等の話題にも触れ、参加者への周知等に努めた。	企画課
	・料理教室 生活習慣病予防として減塩料理や低カロリー料理の実践など、健康づくりを目的とした料理教室を一般市民を対象として各地区で開催	取組中	引き続き実施し、事業内容の充実を図る。	健康増進課
2 みんなで協力して行動する				
施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
1 環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化	①人材登録制度の創設			
	・環境問題に取り組むNPO等の支援 ・環境の保全に関するNPO等の取組に関する事業等を市報により広報 ・環境に取り組むNPO等の活動支援、運営力・組織力アップのための相談、研修会の実施	取組中	エコツリーコンテストの開催、市職員によるエコ、リサイクルのついでミニ研修会の実施 佐伯市まちづくり交流倶楽部会員による、環境啓発イベント、（キャンドルナイト、ごみ拾い、ホテルの住む環境づくり等）の実施 環境講演会「いま、ここから出来る、環境への一歩」の実施 環境問題に取り組むNPO団体の活動の広報の実施 以上市民に対して環境問題に対する意識啓発ができた。	企画課
	・さいき903エコマイスター派遣事業 佐伯市民で環境分野に知識、経験をもった人材を登録し、地域、団体等の環境学習・環境学習の場に派遣する。	取組中	さいき903エコマイスター派遣事業の要綱を作成し、エコマイスターの募集を行った。現在11名と1団体がエコマイスターとして登録されている。	生活環境課
	②シンポジウム、イベント等の開催			
2 市民による環境調査、保全行動の促進	・さいき903エコマイスター派遣事業 佐伯市民で環境分野に知識、経験をもった人材を登録し、地域、団体等の環境学習・環境学習の場に派遣する。	取組中	さいき903エコマイスター派遣事業の要綱を作成し、エコマイスターの募集を行った。11名と1団体がエコマイスターとして登録したが、シンポジウムや講習会等の開催はなかった。	生活環境課
	①市全域の自然環境調査の実施：再掲			
	・自然環境調査事業（第一次） ・自然環境調査実施団体となる「佐伯市自然環境調査研究会」の設置 ・既存調査資料調査 ・調査スケジュールの設定 ・調査ポイント、重要ポイントの設定 ・調査実施 ・中間報告	取組中	5月に佐伯市自然環境調査研究会を設置。調査員は市民の中から、佐伯市の自然、動植物に精通している人を募り、6月から調査を開始した。（調査員11名）	生活環境課
	②環境資源の保全、管理活動の推進			
	・おおいたおすすめ和み空間事業 地域住民が、子供の頃から身近に親しみ、馴染んできた心とむ自然環境を「和み空間」と名付け、その「和み空間」を次の世代へと守り継ぐべき地域の財産として環境保全に努めているグループとともに広く紹介する。	取組中	和み空間は佐伯市内で12か所指定されており、それぞれ地元の環境保全グループが管理し、環境保全に努めている。県のホームページの、おおいたおすすめの和み空間のページに市内の和み空間の紹介を行った。	生活環境課
	③ごみゼロおおいた作戦の推進			
	・ごみゼロおおいた作戦推進事業 県が展開している「ごみゼロおおいた作戦」について、「ごみゼロ隊」への登録や、「キャンドルナイトキャンペーン」をはじめとした様々なごみゼロおおいたキャンペーンへの市民参加を推進するとともに市独自の取組として「さいき903クリーンアップ大作戦」を実施し、全体的なごみゼロ作戦を展開する。	取組中	・ごみゼロおおいた作戦の県民一斉ごみゼロ大行動として、各地区ごとに地域美化活動を実施。ごみゼロ隊への登録についても、随時新規の登録を行った。（H21年度新規登録：3団体） ・120万人夏の夜の大作戦ーキャンドルナイトキャンペーンーについては、佐伯地区、弥生地区、本匠地区、蒲江地区の4か所が実施した。	生活環境課
	・料理教室 生活習慣病予防として減塩料理や低カロリー料理の実践など、健康づくりを目的とした料理教室を一般市民を対象として各地区で開催	取組中	引き続き実施し、事業内容の充実を図る。	健康増進課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
② 市民による環境調査、保全行動の促進	③ごみゼロおおいた作戦の推進			
	・本匠キャンドルナイト事業 「家族で集う！キャンドルナイト」開催 キャンドルナイト実行委員会、 中野婦人会、本匠青年団 主催 夏至の日の前後に音楽会を開催し、その中で環境（省エネ、ごみ減量等）についての呼びかけをする。	取組中	夏至の日の前日の6/20に開催。約130名が参加。300本のロウソクの灯りで飾られた会場では、吹奏楽コンサートを通して、人が電気を使わずに奏でる音色の美しさを観賞。また、梶川善寛氏によるエコの名前の由来、普段から出来る省エネについての講演 来場した参加者にマイキャンドルを配布し、翌21日の夏至の日にも家庭でキャンドルナイトの実施を促し、当日の夜2時間と翌日（21日）の夜3時間の合計5時間の節電をねらった。本年度はキャンドルナイトをただのイベントにとどめず、次の一人一人ができるエコ活動につなげるような催しになった。	本匠振興局
	・蒲江浦ふれあいまちづくり事業（パワーアップ事業） 年間を通して、地域活性化を図る事業を実施 ・各種イベント事業 ・地域世代間交流事業 ・環境啓発事業 ・研修事業	取組中	3月上旬に海岸に沿った道路等の清掃活動を実施し、地域の美化に取り組んでいる。（参加者：300名）	蒲江振興局
③ 事業者の環境保全行動の促進	①環境マネジメントシステムの導入促進			
	取組なし			
	②地球温暖化対策実行計画の積極的な推進とPR			
	・佐伯市地球温暖化対策推進事業（事業所） ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の積極的な推進とPR ・佐伯市内の各事業所への啓発活動	取組中	市民・事業者・行政の3者からなる協議会（さいき903エコ推進会議）を開催し、地域・事業所での活動を推進した。	生活環境課
④ コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進	③ごみゼロおおいた作戦の推進：再掲			
	・ごみゼロおおいた作戦推進事業 県が展開している「ごみゼロおおいた作戦」について、「ごみゼロ隊」への登録や、「キャンドルナイトキャンペーン」をはじめとした様々なごみゼロおおいたキャンペーンへの市民参加を推進するとともに市独自の取組として「さいき903クリーンアップ大作戦」を実施し、全市民的なごみゼロ作戦を展開する。	取組中	・ごみゼロ隊への登録について、随時新規の登録を行い、ごみゼロおおいた作戦の県民一斉ごみゼロ大行動として、各地区ごとに地域美化活動として「さいき903クリーンアップ大作戦」を実施。 ・120万人夏の夜の大作戦ーキャンドルナイトキャンペーンーについては、佐伯地区、弥生地区、本匠地区、蒲江地区の4か所が実施した。	生活環境課
	①ふれあい機会の充実、人材の育成：再掲			
	・大越地区棚田を守る協議会 ・下流域の児童クラブの児童と体験学習 ・棚田の保全に関する活動 ・集落の形成	取組中	適正な農業生産活動が維持されることで、棚田の保全や洪水、土砂崩壊の防止効果が得られた。また、3月26日に星の子児童クラブの子供たち（20名参加）と「ふるさと森」植樹祭を行い、杉を伐採した山にヤマザクラ、イチヨウ、スギの苗木を植樹した。	農業振興課
	・農業体験事業 農業へのたずさわりのない小学校を対象に、田植えや稲刈り体験を通じて、農業や自然と触れ合う機会を提供する。	取組中	大入島小学校3～6年生9名が6月25日に田植え体験、10月13日に稲刈り体験を実施した。子供たちに減農薬米である特別栽培米に対する認識はもとより農業に対する理解も深めてもらうことができた。	農業振興課
	・弥生ジュニアスクール 放課後子どもプランの一環として、カヌー体験教室及びライフジャケットを用いた川流れ体験を実施	取組中	弥生地区の小学生2組（22名）が本匠の水辺の楽校でのカヌー体験を通して自然と触れ合うことができた。	弥生振興局
	・番匠川川まつり事業 毎年、7月下旬の日曜日に商工会青年部が、夏の一日を親子の交流の場、番匠川の自然にふれあう場所づくりのイベントとして開催している。	取組中	7月26日（日）に第25回番匠川川まつりを開催（参加者約3,000名） 市民・商工業者に対し、河川に直接ふれあうことにより、自然環境に対する意識啓発ができた。	弥生振興局
	・水辺の楽校推進事業 ・カヌー体験教室の開催 8月の土日に水辺の楽校河川敷で一般客対象にカヌーを貸し出す。（パワーアップ本匠実行委員会と共催）	取組中	参加者数は、トータル30名でPR不足もあるが、人手がかかる割りに参加者が少ない。 参加した方の感想は概ね良好だったが、事業効果はあまり望めないと考ええる。	本匠振興局
	・柳瀬地区オーナー田事業 柳瀬地区の棚田の保全と都市住民との交流を目的に、毎年20家族程度の水田（水稲）オーナーを受入れ、地域住民との交流が深める。	取組中	平成21年度は26組94名をオーナーとして受け入れ、オーナーになった多くの都市住民が農業体験をととして水田の担う役割についての認識を深めていった。里地・里山に存在する環境資源を活用する機会を充実することが図れたといえる。	宇目振興局

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
4 コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進	①ふれあい機会の充実、人材の育成：再掲			
	・柳瀬地区景観整備事業 宇目柳瀬地区の棚田を利用して、ボランティアによりチューリップを植栽し、棚田の保全と景観整備、観光客の増加を図る。	取組中	チューリップの植栽を通じて、環境に対する意識の高揚や参加者と地域住民との交流、さらには観光客の増加が図られた。	宇目振興局
	・地松浦地区ふれあいファミリー農園事業 荒れ地（耕作放棄地等）を開墾し畑を作り、それを希望者に斡旋することにより、野菜栽培を通して地区民のふれあいの場とするとともに、地域内の環境美化に努める。	取組中	荒廃した畑地を開墾し、希望者に斡旋することにより、野菜栽培を通して地区民のふれあいの場としての提供を行った。（利用者は7か所30名）また、環境整備にもつながった。	鶴見振興局
	・鶴見花づくりボランティア 花づくりを通して（１）心豊かな地域づくりを継続し発展させる。（２）花のある地域づくりに貢献する。（３）花づくり活動に関する知識や技術の習得に努める。	取組中	管内一円の県道沿いを中心に地区住民（ボランティアのべ320名）より、一年間を通じて四季折々の花作りを実施した。	鶴見振興局
	・蒲江浦ふれあいまちづくり事業（パワーアップ事業） 年間を通じて、地域活性化を図る事業を実施 ・各種イベント事業 ・地域世代間交流事業 ・環境啓発事業 ・研修事業	取組中	青龍公園、背平公園、カバネの浜、湾岸散策路、県道37号線蒲江浦～轟トンネル間等の清掃活動や会議等で海の環境について語り合い、地域の環境保全に取り組んでいる。清掃活動は年間5回程度、参加延数600名。	蒲江振興局
	・蒲江ふるさと探検隊 蒲江の小学生を対象に、蒲江の生活体験や自然体験をとおして、地域の人々とふれあい自分が住む蒲江を感じ、知ることによって「ふるさとを思う心」を育む。	取組中	地域で体験学習を行うことでふるさと蒲江の現状を認識し、環境保全について考えることができた。 年4回開催。27名参加	蒲江振興局
	②団体等の活動支援：再掲			
	・佐伯市ボランティア専用指定ごみ袋交付事業 公共の場所（道路、公園、河川、水路等）における清掃のボランティア活動を行うボランティア団体等として市長が登録した団体及び個人に対してボランティア活動を支援するため、ボランティア専用の指定ごみ袋を無料で交付する。	取組中	・平成21年度末 登録団体数 120団体 ・平成21年度ボランティア袋交付枚数 4,120袋	清掃課
	・ホテルに関する取り組み（板屋地区ほたる観賞会） ・第18回本匠ほたる祭りの開催（板屋地区ほたる観賞会主催） ・ほたるの学校開校事業の支援 ホテルを通じた自然啓発活動を行い、同時に都市間交流の推進を図る。	取組中	・第18回本匠ほたる祭りの開催 3,500名と過去最大の参加者に西日本一のゲンジボタルの群生地本匠をPRした。 ・ほたるの学校開校事業の支援 実行委員がローテーションを組み、ホテル観賞の案内をするとともに環境保護の啓発に努めた。	本匠振興局
	③地域における環境美化の促進：再掲			
	・クリーンなまちづくり事業 クリーンなまちづくり事業実施団体に対する補助金（自治会等による活動に対する補助金交付）	取組中	クリーンなまちづくり事業において30地区が実施し、地域の環境美化活動やごみの集積所の整備等が促進された。	清掃課
	・さいき903クリーンアップ大作戦 ・さいき903エコ推進会議の設置 ・さいき903クリーンアップ大作戦の実施 ・「さいき903クリーンアップ大作戦」行動宣言者の登録	取組中	平成21年8月2日にさいき903クリーンアップ大作戦と題して、市内全域を対象に一斉清掃活動を実施した。市内各地でゴミ拾いを中心に行い、参加者は14,794人で回収したごみの量は約32.6トンにもなった。市民・事業者・行政の3者が一体となった環境美化活動を行うことができ、環境保全と環境美化意識の向上につながったと思われる。	生活環境課
	・佐伯市川を守り水辺に親しむ会 河川愛護デーを主催する「佐伯市川を守り水辺に親しむ会」に補助を行う。	取組中	旧市内では7月の第1日曜日に、その他の地域では各振興局単位に住民参加による一斉活動を実施しており成果をあげている。（参加者：19,713名）	建設課

施策	項目/取組名	取組状況	取組結果・評価	担当課
4) コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進	③地域における環境美化の促進：再掲			
	・日本一美しいまちづくり事業 花いっぱい運動や地域美化活動等の日本一美しい地域をめざした取り組みを展開する。	取組中	上浦地域の幹線道路である県道四浦港津井浦線沿いや、観光の中心である瀬会海水浴場一帯に一年を通じてコスモスや菜の花等を植栽することで、きれいな環境づくりが進んだ。また、花いっぱい運動での花壇の整備や、ごみのない上浦地域作り事業、花・土・人づくり事業での活動により、住民に環境美化の意識付けが進んだ。	上浦振興局
	・弥生花いっぱい運動事業 弥生地域を訪れる人々へ歓迎の意味において国道、県道を中心にプランター等で花いっぱいに飾り付け、環境整備を行う。	取組中	管内40か所に花のプランターを配置した。配置した地域や学校、グループ等において地域の環境美化について意識づけができ、施設を訪れた人々の目を楽しませることができた。	弥生振興局
	・本匠地域クリーンアップ推進事業 ・河川愛護巡視員の配置 夏休み期間中（7月末～8月末）に、本匠青年団が河川愛護巡視員として、番匠川本匠地域内の遊泳ポイントを巡視し、ゴミ拾いを行いながら、遊泳客にゴミの持ち帰りを啓発する。	取組中	夏休みの週末（土、日）に河川巡視員を配置し、番匠川での河川遊泳客等に対し河川愛護の広報活動とごみ収集活動を実施し、河川環境美化の啓発に努めた。結果、配置当初より終盤には、ごみの数も若干軽減した。	本匠振興局
	・宇目道路・河川愛護事業 各集落の道路、河川の愛護事業として、地区住民が例年道路、河川の草刈りを自主的に実施している。	取組中	この事業はかなり以前から行われており地域における環境美化や地域美化活動の促進が図られている。今年度も6～7月の日曜日に行政区ごとに実施し、延1,700人余りの地域住民が参加しており、地域の連帯にも一役買っている。	宇目振興局
	・直川花の里景観事業 県道赤木吹原佐伯線立長地区の県道に赤木公民館・赤木むらづくり推進協議会・なおみ園・中学校・赤木地域婦人会等の団体によるコスモス・パンジー等の植栽を行う。	取組中	県道赤木吹原佐伯線は一年を通して花が絶えることはなかった。ボランティアの延べ参加数は増えたが、実人数は減少している。	直川振興局
	・魅力ある米水津開発事業 沿道環境美化 ・苗木、肥料購入 ・桜テングス病対策	取組中	浦代峠沿線に桜15本植栽、テングス病対策を実施、空の公園に水仙2,200個を植栽したことにより、訪れる人たちの心を和ませ地域のイメージアップを図ることができた。また、地域住民に相互理解と協調性を養う事ができた。	米水津振興局
	・米水津花いっぱい事業 花の苗や肥料等を老人会やボランティア団体に配付し各地区内の花壇や公園の手入れを行ってもらう。	取組中	年間を通じて花の苗や肥料等を配布して各地区の花壇や公園の手入れを行ったことにより、地域住民に心の安らぎを与えると同時に訪れる人に対して地域のイメージアップを図ることができた。	米水津振興局
	・米水津活性化事業 地域にいる人材を活用し、地域を守り活性化するため、相互協力の精神をもって地域活動、社会福祉活動、防災活動、緑化活動、美化活動、環境保全活動など市民としてできる各種地域づくり活動に参加協力する団体を育成する。	取組中	平成21年度は、ボランティアグループの会員が63名と増え、それぞれの地域で公園整備や道路の草刈り等延べ572名で活動を行ったことにより、地域住民の環境美化に対する意識啓発が図られた。	米水津振興局
	・郷土美化デー みんなの共有財産である道路、海岸、河川などの美しい自然を守り、快適な生活環境づくりを目指して、地域ぐるみで美化運動の実践と美化意識の高揚を図り、もって美しいふるさとづくりの推進に資する。	未実施	さいき903クリーンアップ大作戦として実施。	蒲江振興局
	・蒲江花いっぱい運動事業 花の苗や肥料等を各活動実施団体に配布し、活動の促進を図り、地域内の環境美化を行い、あわせて、来訪者を楽しませる地域資源の育成を行う。	取組中	ボランティアで花いっぱい運動に参加する28の団体が蒲江の海岸線をきれいな花で楽しませている。	蒲江振興局

基本目標5【取組状況】取組完了：0 取組中：65 未実施：2



日本一美しいまちづくり事業

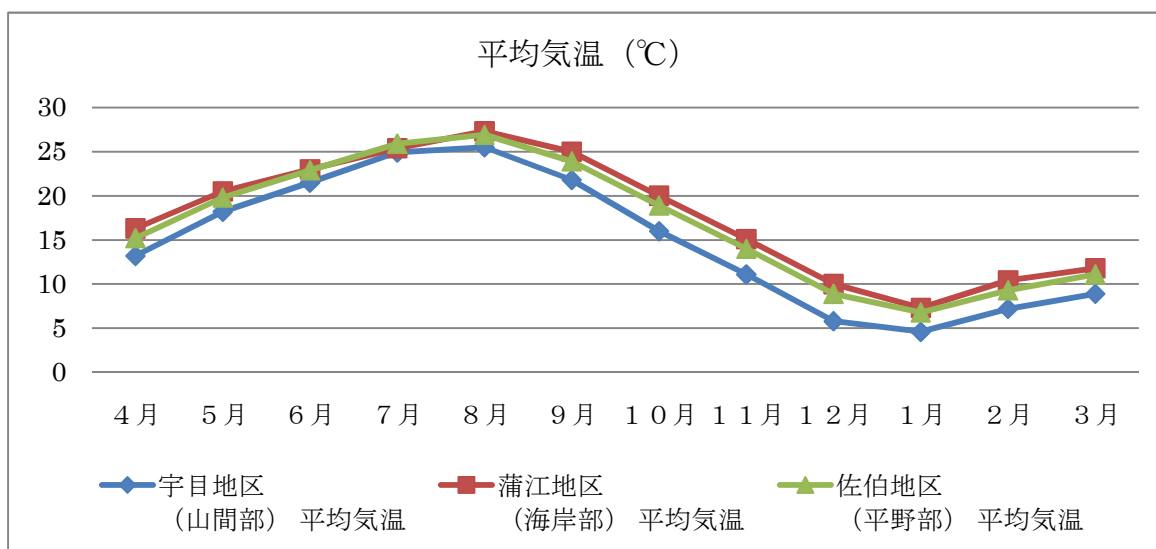
Ⅲ 自然環境に関する情報

1 気温

(℃)

		平成 21 年										平成 22 年		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
宇 目 地 区 (山間部)	平均気温	13.2	18.2	21.5	24.9	25.5	21.8	16.0	11.1	5.8	4.6	7.2	8.9	
	最高気温	21.6	26.0	27.3	30.1	31.5	28.9	22.7	16.8	12.3	11.2	13.1	14.2	
	最低気温	6.0	11.4	17.0	21.5	21.6	16.6	10.8	6.6	0.3	-1.5	1.8	3.5	
蒲 江 地 区 (海岸部)	平均気温	16.3	20.5	23.0	25.4	27.3	25.0	20.0	15.1	10.0	7.3	10.4	11.8	
	最高気温	20.9	24.7	26.2	28.3	31.0	29.3	23.6	18.4	14.1	11.7	14.1	15.3	
	最低気温	12.2	16.8	20.1	23.2	24.5	21.8	17.0	12.1	6.8	3.5	7.1	8.0	
佐 伯 地 区 (平野部)	平均気温	15.2	19.8	22.9	25.9	26.9	23.9	18.9	14.0	8.9	6.8	9.3	11.1	
	最高気温	19.9	23.9	27.0	29.5	30.6	27.9	23.1	17.5	13.1	11.2	13.0	14.8	
	最低気温	10.4	15.7	19.5	23.4	23.9	20.3	15.2	10.6	5.0	2.1	5.4	6.9	

資料：気象庁H P 気象統計情報

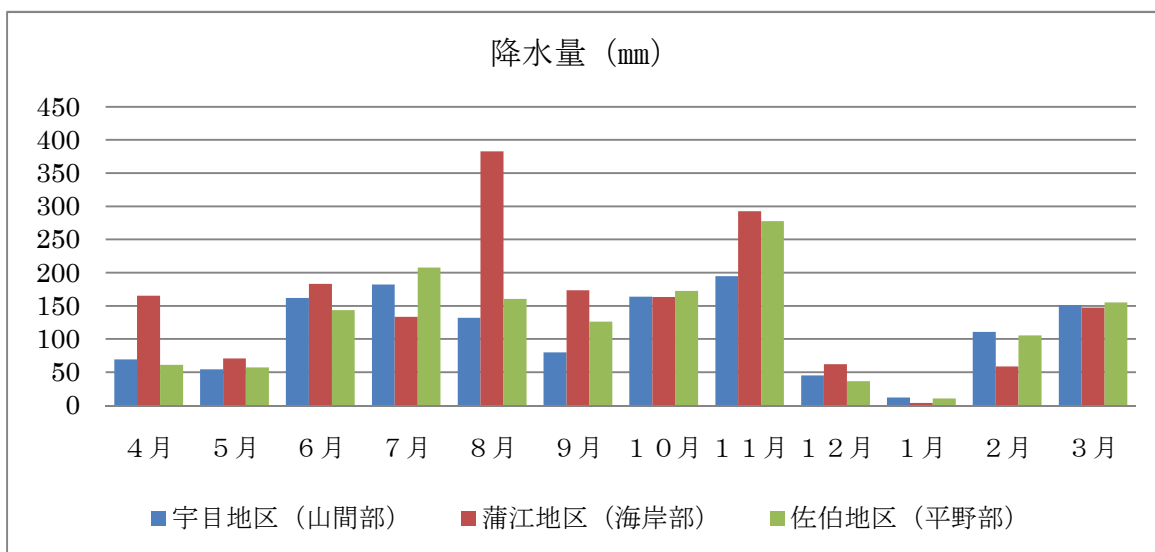


2 降水量

(mm)

	平成 21 年									平成 22 年			合計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
宇目地区 (山間部)	69.5	54.5	162.0	182.0	132.0	80.0	164.0	194.5	45.0	12.0	111.0	151.5	1358.0
蒲江地区 (海岸部)	165.5	70.5	183.0	133.5	383.0	173.5	163.5	292.5	62.0	3.5	58.5	147.5	1836.5
佐伯地区 (平野部)	61.0	57.0	143.5	207.5	160.5	126.0	172.5	277.5	36.5	10.5	105.5	155.0	1513.0

資料：気象庁H P 気象統計情報

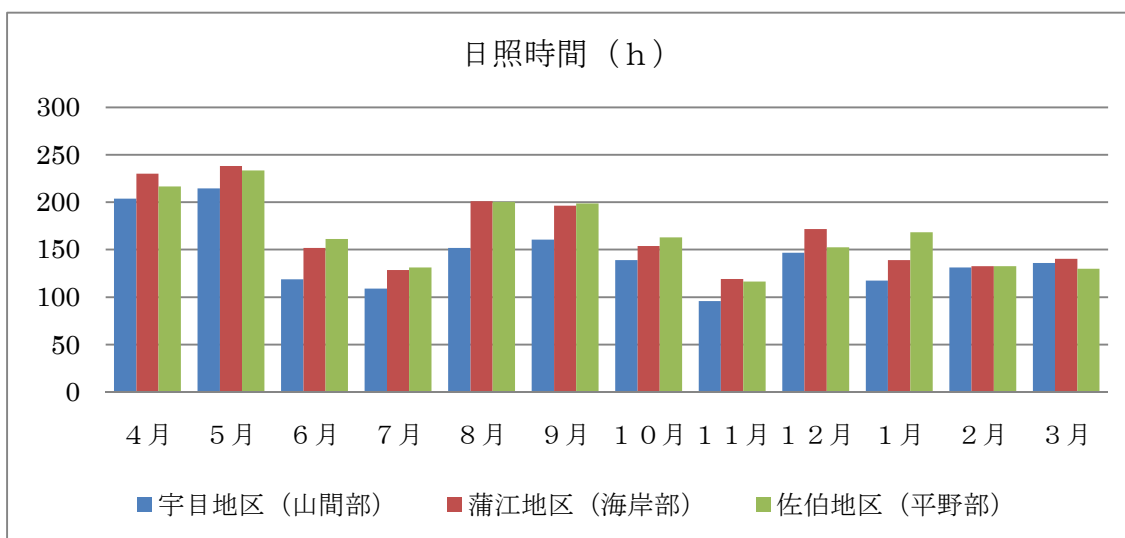


3 日照時間

(h)

	平成 21 年									平成 22 年			合計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
宇目地区 (山間部)	203.6	214.6	118.7	108.8	151.9	160.5	139.1	95.7	146.6	117.5	131.1	136.1	1724.2
蒲江地区 (海岸部)	230.0	238.1	151.7	128.5	201.1	196.2	153.7	119.2	171.7	139.0	132.6	140.3	2002.1
佐伯地区 (平野部)	216.7	233.4	161.1	131.1	200.3	198.6	162.8	116.3	152.5	168.2	132.7	129.8	2003.5

資料：気象庁HP気象統計情報



4 希少植物

分類群	和名	市内分布	カテゴリー
シダ植物	リュウビンタイ	豊後水道域	絶滅危惧ⅠＡ類
	ホウライクジャク	本匠地区	絶滅危惧ⅠＡ類
	タチデンド	本匠地区	絶滅危惧ⅠＡ類
種子植物	ナゴラン	宇目地区等	絶滅危惧ⅠＡ類
	ビロウ	米水津地区、蒲江地区	絶滅危惧Ⅱ類
	クズモダマ	蒲江地区	絶滅危惧ⅠＢ類

資料：レッドデータブックおおいた

5 希少動物

分類群	和名	市内分布	カテゴリー
哺乳類	ノレンコウモリ	本匠地区等	絶滅危惧ⅠＢ類
鳥類	クマタカ	弥生地区等	絶滅危惧ⅠＢ類
両生類	オオイタサンショウウオ	佐伯地区等	絶滅危惧Ⅱ類
魚類	シロウオ	佐伯地区	準絶滅危惧
昆虫類	ムカシヤンマ	宇目地区	絶滅危惧Ⅱ類
クモ類	キノボリトタテグモ	市内各所	絶滅危惧ⅠＡ類
陸・淡水産貝類	オナガラムシオイ	本匠地区	絶滅危惧ⅠＢ類

資料：レッドデータブックおおいた

6 特別保護樹林

名称	所在	所有	樹木の状況	指定年月日
若宮八幡の森	大字鶴望	若宮八幡宮	スギ、クス、ツガ、シイ	S49.3.15
堅田八幡社の森	大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S50.1.7
八坂神社の森	弥生大字江良	八坂神社	ハカガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51.3.9

資料：大分県環境白書

7 特別保護樹木

樹木名	所在	所有	胸高又は根元周囲 (cm)	樹高 (m)	樹齢	指定年月日
クスノキ	船頭町	大分県	620	18	560	S49.3.15
ビャクシン	大字長良	真正寺	330	11	1,000	S49.3.15
ミツウメ	大字青山	高瀬精市	根元 103	3	180	S51.3.9
サザンカ	弥生大字井崎	西運寺	175	14	380	S61.4.11
ナギ	弥生大字床木	水無地区	204	16	390	S61.4.11
イチイガシ	宇目大字木浦内	神崎神社	600	30	600	S50.1.7

資料：大分県環境白書

IV 水質、大気、騒音等公害に関する情報

1 水質

■ 海域、河川、湖沼の水質測定結果

【海域】COD75%値の推移（単位：mg/L）

甲水域（類型：C）

年度	測定地点			環境基準
	ST-1	ST-2	ST-3	
平成 17 年度	2.3	2.7	2.4	8.0
平成 18 年度	2.2	2.3	2.0	
平成 19 年度	2.1	1.9	1.9	
平成 20 年度	2.3	2.2	2.2	
平成 21 年度	—	1.8	—	

COD は水中の有機物を酸化剤を使って分解するときに使う酸素の量だよ。この値が大きいほど水質がよいよ。海水や湖沼の汚れの目安として使われているよ。



資料：大分県環境白書

乙水域（類型：B）

年度	測定地点			環境基準
	ST-4	ST-5	ST-6	
平成 17 年度	1.9	1.7	1.6	3.0
平成 18 年度	2.0	1.9	1.8	
平成 19 年度	1.8	1.6	1.6	
平成 20 年度	1.7	1.7	1.8	
平成 21 年度	1.6	—	—	

資料：大分県環境白書

丙水域（類型：B）

年度	測定地点		環境基準
	ST-7	ST-8	
平成 17 年度	2.0	2.1	3.0
平成 18 年度	2.1	1.9	
平成 19 年度	2.0	1.6	
平成 20 年度	2.1	2.0	
平成 21 年度	—	1.8	

資料：大分県環境白書

丁水域（類型：A）

年度	測定地点			環境基準
	ST-9	ST-10	ST-11	
平成 17 年度	1.5	1.8	1.7	2.0
平成 18 年度	1.8	1.8	1.8	
平成 19 年度	1.6	1.8	1.9	
平成 20 年度	1.6	2.0	1.7	
平成 21 年度	1.5	—	—	

75%値は1年間に測定されたデータを小さいものから順に並べて、75%の順位（ $0.75 \times \text{データ数}$ ）の数字よ。この値を基準にして環境基準に適合しているのか判断しているのよ。



資料：大分県環境白書

南海部郡地先（類型：A）

年度	測定地点			環境基準
	ST-12	ST-13	ST-14	
平成 17 年度	1.9	1.4	1.7	2.0
平成 18 年度	1.7	1.6	1.3	
平成 19 年度	1.4	1.8	1.6	
平成 20 年度	2.0	2.5	1.8	
平成 21 年度	1.6	—	—	

資料：大分県環境白書

類型は生活環境を守るための基準として、河川、湖沼、海域別に利用目的などに応じて分けたものさ。最もきれいな AA から最も汚い E までの6つに分類されているのだよ。



入津湾（類型：A）

年度	測定地点			環境基準
	ST-15	ST-16	ST-17	
平成 17 年度	2.3	2.7	2.6	2.0
平成 18 年度	2.5	2.8	2.5	
平成 19 年度	1.9	2.1	2.3	
平成 20 年度	1.8	3.0	2.5	
平成 21 年度	1.8	—	—	

資料：大分県環境白書

環境基準とは、人の健康や生活環境を守るために維持されることが望ましい目標値だよ。ぼくたちはこの基準を満たすよう努力していかなくちゃいけないんだ。



□40 年前の佐伯湾は茶色い海

昭和 40 年代の佐伯湾は、工場排水により汚染されており、茶色く濁っていました。法規制などにより長い年月をかけ水質が改善され、美しい姿を取り戻した佐伯湾は、豊かな海の幸を恵んでくれるようになりました。

海の汚染の原因は工場排水だけではなく、佐伯湾に注ぎ込む川の流域に住む人々の生活排水にもあります。豊かな恵みを次の世代へ引き継ぐためにも、保全のための継続的な取組と努力が必要です。

COD 年度平均値（単位：mg/L）

測定年又は測定年度	測定地点	測定値	環境基準
昭和 41 年	大入島南側	8.0	3.0
昭和 44 年	〃	12.1	3.0
昭和 46 年度	大入島東浜沖	4.6	8.0
昭和 54 年度	〃	1.9	8.0
平成元年度	ST-4	2.2	3.0
平成 10 年度	〃	1.7	3.0
平成 21 年度	〃	1.5	3.0

資料：環境省環境白書、環境省 HP、大分県

【河川】BOD75%値の推移（単位：mg/L）

類型：A

年度	測定地点					環境基準
	番匠川上流	番匠川下流※	堅田川上流	堅田川下流	木立川	
平成 17 年度	<0.5	1.0	0.6	1.4	0.6	2.0
平成 18 年度	<0.5	0.9	0.9	1.2	1.0	
平成 19 年度	0.5	1.1	0.8	1.1	0.8	
平成 20 年度	0.6	1.0	0.5	1.3	0.6	
平成 21 年度	0.8	1.1	<0.5	1.8	1.1	

※ 番匠川下流については、平成 20 年 3 月 31 日県告示第 222 号により B から A に変更

資料：大分県環境白書

類型：B

年度	測定地点		環境基準
	中川	中江川	
平成 17 年度	2.3	1.4	3.0
平成 18 年度	2.6	1.5	
平成 19 年度	2.7	2.3	
平成 20 年度	1.3	1.9	
平成 21 年度	2.2	2.0	

BOD は水中の微生物が有機物を分解するときに使う酸素の量だよ。この値が大きいくほど、水質がよくないよ。河川の汚れの目安として使われているよ。



資料：大分県環境白書

【湖沼】COD75%値の推移（単位：mg/L）

北川ダム（類型：A）

年度	測定地点	環境基準
	ダム前-5	
平成 19 年度	2.2	3.0
平成 20 年度	2.3	
平成 21 年度	3.0	

（平成 19 年 3 月 30 日県告示第 409 号にて類型指定）

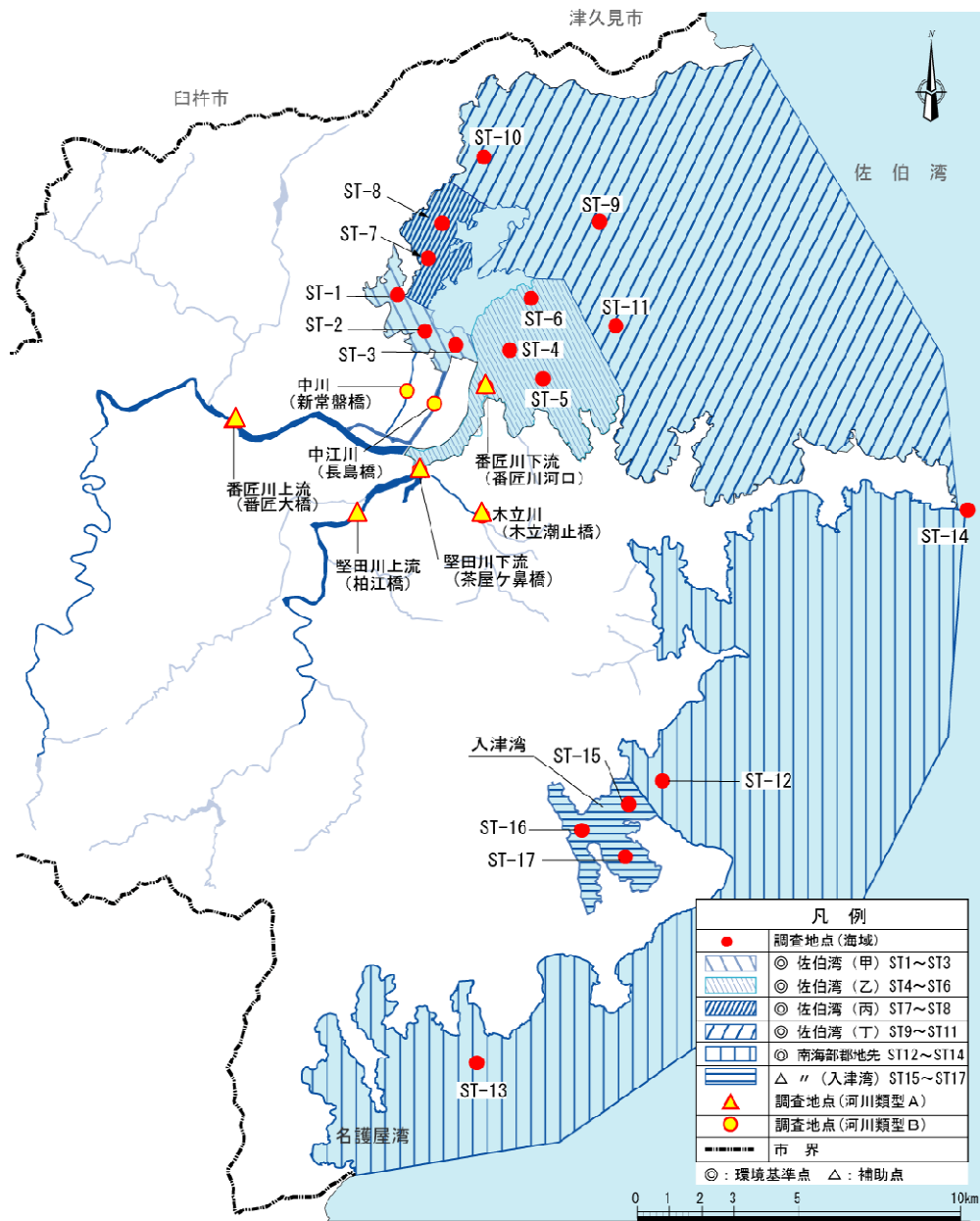
資料：大分県環境白

北川ダム COD 年平均値の推移

年度	測定地点	
	ダム前-5	田代-29
平成 17 年度	2.2	2.5
平成 18 年度	2.0	2.3
平成 19 年度	2.0	2.2
平成 20 年度	2.1	2.3
平成 21 年度	2.5	2.7

資料：大分県環境保全課

図：海域、河川の水質測定地点



■ BOD 平均値からみた番匠川の水質ランキング（九州）

平成 21 年における BOD 平均値からみた番匠川の順位は、九州地方の一级河川 20 水系 26 河川中 9 位でした。BOD 値が 1 mg/L 以下であると、ヤマメ、イワナが生息できる人為的汚染のない環境とされています。

	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年
順位	7	8	6	9	9
BOD 平均値 (mg/L)	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9

資料：国土交通省佐伯河川国道事務所

汚水処理の状況

きれいな川や海を守るために、私たちにできることの一つは、汚れた水を河川や海に流さないことです。下水道への加入や、合併浄化槽の取り付けなどを行うことで取り組むことができます。本市の汚水処理人口普及率は平成 21 年度末で、総人口の 66.1%となっています。大分県全体の普及率とほぼ同じですが、全国の普及率には大きく及びません。今後、下水道等の計画的な整備を図り、汚水処理人口普及率を向上させることが、美しい水を守ることに繋がります。

■ 汚水処理人口^{※1}、汚水処理人口普及率^{※2}

		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
汚水処理人口 (人)	下水道	22,956	23,209	24,226	24,264	24,198
	農業集落排水施設 ^{※3}	6,246	6,232	6,203	6,701	7,997
	漁業集落排水施設 ^{※4}	2,183	2,159	2,126	2,522	2,458
	浄化槽 ^{※5}	17,949	18,755	18,391	17,887	18,352
	計 (A)	49,334	50,355	50,946	51,374	53,005
総人口 (年度末: B)		83,318	82,588	81,709	80,780	80,234
汚水処理人口普及率	佐伯市 (A ÷ B × 100)	59.2%	61.0%	62.4%	63.6%	66.1%
	大分県	60.8%	62.0%	63.4%	64.6%	66.1%
	全国	80.9%	82.4%	83.7%	84.8%	85.7%

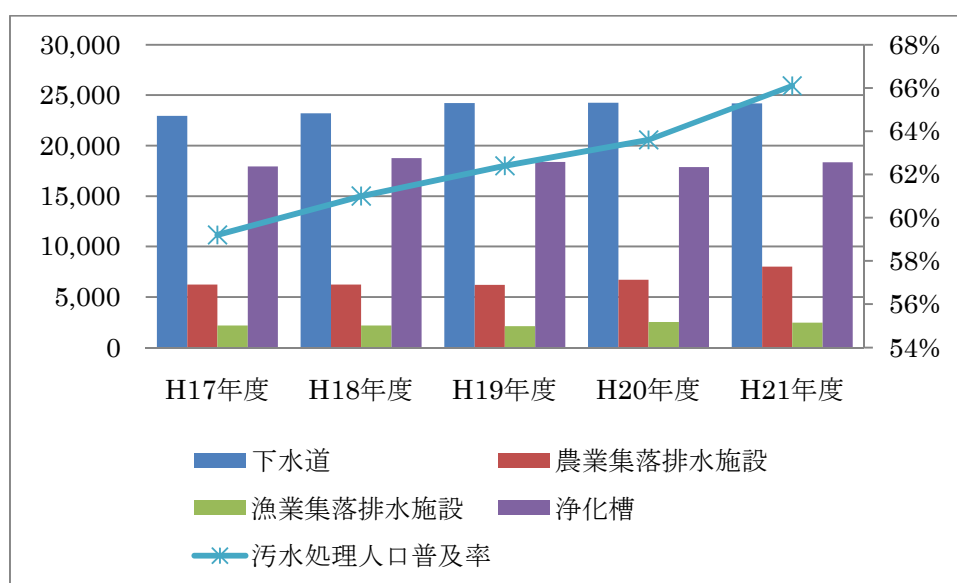
※1 汚水処理人口：下水道や浄化槽等を利用できる人の数

※2 汚水処理人口普及率：人口に対する汚水処理人口の割合

※3 農業集落排水施設：農業集落からでるし尿や生活排水を集め汚水を浄化処理する施設

※4 漁業集落排水施設：漁業集落からでるし尿や生活排水を集め汚水を浄化処理する施設

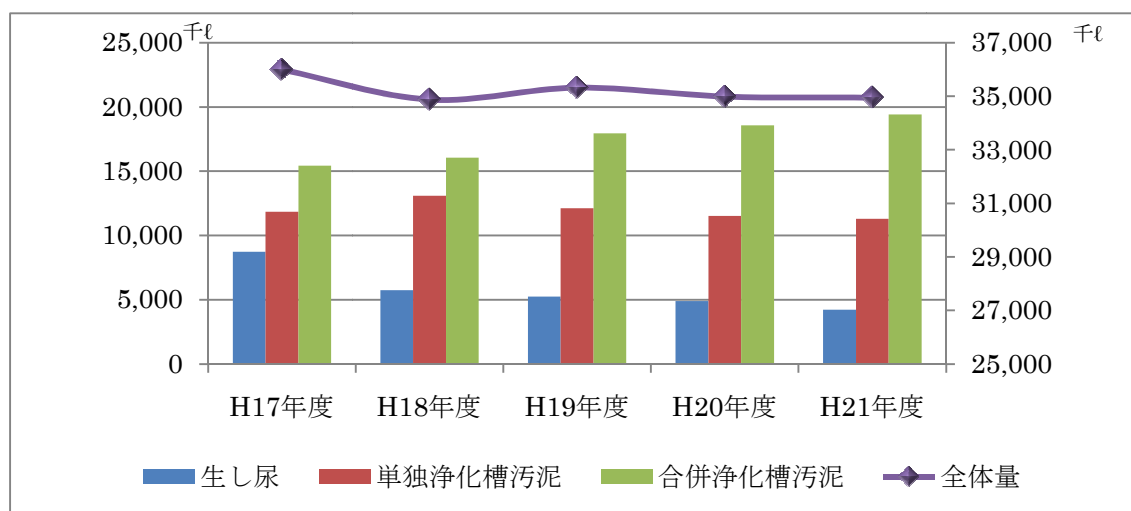
※5 浄化槽：合併処理浄化槽のみの数値で、単独浄化槽は含まない。



■ し尿処分量の推移

(単位:ℓ)

	生し尿	単独浄化槽汚泥	合併浄化槽汚泥	全体量
H17 年度	8,726,256	11,841,612	15,423,800	35,991,668
H18 年度	5,738,706	13,086,258	16,051,890	34,876,854
H19 年度	5,238,368	12,130,532	17,954,160	35,323,060
H20 年度	4,891,039	11,520,956	18,579,600	34,991,595
H21 年度	4,216,189	11,308,050	19,425,638	34,949,877



人口の減少に伴い、全体量も減少傾向にあります。また浄化槽の設置数の増加とともに、生し尿の処分量はこの5年間で約半数にまで減少しています。

2 大気

■ 佐伯市の大気環境について

本市の大気の状態については、市内3か所で観測しており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊物質の測定項目全てにおいて環境基準に適合しています。近年問題となっている光化学オキシダントについては、本市で発生した事例はありませんが、平成19年5月に、県内初となる注意報が津久見市において発令されました。平成21年度には5月に大分市中部と大分市南部、6月には日出町と大分市中部において注意報が発令されており、頻発化、広域化の傾向が強くなってきています。光化学オキシダントは、自動車や工場から出る窒素酸化物や炭化水素などが強い紫外線を受けることにより発生するものです。これらの汚染物質は、風に乗って移動する間に化学反応が進むため、工場や都市中心部に近いところに限らず、工場などのない山間部などでも発生することがあります。従って、光化学オキシダントが発生しやすい5月から9月にかけては、注意が必要です。

また、汚染物質については、国内だけでなく国外から移流してきているとの説もあるため、国ではその原因究明と対策に関する検討が行われています。

【測定地点：八幡観測局】

	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質		
	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数 (時間)	日平均値 が0.04ppm を超えた 日数 (日)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.2ppmを 超えた時 間数 (時間)	日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)	年平均 値 (mg/m3)	1時間値が 0.20mg/m3 を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数 (日)
H17年度	0.004	0	0	0.011	0	0	0.029	0	0
H18年度	0.004	0	0	0.010	0	0	0.029	0	1
H19年度	0.004	0	0	0.010	0	0	0.026	7	1
H20年度	0.004	0	0	0.008	0	0	0.026	0	0
H21年度	0.004	0	0	0.007	0	0	0.027	9	1

資料：大分県環境大気汚染結果報告書

【測定地点：石間観測局】

	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質		
	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数 (時間)	日平均値 が0.04ppm を超えた 日数 (日)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.2ppmを 超えた時 間数 (時間)	日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)	年平均 値 (mg/m3)	1時間値が 0.20mg/m3 を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m3を 超えた日数 (日)
H17年度	0.004	0	0	—	—	—	—	—	—
H18年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—
H19年度	0.004	0	0	—	—	—	—	—	—
H20年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—
H21年度	0.003	0	0	—	—	—	—	—	—

資料：大分県環境大気汚染結果報告書

【測定地点：大分県南部振興局】

	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質		
	年平均値 (ppm)	1時間値 が0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が0.04ppm を超えた 日数 (日)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.2ppmを 超えた時 間数(時 間)	日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)	年平均 値 (mg/m3)	1時間値が 0.20mg/m3 を超えた 時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m3 を超えた日 数(日)
H17年度	0.006	0	0	0.011	0	0	0.023	0	0
H18年度	0.005	0	0	0.010	0	0	0.021	0	0
H19年度	0.004	0	0	0.009	0	0	0.021	2	0
H20年度	0.003	0	0	0.008	0	0	0.016	0	0
H21年度	0.003	0	0	0.007	0	0	0.015	8	1

資料：大分県環境大気汚染結果報告書

【環境基準達成状況】

対象物質	基 準	達成状況
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	達成
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。	達成

■ 大分県下の光化学オキシダント緊急時等発令状況

年度	発令月日	発令時間	解除時間	発令呼称	発令地域
H19	5月9日	13:35	17:15	注意報	津久見市
			16:35	予 報	大在・坂ノ市
	5月27日	15:15	17:15	予 報	日田
H21	5月10日	14:40	17:05	予 報	別府
	5月20日	11:40	12:15	予 報	大分市中部（注意報へ移行）
		12:15	15:35	注意報	大分市中部
		13:15	15:35	注意報	大分市南部
	6月25日	12:50	15:20	予 報	別府
		12:50	13:20	予 報	日出（注意報へ移行）
		13:20	15:20	注意報	日出（注意報へ移行）
	6月26日	13:40	15:20	注意報	大分市中部

※平成11年度～平成18年度の間及び平成20年度は予報・注意報の発令はありません。

資料：大分県

平成 21 年度の詳細

発令月日	発令時間	解除時間	発令呼称	発令地域	オキシダントの濃度状況	
					最高値 (ppm)	測定局
5 月 10 日	14:40	17:05	予 報	別府	0.117	青山中学校
5 月 20 日	11:40	12:15	予 報	大分市中部	0.132	坂ノ市中学校
	12:15	15:35	注意報			東大分小学校
	13:15	15:35	注意報	大分市南部	0.151	敷戸小学校
6 月 25 日	12:50	15:20	予 報	別府	0.117	青山中学校
	12:50	13:20	予 報	日出	0.123	日出町鷹匠
	13:20	15:20	注意報			
6 月 26 日	13:40	15:20	注意報	大分市中部	0.128	王子中学校

資料：大分県

□光化学オキシダント注意報が発令されたら

光化学オキシダント注意報が発令されると、次のような症状が出る場合があります。

- 目がチカチカする、目が痛い、涙が出る。
- のどが痛い、せきが出る、息苦しい。
- 吐き気がする、頭痛がする。 など

注意報が出されたら!!

- 窓を閉めてなるべく室内ですごしましょう。
- 目やのどが痛くなったら、水で洗い流しましょう。
- 頭が痛くなったり、息苦しくなったら、日かげや室内で休みましょう。
- 症状がひどいとき、おさまらないときにはお医者さんにみてもらってください。
- 自動車の使用は控えるようにご協力ください。
- 工場、事業場の方は排ガスの減少にご協力ください。
- 洗濯物は外に干しても問題ありません。



～大分県HPより引用～

3 騒音、振動

(1) 騒音

環境基本法の規定に基づき、騒音に係る環境基準が定められています。各類型を当てはめる地域は、都道府県知事により指定されています。

■ 一般環境における騒音の環境基準達成状況

区分	地域の 類型	測定地 点数	環境基準 達成地点		時間区分ごとの環境基準達成状況			
			地点数	達成率 (%)	昼間		夜間	
					地点数	達成率 (%)	地点数	達成率 (%)
平成 17 年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成 18 年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成 19 年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	2	100	2	100	2	100
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	100	3	100	3	100
平成 20 年度	A	1	1	100	1	100	1	100
	B	2	1	50	2	100	1	50
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	2	67	3	100	2	67
平成 21 年度	A	1	0	0	0	0	0	0
	B	2	0	0	1	50	1	50
	C	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	0	0	1	33	1	33

資料：大分県環境白書

地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域
 B：主として住居の用に供される地域
 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(2) 振動

振動規制法に基づき、規制区域内で発生される振動が規制されています。規制対象となるのは、「規制地域内にあり、特定の施設がある工場・事業場」、「規制地域内で行う特定の建設工事」、「規制地域内の道路交通振動」です。

■ 特定工場の振動規制基準

	昼間	夜間
時間	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌午前 8 時
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

特 定 工 場：規制地域内で特定施設を設置している工場・事業場

特 定 施 設：金属加工機械、空気圧縮機等、土石用破碎機等、織機、建設用資材製造機械、穀物用製粉機、木材加工機械、抄紙機、印刷機械、合成樹脂用射出成形機、鋳型造形機

第一種区域：良好な住居環境のため、特に静穏を必要とする地域

主に住居があるため、静穏を必要とする区域

第二種区域：住居とともに商業施設、工業施設があるが、住民のために騒音の発生を防止する必要がある区域

主に工業地域であるが、住民のため著しい騒音を防止する必要がある地域

■ 特定建設作業の規制基準

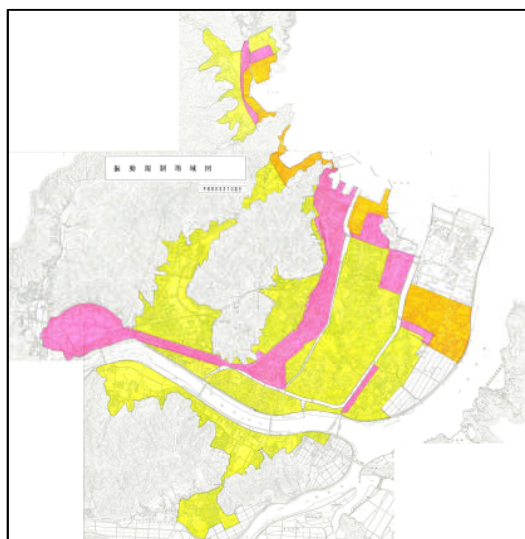
区域の区分	1 号区域	2 号区域
基準値	75 デシベル	
作業禁止時間	午後 7 時～午前 7 時	午後 10 時～午前 6 時
最大作業時間	1 日 10 時間	1 日 14 時間
最大作業日数	連続 6 日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

特定建設作業：くい打機等を使用する作業、びょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、空気圧縮機を使用する作業、コンクリートプラント等を設けて行う作業、バックホウを使用する作業、トラクターショベルを使用する作業、ブルドーザーを使用する作業

1 号 区 域：特定工場規制区域の第一種区域に該当する区域及び学校等静穏を必要とする施設の周辺

2 号 区 域：特定工場規制区域の第二種区域に該当する区域

■ 振動地域図



凡例
特定工場の規制
第1種区域：黄色
第2種区域：桃 橙
特定建設作業の規制
1号区域：黄色 桃
2号区域：橙

旧佐伯市内の中心部が指定されています。

4 悪臭

悪臭防止法により、工場や事業場から発生される悪臭が規制されています。この規制は、規制地域内にある工場等から発生する悪臭が対象となり、家庭生活や下水路等事業場以外からの臭気については規制の対象となりません。規制地域や規制基準は大大県知事により指定されています。

■ 敷地境界線の地表における規制基準

(単位 ppm)

悪臭物質	規制基準	悪臭物質	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

■ 排出口（煙突等）における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により算出した流量

$$q=0.108 \times H \times C_m$$

q : 悪臭物質の流量（0℃、1気圧での立方メートル毎時）

H : 補正された気体排出口の高さ（メートル）

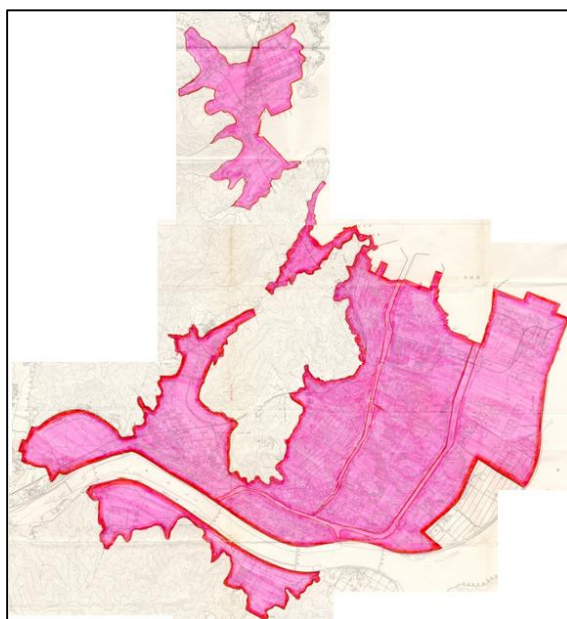
C_m : 敷地境界における規制基準（ppm）

特定悪臭物質：アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

■ 排水水における規制基準

特定悪臭物質の種類	排水水の量	規制基準（mg/L）
メチルメルカプタン	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.03
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.007
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.02
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.3
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.07
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.6
	0.001 m ³ を超え、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.1 m ³ 毎秒を超える場合	0.03

■ 悪臭規制地域図



旧佐伯市内の中心部が指定されています。

5 その他

(1) 土壌汚染及び地盤沈下

本市の生活環境や自然環境の保全、災害の発生防止を目的とし、平成 17 年 12 月に佐伯市埋立て等規制条例を制定しました。この条例により、一定以上の面積等において埋立てや盛土、土砂等のたい積を行う場合に届出が必要となりました。平成 21 年度までに届出はありません。

土壌汚染法に基づく指定区域は、平成 22 年 3 月末現在、本市内にはありません。また、地盤沈下においても報告事例はありません。

(2) ダイオキシン

ダイオキシンは森林火災、火山活動でも発生しますが、主な発生源は塩素が完全に燃えきらない低温焼却によるごみ焼却炉とされています。発生したダイオキシンは大気中の粒子と結合し土壌や水中に入り、食物を通じて人体に取り込まれます。毒性の強いものと、ガンを引き起こしたり、生物の生殖器官に影響を及ぼす恐れがあるといわれています。本市ではすべての調査地点において環境基準を大幅に下回っています。

■ ダイオキシン関係（大気、水質、底質、土壌等）の調査結果

【大気】

(単位 pg-TEQ/m3)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.015	0.6 以下
平成 18 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.017	
	県立佐伯高等技術専門学校	0.022	
平成 19 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.015	
平成 20 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.014	
平成 21 年度	佐伯市役所第二庁舎	0.012	

資料：大分県環境白書

【地下水】

(単位 pg-TEQ/L)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	宇目重岡	0.026	1 以下
平成 18 年度	宇目小野市	0.026	
	大入島石間浦	0.055	
平成 19 年度	船頭町	0.026	
平成 20 年度	大字臼坪松崎	0.042	
平成 21 年度	大字海崎	0.026	

資料：大分県環境白書

【公共用水域（河川、海域）】

(単位 pg-TEQ/L)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	番匠川 番匠大橋	0.070	1 以下
	佐伯湾	0.030	
平成 18 年度	堅田川 柏江橋	0.034	
	番匠川 番匠大橋	0.070	
	佐伯湾	0.032	
平成 19 年度	番匠川 番匠大橋	0.072	
	番匠川 番匠川河口	0.082	
	佐伯湾	0.048	
平成 20 年度	番匠川 番匠大橋	0.069	
	佐伯湾	0.085	
平成 21 年度	番匠川 番匠大橋	0.072	

資料：大分県環境白書

【底質（河川、海域）】

(単位 pg-TEQ/g)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	番匠川 番匠大橋	0.25	150 以下
	佐伯湾	2.00	
平成 18 年度	堅田川 柏江橋	1.00	
	番匠川 番匠大橋	0.24	
	佐伯湾	2.70	
平成 19 年度	番匠川 番匠大橋	0.25	
	番匠川 番匠川河口	0.58	
	佐伯湾	2.40	
平成 20 年度	番匠川 番匠大橋	0.50	
	佐伯湾	2.60	
平成 21 年度	番匠川 番匠大橋	0.23	

資料：大分県環境白書

pg-TEQ/m³(L、g)とは、1立方メートル(リットル、グラム)中に2,3,7,8-テトラクロロ ジベンゾパラジオキシン(TCDD)が1兆分の何グラム含まれているかを計算した値さ。
1pgは1兆分の1g。多くの種類があるダイオキシン類を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した量をTEQを使って表しているのだ。



【土壌】

(単位 pg-TEQ/g)

年度	調査地点	調査結果	環境基準
平成 17 年度	蒲江大字楠本	0.02	1,000 以下
	上浦大字浅海井	0.17	
平成 18 年度	弥生大字小田	0.58	
	本匠大字笠掛	0.22	
平成 19 年度	—	—	
平成 20 年度	鶴見大字地松浦	2.80	
平成 21 年度	港児童公園	2.10	

資料：大分県環境白書

【ごみ処理施設】

施設名	エコセンター番匠		エコセンター蒲江	
測定日	1号炉	平成 21 年 7 月 8 日	1号炉	平成 21 年 9 月 17 日
	2号炉	平成 21 年 7 月 8 日	2号炉	平成 21 年 9 月 18 日
測定結果	1号炉	0.0059ng-TEQ/m ³ N	1号炉	1.3ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	0.0028ng-TEQ/m ³ N	2号炉	1.8ng-TEQ/m ³ N
維持管理基準	新設施設	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下	既存施設	10ng-TEQ/m ³ N 以下
				(焼却能力 2,000kg/h 未満)



ng-TEQ/m³N は 0°C、1 気圧(定常状態)において、1 立方中に 2,3,7,8-TCDD が 10 億分の何グラム含まれているかを計算した値だよ。

(3) 公害

■ 公害の種類別苦情件数(年度)

	水質汚濁	大気汚染	土壌汚染	悪臭	振動	騒音	地盤沈下	小計	その他	計
H17	6	4	1	20	0	5	0	36	34	70
H18	5	20	0	13	1	3	0	42	49	91
H19	9	14	0	19	1	4	0	47	39	86
H20	9	16	0	14	1	3	0	43	25	68
H21	8	19	0	24	0	11	0	62	38	100

■公害防止協定締結事業者

	事業者名	協定締結年月日	備 考
1	(株)興人佐伯工場	昭和 50 年 8 月 8 日	平成 14 年 12 月 19 日協定一部変更
2	レイキ工業(株)	昭和 58 年 12 月 1 日	
3	大和冷機工業(株)	平成元年 8 月 23 日	
4	大分部品(株)	平成 3 年 10 月 14 日	平成 11 年 12 月 1 日協定一部変更
5	(株)ヤマジン	平成 9 年 4 月 25 日	
6	(株)二豊鉄工所	平成 10 年 6 月 24 日	
7	(株)長尾製作所	平成 12 年 5 月 11 日	

■公害防止協定締結施設（市の管理施設）

	施設名	締結先	協定締結年月日
1	クリーンセンター	大分県漁業協同組合佐伯支店	昭和 53 年 2 月 1 日
2	終末処理場	女島区	昭和 56 年 12 月 21 日
3	終末処理場	大分県漁業協同組合佐伯支店	昭和 59 年 7 月 26 日

■ 産業廃棄物処理施設 協定締結事業者

	事業者名	種 類	設置場所	協定締結年月日
1	矢野建材工業	中間処理施設	弥生大字床木	平成 11 年 11 月 4 日
2	(有)一宮林業	中間処理施設	上岡	平成 19 年 12 月 26 日
3	エコセンター力南(株)	安定型最終処分場	宇目大字田原	平成 20 年 2 月 7 日
4	(株)双立	安定型最終処分場	宇目大字田原	平成 20 年 2 月 7 日
5	エコセンター力南(株)	中間処理施設	弥生大字井崎	平成 21 年 3 月 31 日
6	(株)サンテツ	中間処理施設	西浜	平成 21 年 6 月 9 日
7	(株)南和環境	安定型最終処分場	宇目大字南田原	平成 22 年 1 月 12 日

公害防止協定とは、企業と市または住民団体の間で交わした公害を防止するための約束です。公害を防止するために地域や企業の特성에応じた内容になっており、公害防止のひとつの手段になっています。

(4) アスベスト

■石綿（アスベスト）等の除去に係る各種届出件数

年 (1～12月)	建設工事 計画届	作業届	
平成 17 年	9	0	建設工事届出書 耐火建築物または準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける除去作業を行う際に提出しなければならない届出
平成 18 年	15	2	
平成 19 年	2	0	作業届 耐火建築物または準耐火建築物以外の石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材、断熱材が貼り付けられた建築物等の解体等作業、吹き付け石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業を行う際に提出しなければならない届出
平成 20 年	2	2	
平成 21 年	3	2	

資料：佐伯労働基準監督署

■ 吹き付けアスベスト調査結果（市管理施設分）

区 分	市長部局	教育委員会 部局	総 計
調査件数	580	188	768
吹き付けアスベスト未使用箇所	573	187	760
吹き付けアスベスト材使用箇所	7	1	8

吹き付けアスベスト使用場所一覧（市管理施設分）

	使用場所	対応	備考
1	市役所本庁舎 1 階天井裏	囲い込み処理	
2	市役所本庁舎 2 階天井裏一部	囲い込み処理	
3	弥生振興局 2 階機械室	締切りにて対応	
4	弥生振興局 2 階議場天井	締切りにて対応	
5	弥生振興局 1 階ボイラー室	平成 18 年に除去済み	
6	本匠振興局階段室階段裏側	平成 17 年に除去済み	
7	本匠振興局 2 階議場天井	締切りにて対応	
8	佐伯文化会館 1 階機械室	平成 21 年に除去済み	教育委員会部局

※吹き付けアスベスト使用箇所における劣化の状況については、いずれも飛散する状況ではなく安定しており、また、職員以外の者が勝手に出入り出来ないように入口は施錠し、鍵は職員が管理しています。

V 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策実行計画の進ちょく状況

本市では、平成 19 年 5 月に市庁舎や小中学校、公民館等の指定管理を除く本市の公共施設を対象とした「佐伯市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。計画期間は平成 19 年度～23 年度までの 5 年間で、省エネルギー対策、省資源対策を行い温室効果ガスの排出の抑制等を図り、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

2 佐伯市地球温暖化対策実行計画の平成 21 年度取組結果（一覧表）

項 目	二酸化炭素換算排出量 増減率 (%)		二酸化炭素換算排出量 (t)	
	目 標 (平成 23 年度)	取組結果 (平成 21 年度)	基準年度 (平成 18 年度)	取組結果 (平成 21 年度)
合計 (全体)	-5.6	-21.3	34,655	27,287

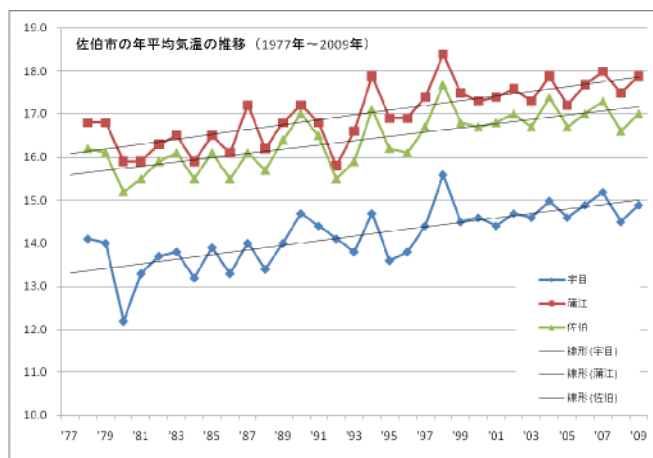
□温暖化ってほんとうに起きているの？

地球温暖化とは、熱を吸収する性質がある温室効果ガスが増えすぎて、地球上の熱が余分に蓄えられ地球全体の温度が上昇することです。温室効果ガスの代表的なものに二酸化炭素があります。この二酸化炭素の排出量を減らすことにより、地球温暖化を防ぐことができます。

政府レベルで地球温暖化問題を検討する場である、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が 2007 年に取りまとめた報告書によると、世界全体の平均気温は 2005 年までの 100 年間で 0.74 度上昇し、平均海面水位も 20 世紀中に 17cm 上昇しています。また、21 世紀末の世界平均地上気温は、約 4 度 (2.4～6.4 度) 上昇し、海面水位も 26～59cm 上昇するとされています。

右のグラフは 2009 年までの約 30 年間の佐伯市の平均気温の推移を表したものです。山間部、平野部、海岸部とも平均気温がそれぞれ 1.5℃程度上昇しています。

これからは地球の温暖化を防ぐための私たちの行動がますます重要になってきます。



資料：気象庁 HP 気象統計情報

※1978 年は、1, 2 月データがないため割愛

3 各項目の平成 21 年度活動結果

温室効果ガスの活動区分ごとの二酸化炭素換算排出量

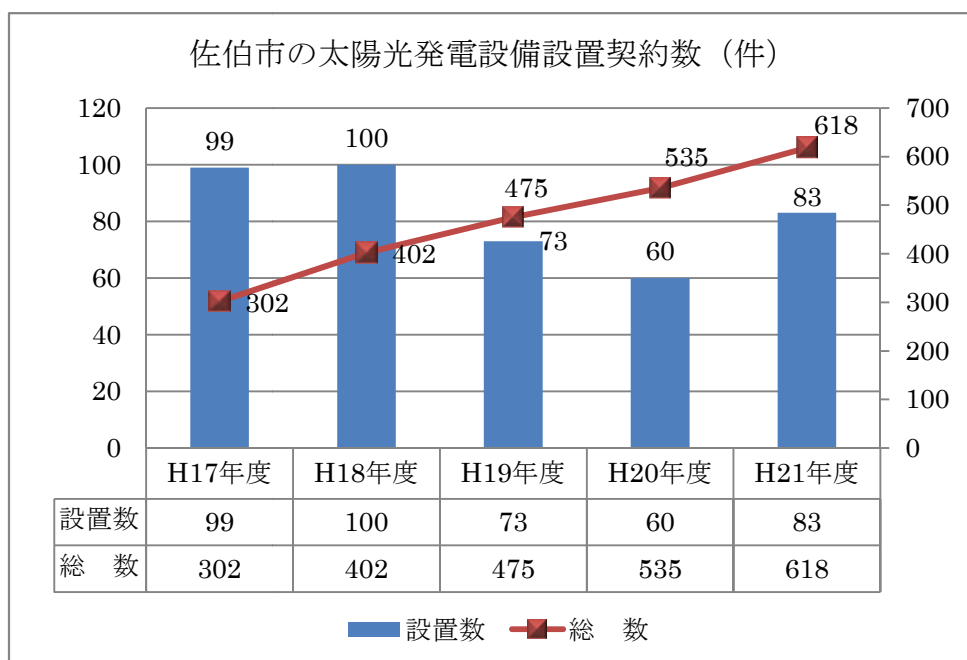
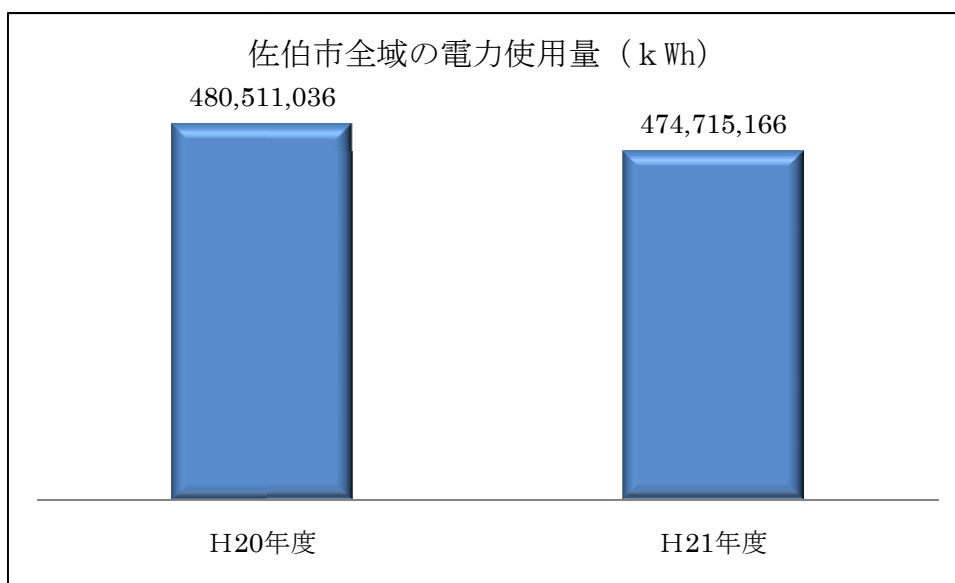
活動 区分		活 動 量			二酸化炭素 換算排出量 (kg - CO2)	割合 (%)	基準 年度比
			単位	基準年度比 (平成 18 年度比)			
ガソリン	平成 18 年度	197,079	L	101.3%	457,550	1.3%	101.3%
	平成 21 年度	199,588			463,376	1.7%	
灯 油	平成 18 年度	405,500	L	83.4%	1,009,486	2.9%	83.4%
	平成 21 年度	338,272			842,123	3.1%	
軽 油	平成 18 年度	123,820	L	50.9%	320,071	0.9%	50.9%
	平成 21 年度	63,049			162,979	0.6%	
A 重油	平成 18 年度	74,432	L	123.1%	201,683	0.6%	123.1%
	平成 21 年度	91,626			248,274	0.9%	
液化石油ガス (L P G)	平成 18 年度	38,364	m3	116.3%	230,096	0.7%	116.3%
	平成 21 年度	44,626			267,659	1.0%	
電気使用量 (一般電気事業者)	平成 18 年度	21,928,429	kwh	114.3%	8,201,232	23.7%	114.3%
	平成 21 年度	25,058,298			9,371,803	34.5%	
自動車の 走行量 計	平成 18 年度	3,393,948	km	86.5%	27,753	0.1%	84.1%
	平成 21 年度	2,935,587			23,328	0.1%	
船舶の航行 に用いた 軽油使用量	平成 18 年度	145	kL	100.0%	4,031	0.0%	100.0%
	平成 21 年度	145			4,032	0.0%	
一般廃棄物 焼却量 (全量)	平成 18 年度	27,678	t	94.6%	499,901	1.4%	94.4%
	平成 21 年度	26,175			471,940	1.7%	
一般廃棄物 焼却量 (廃プラスチック量)	平成 18 年度	6,122	t	63.7%	16,497,481	47.6%	63.7%
	平成 21 年度	3,901			10,512,656	38.5%	
生活排水 処理量	平成 18 年度	3,073,677	m3	82.4%	209,256	0.6%	82.4%
	平成 21 年度	2,532,394			172,405	0.6%	
し尿処理量 (し尿処理施設)	平成 18 年度	34,877	m3	100.2%	37,887	0.1%	100.2%
	平成 21 年度	34,950			37,966	0.1%	
コークス	平成 18 年度	2,195,639	kg	67.7%	6,958,683	20.1%	67.7%
	平成 21 年度	1,485,610			4,708,373	17.3%	
合 計	平成 18 年度				34,655,111		78.7%
	平成 21 年度				27,286,915		

※ 基準年度（平成 18 年度）の温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で定められた排出係数及び単位発熱量を使用し、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成 19 年 3 月改訂）」に基づいて再計算した数値となっています。

※ 数値は、四捨五入して表示しているため、合計値が一致しない場合があります。

4 電力使用量

本市の電力使用量は、2年分のデータのみの集計ではありますが、使用量に大きな差はないようです。太陽光発電設備設置契約台数は、平均約80台/年の増加となっています。今後、太陽光発電装置の契約者の増加や、省エネルギー家電の導入数が増加することにより、電力使用量の抑制が期待されます。



資料：九州電力株式会社佐伯営業所

5 エコエネルギー導入状況（H22. 3月末現在）

【太陽光発電】（住宅用太陽光発電を除く）

設置箇所	設備規模(kW)	設置者	設置年度
佐伯市立松浦小学校	40 kW	佐伯市	H14 年度
佐伯福音キリスト教会	12.02 kW	宗教法人 日本ホーリネス教団	H16 年度
さわやか佐伯	3 kW	NPO 法人 さわやか佐伯	H16 年度
ぶんご銘醸	20 kW	ぶんご銘醸(株)	H19 年度
大分県立佐伯鶴岡高等学校	29 kW	大分県	H21 年度

【ハイブリッド街路灯】

設置箇所		設備規模(kW)	設置者	設置年月
マリンカルチャーセンター	1 基	風力発電 300W (12.5m) 太陽光発電 50W	大分県	H16.2
大分県立佐伯高等技術専門校	1 基	風力発電 62W (5.5m) 太陽光発電 108W	大分県	H19.2

【ソーラー照明灯】

設置箇所		設備規模(kW)	設置者	設置年月
大分県佐伯総合庁舎	1 基(スフィア)	0.02 kW	大分県	H20.3

【廃棄物発電】

設置箇所	設備規模(kW)	設置者	設置年月
エコセンター番匠	1,600 kW(工場内消費)	佐伯市	H15.3

【バイオマスエネルギー(木屑焚ボイラー)】

設置箇所	規模	設置者	設置年月
佐伯広域森林組合	5,000 kg/h	佐伯広域森林組合	H21.3

【バイオマスエネルギー(BDF 製造装置)】

設置箇所	規模	設置者	設置年月
おおいた菜の花エコ・プロジェクト (佐伯モデル)	1000 BDF 製造/1 バッチ	佐伯市	H18.2

【クリーンエネルギー自動車】（公用車）

設置箇所	規模等(台)	設置者	設置年月
佐伯市役所	ハイブリッド車 3 台	佐伯市	H13.9

資料：大分県工業振興課

VI ごみに関する情報

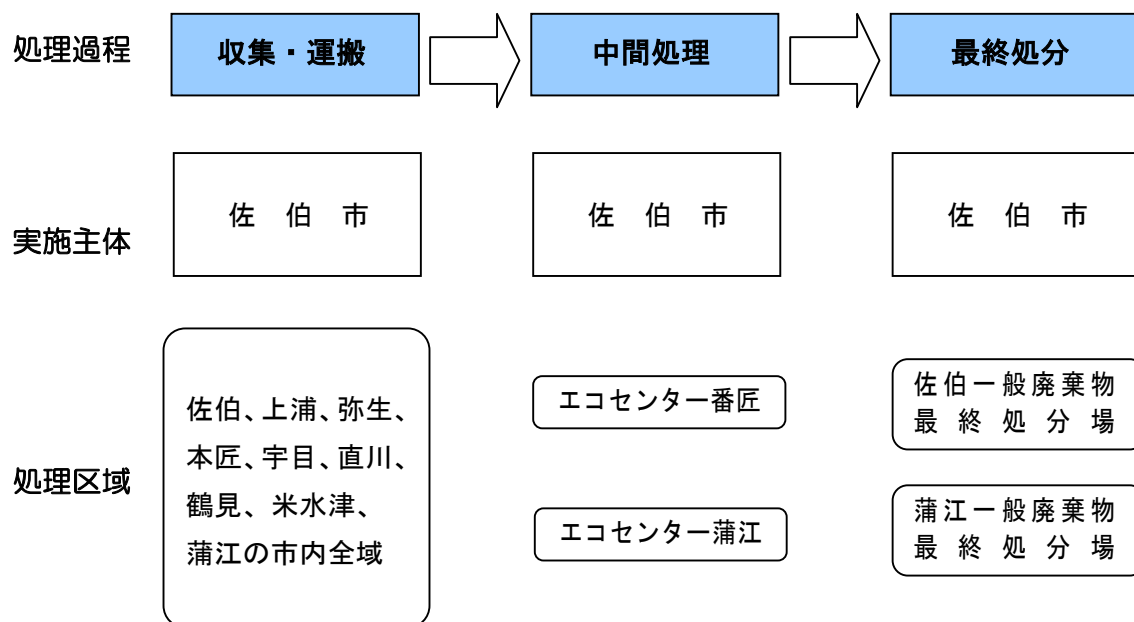
1 ごみ処理の概要

ごみ処理に関する一連の過程は、ごみの「収集・運搬」から始まり、つぎに「中間処理」、「最終処分」となります。

平成 17 年 3 月の市町村合併以降は、新たに誕生した佐伯市を実施主体として、市の行政区域全域を処理区域とするごみ処理を実施していますが、佐伯、上浦、弥生、本匠、宇目、直川、鶴見、米水津の地域を「エコセンター番匠」の処理区域、蒲江地域を「エコセンター蒲江」の処理区域として、処理区域を 2 区域に区分してごみの中間処理及び最終処分を実施しています。

その中で、平成 19 年度まで蒲江地域以外の地域ではペットボトルを「燃えるごみ」として回収し、エコセンター番匠で溶融処理することにより発電をし「サーマルリサイクル」を行ってきましたが、「マテリアルリサイクル」の技術が確立されてきたことから、平成 20 年 4 月から市全域でペットボトルを「資源ごみ」として分別回収を始めました。なお、現在、本市では家庭ごみを 10 分別に区分し、ごみ処理を行っています。

会社や商店等の事業活動によって排出される事業系ごみは、排出事業者が処理施設に自ら搬入するか、または許可業者に依頼し処理することとしています。



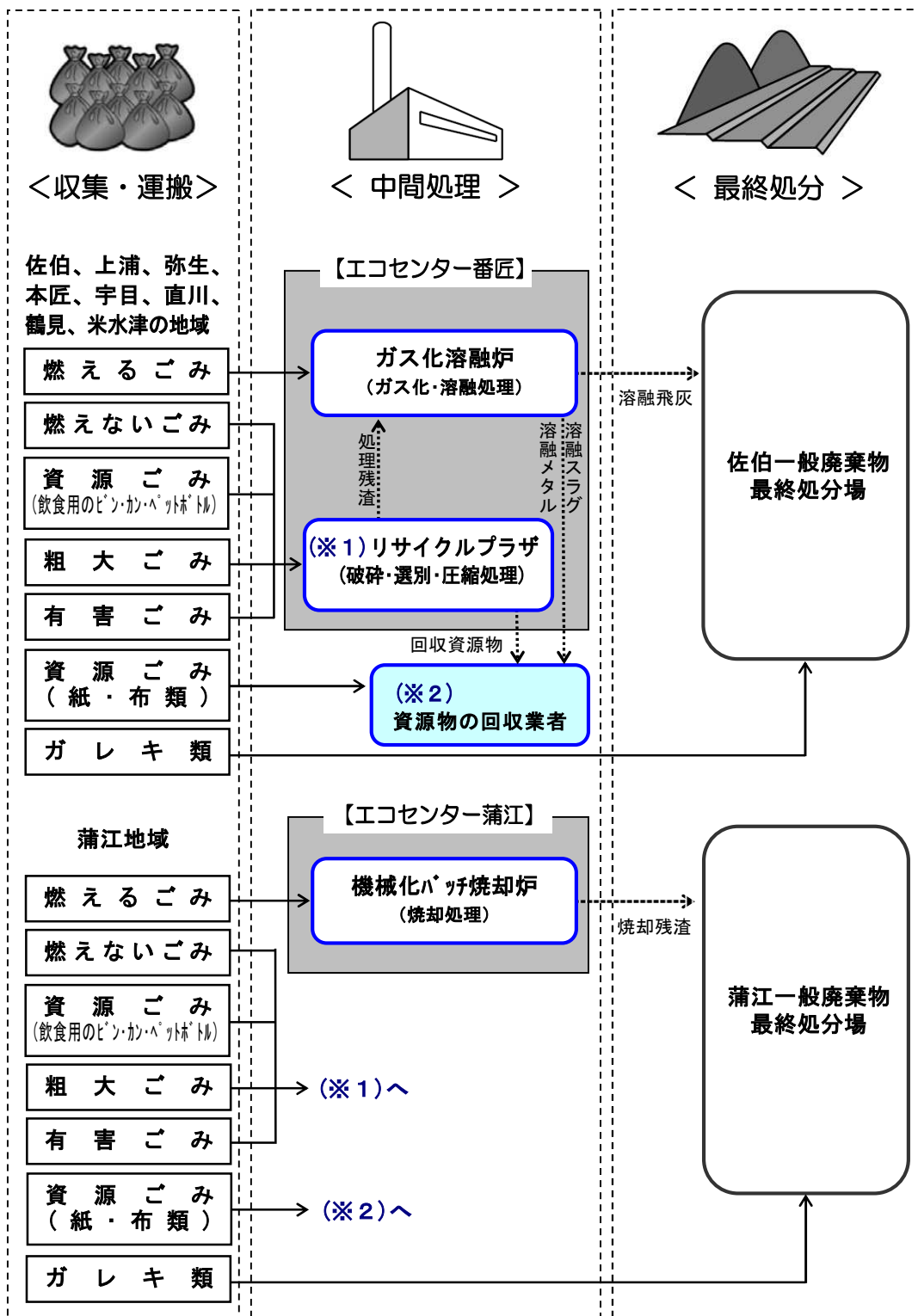
「サーマルリサイクル」とは、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、再利用することよ。
「マテリアルリサイクル」とは、不要になったものや資源となるごみを新しい製品の材料や原料として再利用することよ。

2 ごみ処理量の現状

(1) ごみ処理体制

本市では、つぎに示すごみ処理体制にてごみ処理を実施しています。

■ ごみ処理体制フロー



（２）ごみ排出量

本市の家庭ごみの収集量は、平成 17 年から全市内で導入した家庭ごみの有料指定ごみ袋制の導入の効果などから、平成 16 年度以前に比べ減少しましたが、平成 18 年度以降は有料化以前の水準に戻りつつあり、ごみ処理の有料制を導入しているほとんどの自治体で見られるリバウンド現象が起こっています。

平成 21 年度は、平成 20 年度に比べ 490 トン減少しました。

■ ごみ処理の実績

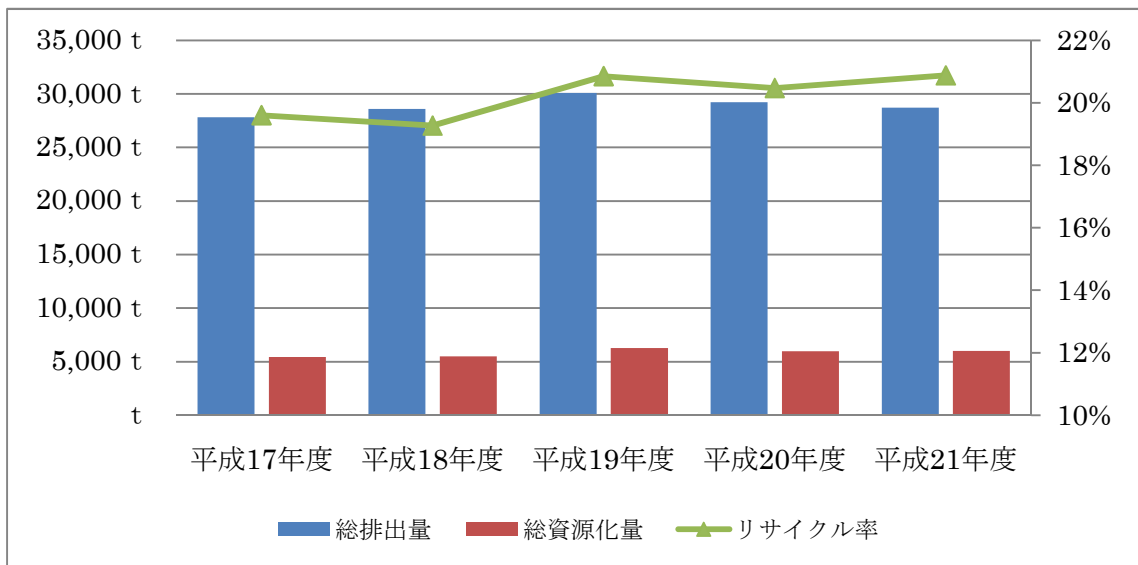
	単位	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
行政区域内人口（9 月末）	人	83,805	82,977	82,309	81,312	80,642
集団回収（古紙）	t / 年	494	292	294		
燃えるごみ	t / 年	23,099	23,131	23,107	22,505	22,020
燃えないごみ	t / 年	1,263	1,248	1,346	1,134	1,173
資源ごみ（紙・布類）	t / 年	133	111	1,642	1,622	1,649
資源ごみ （ビン・カン・ペットボトル）	t / 年	871	831	849	895	898
有害ごみ	t / 年	30	29	28	16	13
粗大ごみ	t / 年	577	568	565	559	492
ガレキ類	t / 年	18	15	14	38	21
掘起しごみ	t / 年	1,316	1,812	915	1,092	1,200
脱水汚泥	t / 年		531	1,295	1,325	1,236
し渣	t / 年		21	38	29	23
総排出量合計	t / 年	27,801	28,589	30,093	29,215	28,725
1 人 1 日あたりの排出量	g / 人 / 日	909	944	1,001	984	976

3 減量化・再資源化の現状

本市における総資源化量は、平成 17 年度以降徐々に増加しており、リサイクル率は、概ね 20% 前後を推移しています。

■ ごみの総排出量及びリサイクル率の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
総排出量	27,801 t	28,589 t	30,093 t	29,215 t	28,725 t
総資源化量	5,449 t	5,509 t	6,274 t	5,981 t	5,996 t
リサイクル率	20%	19%	21%	20%	21%



（１）資源物の内訳

本市における平成 21 年度の資源物の内訳は、つぎのとおりです。

■ 資源物の内訳

資源物名	資源化量	割 合
溶融スラグ	2, 931t	48. 88%
溶融メタル	471t	7. 86%
紙類・布類	1, 660t	27. 69%
スチール（鉄）	419t	6. 99%
ガラスカレット	276t	4. 60%
アルミ	79t	1. 32%
乾電池、蛍光管	26t	0. 43%
ペットボトル	123t	2. 05%
リターナブルビン	8t	0. 13%
その他	3t	0. 05%
合計	5, 996t	100. 0%

（２）余熱利用によるごみ発電

エコセンター番匠では、ごみを焼却した際に発生する熱を利用して蒸気を発生させ、タービン発電をすることにより「サーマルリサイクル」を行っています。

■ 発電電力量

	発電電力量	買 電		売 電	
		電力量	金 額	電力量	金 額
17 年度	8,838,536 k Wh	3,400,968 k Wh	61,315,814 円	87,648 k Wh	619,697 円
18 年度	8,659,566 k Wh	3,488,496 k Wh	59,322,358 円	96,660 k Wh	689,391 円
19 年度	8,579,709 k Wh	3,595,512 k Wh	60,661,209 円	106,920 k Wh	779,784 円
20 年度	7,712,418 k Wh	3,826,296 k Wh	64,188,231 円	103,644 k Wh	720,023 円
21 年度	8,035,438 k Wh	3,491,241 k Wh	56,904,639 円	132,372 k Wh	962,027 円

(3) 生ごみの減量化・堆肥化

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化を目的として、生ごみ処理容器(コンポスターやボカシ容器)を無償で貸与しています。また、生ごみ処理機を購入した場合には、購入費用に対する補助を行っています。

■ コンポスター及びボカシ容器の貸与実績

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
コンポスター	88 世帯	91 世帯	64 世帯	54 世帯	70 世帯
ボカシ容器	41 世帯	36 世帯	19 世帯	31 世帯	24 世帯

■ 生ごみ処理機購入費に対する補助実績

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
補助件数	69 世帯	37 世帯	296 世帯	78 世帯	119 世帯
補助金額	688,200 円	370,000 円	8,709,700 円	2,096,900 円	3,484,200 円
補助限度額	購入価格の 1/3 以内 (上限 1 万円)		購入価格の 1/2 以内 (上限 3 万円)		

4 普及啓発の推進

(1) 3R 普及啓発の取り組み

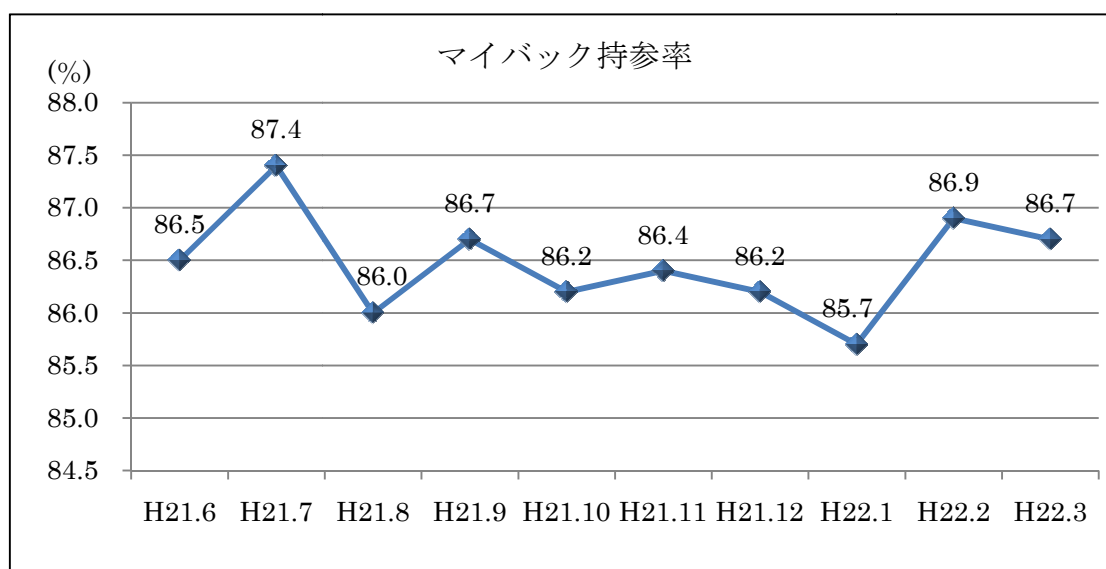
市報、CATV、班回覧等を通じ、ごみの分別をはじめごみの減量、再資源化等の啓発活動を実施しました。

啓発取組方法	回 数
市報掲載	12 回
CATV 放映	4 回
市全域への班回覧	1 回
出張講座	2 回
平成 22 年度ごみ収集日程表への掲載	1 回

（２）レジ袋削減の取組とマイバッグの普及

平成 21 年 6 月 1 日からの「レジ袋無料配付の中止」の実施に伴い、レジ袋有料化市内協力店舗の募集及びマイバック運動の普及について市報、CATV、街頭において呼びかけを行いました。

マイバッグ持参率 80% を目標に掲げ取組を開始しましたが、本市においては、86.5% と目標を大幅に上回り、市民の本事業への関心の高さと理解・協力が得られた結果だといえます。



資料：大分県地球環境対策課



市内協力店舗前でのマイバッグ普及啓発の様子

（３）施設見学会

本市の小学校 4 年生を中心に多くの方々がエコセンター番匠へ社会見学に訪れています。その際に、ごみの減量方法や分別方法を伝えることで、環境教育及び環境学習が推進されています。

	見学者数
平成 17 年度	1,026 人
平成 18 年度	631 人
平成 19 年度	827 人
平成 20 年度	1,184 人
平成 21 年度	777 人



5 その他の取組

(1) クリーンなまちづくり事業の取組

平成 21 年度は、31 地区がクリーンなまちづくり事業を実施し、地域の環境美化やごみの集積所の整備等が促進されました。

(2) 不法投棄防止の取組

排出者責任を問われるごみの処理において、これらを放棄して人通りの少ない道路沿いや空き地、崖などでごみが不法投棄されています。不法投棄防止看板の設置や不法投棄防止啓発ビラを作成し配布するとともに、大分県等との連絡・連携を深め、大分県が主体となって実施する不法投棄廃棄物撤去事業と併せて不法投棄監視体制を充実させ、不法投棄防止に努めています。

また、平成 21 年 12 月 1 日には、佐伯市自治委員会宇目支部と「廃棄物の不法投棄対策に関する協定書」を締結し、宇目地区における不法投棄監視の強化を図りました。



（３）団体等への活動支援の取組

公共の場所（道路、公園、河川、水路等）における清掃のボランティア活動を行う団体及び個人をボランティア団体等として登録し、その活動を支援するため、ボランティア専用の指定ごみ袋を無料で交付しています。

■ ボランティア登録団体数及びボランティア袋交付枚数

平成 21 年度末 登録団体数	120 団体
平成 21 年度ボランティア袋交付枚数	4, 120 袋

6 今後の課題

現在、本市にはエコセンター番匠とエコセンター蒲江の２つの施設で行っている中間処理を、効率的かつ経済的に実施するためには、熔融処理や発電が行えるエコセンター番匠に集約することが望ましい方法です。このことを実現するためには、さらなる３Ｒを推進しごみを減らす取組が不可欠です。特にごみの性状を調査する中で資源ごみである紙類が約４０～４５％あるという結果がでていることから、家庭、事業所に対し紙類の分別に関する啓発活動を中心に３Ｒ推進の取組を展開していく必要があります。

VII 佐伯市バイオマスタウン構想

本市は、地球温暖化防止や循環型社会の形成、新たな産業や雇用の創出による地域活性化等の観点から「佐伯市バイオマスタウン構想」を策定し、平成 21 年 2 月 27 日の第 32 回公表で農林水産省から認定を受けました。

森林面積が市全体の約 87%を占める豊かな森林資源に恵まれた地域であることが本市の特性のひとつであるため、この森林資源を生かした取組が構想の軸となっています。

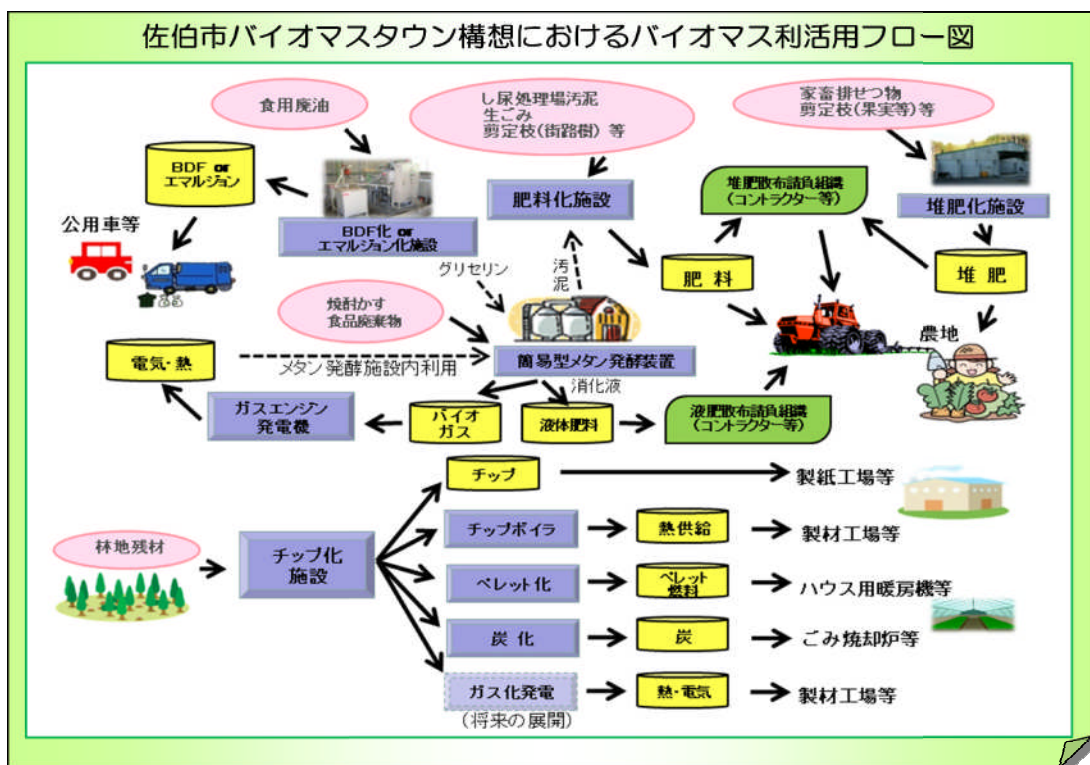
構想公表：平成 21 年 2 月 27 日（第 32 回公表時）

構想の概要

佐伯市に多く賦存する林地残材を収集し、チップ、ペレット等に変換したのち、ボイラ燃料として利活用する。また、家畜排せつ物、生ごみ、し尿汚泥、食品加工残さ、廃食用油等の廃棄物系のバイオマスについては、堆肥、バイオガス、液肥及びバイオディーゼル燃料に変換し利活用する。これらのバイオマスの収集・変換・利用を円滑に運用するために、「佐伯バイオコントラクター（仮称）」の設立を図る。

利活用目標

■廃棄物系バイオマス：90%以上 ■未利用系バイオマス：40%以上



1 現在の取組

■ 佐伯市エコプロジェクト

(1) 経過と現状

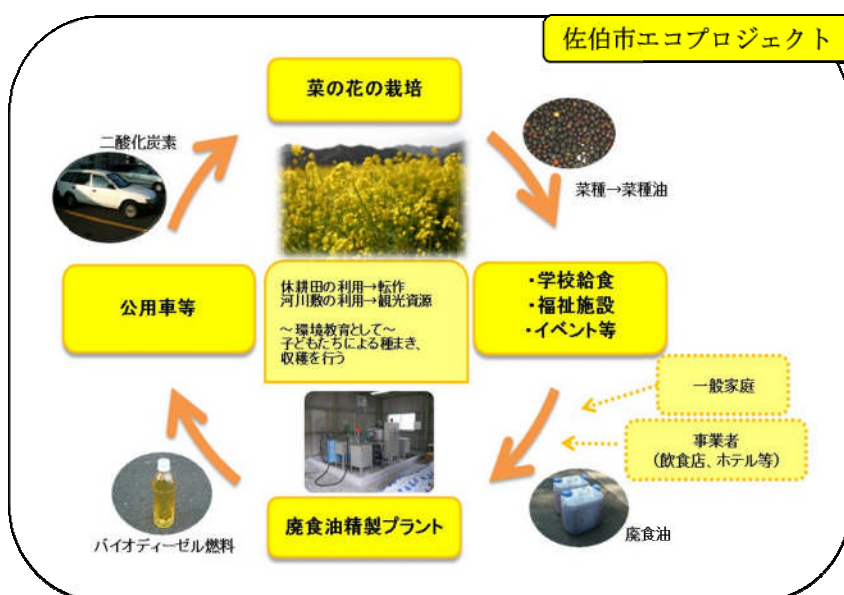
本市では、環境問題に対する意識啓発、遊休農地の活用を目的とし、平成 17 年度から大分県のモデル事業として「おおいた菜の花エコプロジェクト」を立ち上げ、平成 20 年度からは「佐伯市エコプロジェクト」と名称を変更し「菜の花エコ・プロジェクト」と「新油田プロジェクト」に分けて活動しています。

「菜の花エコ・プロジェクト」は、遊休農地の解消と活用、環境教育の推進、特産品の開発等を目的とし、遊休農地で菜の花を栽培・収穫し、その後搾油して菜種油を作り、学校給食での利用や販売を行っています。また、その過程を学校児童の環境教育の一環として、菜の花の栽培から搾油、バイオディーゼル燃料（BDF）の精製まで、実際に作業を体験し資源の循環についての学習を行っています。

平成 19 年度に 80 a の作付から始まり、平成 20 年度は 13ha、平成 21 年度は 10ha の作付を行っており、観光資源としても注目されました。また、平成 20 年度には 1,325 l の菜種油を製品化しました。

一方、廃食油の回収及び BDF を製造する「新油田プロジェクト」は、平成 18 年度から開始し、平成 19 年度の廃食油の回収量は 10,000 l を超えました。平成 20 年度は、佐伯市内の学校給食センター15 か所及び日の出区や事業所等から廃食油を約 11,000 l 回収し、9,500 l の BDF を製造して市の公用車等 10 台で利用しました。平成 21 年度は、さらに大入島地域や中野西区及び飲食業者等からの廃食油回収を行い、学校給食センターと合わせて年間 11,622 l を回収し、BDF9,100 l を製造して、市の公用車等 10 台で 8,524 l を利用しました。

現在、地区回収は 2 か所のみで、事業所は旧佐伯市に点在する店舗となっています。そのため、廃食油の回収に協力できる事業所・地区等をさらに拡大し、循環型社会の形成に向けて、廃食油の回収を推進していくことが求められています。



（２）佐伯市の廃食油回収の可能性

大入島地区では、現在島内全戸回収を行っており、回収量は約0.23ℓ/月・世帯となっています。佐伯市全域全戸回収をした場合の推計回収量は、0.25ℓ/月・世帯と想定すると100,212(ℓ/年)となります。（0.25(ℓ/月・世帯)×33,404(世帯)×12月）。

佐伯市全域全戸、飲食店等の廃食油回収量を考慮すると、1年間に100,000ℓ/以上の廃食油の回収が見込めます。

（３）BDF 精製装置の精製能力

佐伯市弥生旧西部清掃センター内で稼動しているBDF精製装置は、1日に100ℓの精製が可能で、20日稼動した場合、年間24,000ℓのBDFの精製ができます。



（４）課題および検討事項

①廃食油回収体制

廃食油は、現在1名で回収・精製を行っており、全地域に拡大した場合、全量回収が可能であるか検討が必要です。

②安全性の確保

廃食油は、可燃物であること、BDFとしての原料であること等から回収ポイントを設定するためには、安全の確保、いたずら等の防止を図るため、監視が可能な公共施設の協力が必要です。

③全量回収の取組

現行の体制・機器能力では、全域全量回収は不可能であり、BDF精製能力から約24,000ℓが限度であり、それ以上は、廃棄を余儀なくされる可能性があります。

VIII 各種資料

1 さいき 903 エコ推進会議

さいき 903 エコ推進会議は、さいき 903 エコプラン（佐伯市環境基本計画）に掲げられた「人と自然が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯」の創造のため、本市が取り組む環境施策に対し、事業の実施状況の提言、提案等を行うとともに、市民・事業者・行政の３者の協働による事業の推進に努めることを目的として、平成 21 年 2 月に設置されました。現在 36 名の委員が本市の環境行政推進に向け、リーダー的存在となり市民をけん引しています。

2 さいき 903 クリーンアップ大作戦

平成 21 年 8 月 2 日に、市民による一斉清掃活動として「さいき 903 クリーンアップ大作戦」が、さいき 903 エコ推進会議と市の共催で初めて開催されました。

子どもからお年寄りまで約 14,800 名が参加し、32.6 トンのごみを回収しました。本市の豊かな自然と快適な環境の保全、そして環境美化意識の浸透を図っていくことを目的としており、今後継続して多くの市民の方に参加いただき、きれいなまち佐伯を残していくことが重要となっています。



3 環境美化大賞

平成 17 年から環境美化の推進に貢献した人への顕彰を行っています。環境美化の啓発を目的とし、毎回テーマを変えて環境美化大賞を選定しています。

平成 21 年度は市内で環境美化活動（清掃・緑化等）を行っている、学校や青少年（子ども）で組織されている団体を募集し、応募のあった 18 団体の中から佐伯豊南高等学校が佐伯市環境美化大賞を受賞しました。

【平成 21 年度 佐伯市環境美化大賞】

大 賞 大分県立佐伯豊南高等学校

優秀賞 佐伯市立大入島中学校、佐伯市立色宮小学校
佐伯市立楠本小学校



大賞の佐伯豊南高等学校



受賞した4校のみなさん

4 環境市民団体

団体名	設立年（活動開始時期）
コスモス友の会	
特定非営利法人 ウイング	平成 17 年
特定非営利法人 蒲江の海	平成 15 年
特定非営利法人 佐伯まちなみ景観ネットワーク	平成 18 年
特定非営利法人 佐伯を良くする会	平成 19 年
特定非営利法人 さわやか佐伯	平成 12 年
特定非営利法人 シーウイング	平成 20 年
特定非営利法人 時の架橋	平成 21 年
特定非営利法人 未来塾	平成 18 年
特定非営利法人 Lord. 祝	平成 12 年
野菊の会	平成 7 年
ボランティアグループ さざんかの会	平成 2 年
みずべの会	平成 13 年

資料：大分県 NPO 情報バンクホームページ他

5 こどもエコクラブ

子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる環境活動のクラブで、環境省が平成7年度から実施しています。

(平成21年度末)

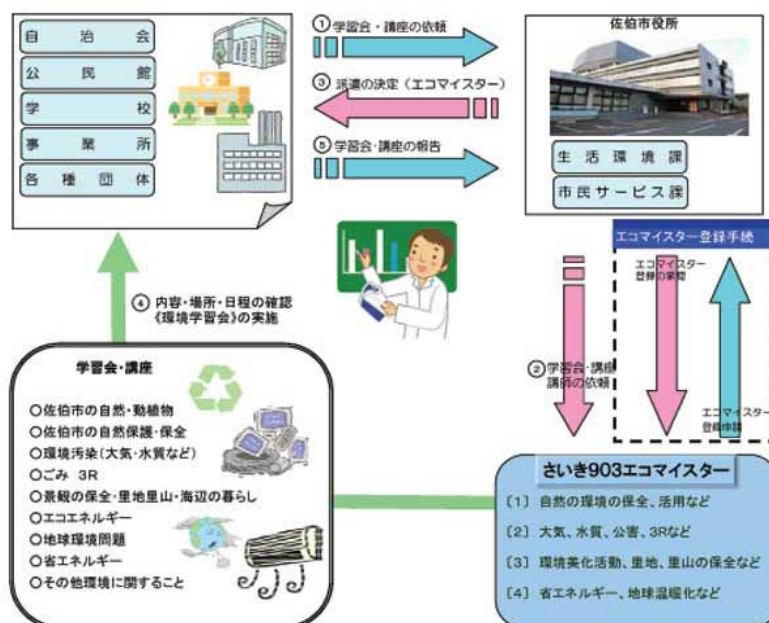
クラブ名	地区名	メンバー数	サポーター数
佐伯児童館ゴミ拾い隊	佐伯	45	10
しろやまクリーン隊	佐伯	28	10
上浦放課後児童クラブ	上浦	38	3
かざぐるまクラブ	弥生	55	21
風の子クラブ	弥生	38	11
そらのこクラブ	弥生	40	8
トトロクラブ	弥生	30	9
ゆうゆうクラブ	弥生	33	7
なおかわ児童クラブ	直川	35	4
蒲江児童クラブ	蒲江	53	7

資料：大分県ホームページ

6 さいき903エコマイスター制度

平成21年度から、佐伯市民で環境分野に知識、経験をもった人材を登録し、地域、団体等の環境学習会・講座の場に派遣する、「さいき903エコマイスター派遣制度」を新設し、エコマイスターの募集を行いました。平成21年度においては、個人11名と1団体が登録されています。

今後はマイスターの新規登録者の掘り起こしを行うとともに、事業の広報を強化し、派遣数の増大を図る必要があります。



7 市民への広報活動

環境美化や省エネ、環境のイベントに関する情報発信を市報やケーブルテレビ等で行うことで、市民への環境に対する意識の高揚を図っています。

市報による広報活動（平成 21 年度）

掲載号	表 題
4 月上旬号	台所での省エネにチャレンジ
5 月上旬号	台所での排水対策にチャレンジ
6 月上旬号	居間でのごみ減量にチャレンジ
7 月上旬号	居間での省エネにチャレンジ
8 月上旬号	家庭での節水にチャレンジ
9 月上旬号	ごみの発生抑制にチャレンジ
10 月上旬号	お出かけ時のCO ₂ 減量にチャレンジ
11 月上旬号	居間でのCO ₂ 減量にチャレンジ
12 月上旬号	台所でできる生活排水対策にチャレンジ
1 月上旬号	環境に配慮したお買い物にチャレンジ
2 月上旬号	台所での省エネにチャレンジ
3 月上旬号	お出かけ時の環境配慮にチャレンジ

CATVによる広報活動（平成 21 年度）

放送月	内 容
4 月	保全植樹について
5 月	光化学スモッグについて
6 月	キャンドルナイトについて
7 月	さいき903クリーンアップ大作戦について
8 月	精霊流しについて
9 月	浄化槽の維持管理・清掃等について
10 月	エコドライブについて
11 月	太陽光発電について
12 月	廃油ろうそくの作り方について
1 月	佐伯市環境美化大賞募集について
2 月	さいき903エコマイスター募集について
3 月	さいき903エコマイスター派遣制度の開始について

8 エコ推進員

地球温暖化対策実行計画の更なる推進を図り、市職員が地域における地球温暖化対策の模範的存在となることで、市域の地球温暖化対策推進の一助となることを目的として、平成 21 年 7 月に佐伯市エコ推進員制度を創設しました。

全課にエコ推進のリーダーとして、エコ推進員 1 名を配置し、職員の環境問題に対する意識の全体的な底上げを図るとともに、取組項目についても職場での取組に加え、家庭での取組項目を加えることで、職員の家庭が地域においての模範的存在となり、市域の地球温暖化対策推進の一翼を担っていくことができるよう活動しています。

初年度となる平成 21 年度は 73 名を配置し、研修会及びエコ課計簿のとりまとめ等を行いました。ISO14001 で培った職員の PDCA サイクルの考え方を活用し、継続して実施していくこととします。



エコ推進員の決意表明



研修会

9 佐伯市環境基本条例

平成 22 年 3 月 31 日

条例第 11 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針(第 7 条)

第 2 節 環境基本計画(第 8 条)

第 3 節 環境の保全及び創造に関する施策等(第 9 条—第 21 条)

第 4 節 施策の推進体制の整備(第 22 条—第 26 条)

第 3 章 雑則(第 27 条)

附則

わたしたちが住む佐伯市は、歴史文化薫る城山、緑深い祖母傾山系の山並み、清らかな番匠川、恵み多き豊後水道を始めとして美しく豊かな自然に恵まれており、その恩恵を享受し、先人のたゆみない努力によって今日まで発展してきた。

しかしながら、近年の生活の利便性や物質的な豊かさをもたらした資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、環境へ多大な負荷を与え、自然の再生能力を超える規模となり、地球温暖化や野生生物の種の減少等の地球環境を脅かすまでに至っている。

さらに今日の環境問題は、かつて経験した佐伯湾の水質汚濁等の公害問題にとどまらず、交通、近隣騒音やごみの不法投棄といった通常の市民生活や事業活動に起因するものが加わり多様化を極めている。

わたしたちは、健康で文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に継承する責務を有しており、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指していかなければならない。

このような認識の下に、これまでの生活や事業活動の在り方を省みて、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たし、協働して環境の保全と創造に取り組み、自然とともに歩み続けるまちの実現を目指すため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境及び歴史文化を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的発展が可能な循環型社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割と責任を明確に認識し、協働によって推進されなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、海、森林、河川等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- (5) 親水空間及び親緑空間の形成、地域の特性を生かした景観の形成、歴史的文化的環境の保全及び活用等が推進されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全が推進されること。

- (7) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、佐伯市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制、指導、助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第11条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動又は環境保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業等の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物処理施設等の整備その他の環境の保全及び創造上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第 14 条 市は、海、森林、河川等における多様な自然環境の適正な保全及び生物の多様性の確保に努めるとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等(次項においてこれらを「資源の循環的利用等」という。)に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(快適な環境の創造)

第 16 条 市は、良好な景観の確保、歴史的文化的環境の保全及び活用等を図ることにより、地域の特性を生かした快適で潤いのある環境の創造に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 17 条 市は、市民及び事業者と協働して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

(協働による推進)

第 18 条 市、市民及び事業者は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

(自発的な活動の促進等)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(次条においてこれらを「市民等」という。)が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

第 4 節 施策の推進体制の整備

(調査及び情報の収集)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に必要な調査並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 26 条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている環境の保全及び創造に関する市の基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第 8 条第 1 項の規定により定められた環境基本計画とみなす。

10 佐伯市環境美化条例

平成 17 年 3 月 3 日

条例第 221 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き缶等、吸い殻等、犬のふんの散乱などを防止し、環境の美化を推進することに関し、佐伯市(以下「市」という。)及び住民等の責務その他の必要な事項を定めることにより、広く環境美化に関する意識を啓発するとともに、環境に配慮し

た住民等の自発的活動を促し、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(環境美化の基本理念)

第2条 市、市民等、事業者及び区等は、相互に協力し、我がまちはわが手で美しくすることを信条として環境美化活動を実践することにより、清潔で美しいまちづくりを積極的に推進するものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 佐伯市民(以下「市民」という。)及び市の区域内(以下「市内」という。)に滞在する市民以外の者(市内を通過する者を含む。)をいう。
- (2) 事業者 市内において、事業活動を行うすべてのものをいう。
- (3) 区等 区その他市民又は事業者を構成員として結成される団体及びこれらの連合体をいう。
- (4) 環境美化活動 空き缶等、吸い殻等、犬のふんなどの回収、清掃、草取りその他生活環境を清潔で美しくするための一切の活動をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の空になった容器及び飲料、食料等を収納している容器をいう。
- (6) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。

(市の責務)

第4条 市は、環境美化を推進するため、市民等の意識の啓発、推進体制の整備その他総合的な施策を講じるものとする。

(市民の責務等)

第5条 市民は、その居住する地域等において、相互に協力して、環境美化に関する意識の醸成を図るとともに、自宅及びその周辺において環境美化活動を実施するよう努めなければならない。

2 市民等は、次に掲げる事項の実行に努めなければならない。

- (1) 道路、河川、海浜、公園、学校その他の公共の場所及び自己の所有又は管理に属さない土地又は建物等(以下「公共の場所等」という。)において発生した空き缶等及び吸い殻等を所定の回収容器等に収納し、又は自宅等に持ち帰り、自らの責任において適切に処理すること。
- (2) 屋外で喫煙をするときは、携帯用吸い殻入れ等を携帯し、かつ、これを使用すること。
- (3) その飼養し、又は保管する犬(以下「飼犬等」という。)を散歩、運動等させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、かつ、これを使用すること。

- 3 市民等は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 公共の場所等において、空き缶等又は吸い殻等を捨て、又は放置すること。
 - (2) 飼犬等のふんを公共の場所等に放置すること。
- 4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。
(事業者の責務)

第6条 事業者は、当該事業所及びその周辺において環境美化活動に努めなければならない。

- 2 容器入り飲料、食料等を販売する自動販売機を設置し、又は管理する事業者は、当該自動販売機の周辺における清潔の保持に努めるとともに、消費者に対する環境美化に関する意識の啓発並びに空き缶等の回収及び資源化等に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が施行する施策に協力するものとする。
(区等の責務)

第7条 区等は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 当該区等の構成員に対し、環境美化の重要性を啓発すること。
 - (2) 環境美化活動を推進すること。
- 2 区等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するものとする。
(助言等)

第8条 市長は、第5条第3項の規定に違反した者に対して、助言、指導、勧告その他必要な措置を執ることができる。
(顕彰)

第9条 市長は、環境美化の推進に貢献したものを顕彰することができる。
(環境美化の日)

第10条 市長は、環境美化について、市民等、事業者及び区等のより一層の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。
(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月3日から施行する。

11 佐伯市埋立て等規制条例

平成 17 年 12 月 27 日

条例第 410 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(平成 18 年大分県条例第 41 号。以下「県条例」という。)その他土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生の防止を目的とする他の法令と相まって、市内における土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地への土砂等のたい積行為について必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境及び自然環境を保全するとともに、災害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て(くぼ地、池沼、掘削地その他のくぼんだ土地を埋めることで、盛土以外のものをいう。)、盛土(土地の上に更に土砂等を盛って土地を高くすることをいう。)その他土地への土砂等のたい積行為(一時的に土砂等をたい積する行為を含む。)をいう。
- (3) 事業主 土地の所有権又は賃借権等の権原に基づいて埋立て等を行う者(有償又は無償で第三者に土地を提供してその者に埋立て等を行わせる者を含む。)をいう。
- (4) 工事施工者 埋立て等の工事を行う者(その請負人及び下請人等を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、生活環境及び自然環境の保全並びに災害の発生の防止を図るため、県と連携して埋立て等が適正に行われるよう埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(事業主等の責務)

第 4 条 事業主及び工事施工者(以下「事業主等」という。)は、埋立て等を行うに当たっては、生活環境及び自然環境の保全並びに災害の発生の防止を図るため、工事の適正な管理に努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主等は、埋立て等を行うに当たっては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号。以下「土壌汚染環境基準」という。)及び規則で定める工事施工基準(以下「土壌汚染環境基準等」という。)を遵守しなければならない。
- 3 事業主等は、埋立て等を行うに当たっては、埋立て等の区域の周辺に居住する者、その区域に隣接する土地の所有者その他の関係者に対し、その埋立て等の概要を周知させ、

理解を得るように努めるとともに、その埋立て等を行うことにより、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(埋立て等の届出)

第5条 事業主は、施行しようとする埋立て等(以下この項において「施行予定埋立て等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 施行予定埋立て等の区域の面積が500平方メートル以上である場合
- (2) 施行予定埋立て等の区域が複数ある場合において、これらの区域の面積を合算した面積が500平方メートル以上であるとき。
- (3) 施行予定埋立て等を行う日前1年以内にその事業主により埋立て等が行われた場合、又はその事業主により現に埋立て等が行われている場合において、施行予定埋立て等の区域の面積と既に行われ、又は現に行われている埋立て等の区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上であるとき。
- (4) 施行予定埋立て等に用いる土砂等の量が500立方メートル以上である場合
- (5) 施行予定埋立て等の区域が複数ある場合において、これらの埋立て等に用いる土砂等の量を合算した量が500立方メートル以上であるとき。
- (6) 施行予定埋立て等を行う日前1年以内にその事業主により埋立て等が行われた場合、又はその事業主により現に埋立て等が行われている場合において、施行予定埋立て等に用いる土砂等の量と既に行われ、又は現に行われている埋立て等に用いられ、又は用いる土砂等の量とを合算した量が500立方メートル以上であるとき。

2 前項の規定により市長に届け出る事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業主の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 埋立て等の区域の所在地、面積及び土地所有者等
- (3) 埋立て等の目的及び種別
- (4) 埋立て等の施工方法の概要
- (5) 埋立て等の施工期間
- (6) 工事施工者
- (7) 埋立て等に用いる土砂等の採取場所及び種類
- (8) 埋立て等に用いる土砂等の搬入量
- (9) 埋立て等に用いる土砂等の分析結果
- (10) 埋立て等について、他の法令(条例を含む。)で許可、認可等が必要な場合には、その許可、認可等を受けた旨
- (11) その他規則で定める事項

3 第1項の規定による届出(以下「埋立て等の届出」という。)には、規則で定める書類等を添付しなければならない。

(適用除外)

第6条 次に掲げる埋立て等については、前条の規定にかかわらず、埋立て等の届出をすることを要しない。ただし、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる埋立て等に用いられる土砂等を当該各号に掲げる埋立て等以外の埋立て等に用いる場合は、この限りでない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等
 - (2) 原材料(製品の製造又は加工のためのものに限る。)又は資材として用いる土砂等のたい積行為
 - (3) 公共ふ頭における土砂等のたい積行為
 - (4) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う埋立て等(国等が発注する工事において残土処理場が指定され、その処理場において工事請負人等が埋立て等を行う場合を含む。)のうち、第4条第2項の工事施工基準に係る部分(国等においてあらかじめ埋立て等に用いる土砂等について、土壤汚染環境基準に掲げる項目について分析がなされた場合には、その分析に係る部分も含む。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ市長が埋立て等の届出の必要がないと特に認めるもの
- (埋立て等の内容の事前公開)

第7条 埋立て等の届出をしようとする事業主は、規則で定めるところにより、埋立て等の区域の周辺に居住する者、その区域に隣接する土地の所有者その他の関係者に対し、その埋立て等の内容を事前に公開しなければならない。

(計画変更命令等)

第8条 市長は、埋立て等の届出があった場合において、その届出に係る埋立て等の計画が土壤汚染環境基準等に適合しないと認めるときは、その届出があった日から起算して10日以内に、その届出をした事業主に対し、規則で定めるところにより、生活環境若しくは自然環境の保全又は災害の発生の防止に必要な限度において、その埋立て等の計画の変更又は中止を命じることができる。

- 2 市長は、年末年始等相当期間にわたり執務を行わない時期に届出があったときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず同項に規定する期間をその届出があった日から起算して30日を限度として延長することができる。
- 3 第1項の規定により埋立て等の計画の変更を命じられた事業主は、規則で定めるところにより、土壤汚染環境基準等に適合するように、その埋立て等の計画を変更して市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る埋立て等の計画が土壤汚染環境基準等に適合しないと認めるときは、その届出があった日から起算して10日以内に、その届出をした事業主に対し、規則で定めるところにより、生活環境若しくは自然環境の保全又は災害の発生の防止に必要な限度において、埋立て等の計画の変更又は中止を命じることができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(届出事項の変更)

- 第9条 埋立て等の届出をした事業主は、その届出に係る事項のうち第5条第2項第2号から第8号まで及び第11号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 2 埋立て等の届出をした事業主は、その届出に係る事項のうち第5条第2項第9号及び第10号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、前2項の規定による届出があった場合に準用する。

(着手の制限)

- 第10条 第5条、第8条第3項(同条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は前条第1項若しくは第2項の規定による届出をした事業主は、その届出をした日から起算して10日(第8条第2項(第9条第3項において準用する場合を含む。))の規定により第8条第1項に規定する期間が延長された場合にはその期間の末日)を経過した後でなければ、その届出に係る埋立て等に着手してはならない。
- 2 市長は、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮することができる。

(関係書類等の縦覧等)

- 第11条 埋立て等の届出をした事業主は、その埋立て等が行われている期間中、自宅又は現場事務所において、この条例の規定により市長に提出した書類、図面の写し等を埋立て等の区域の周辺に居住する者その他その埋立て等について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。
- 2 埋立て等の届出をした事業主は、その埋立て等が行われている期間中、規則で定める標識を埋立て等の区域の見やすい場所に設置しなければならない。

(事業主の地位の承継)

- 第12条 埋立て等の届出がなされた後、その埋立て等の区域となっている土地に関し、埋立て等を行う事業主の権原を取得した者で事業主の地位を承継したものがあるときは、規則で定めるところにより、その取得の日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 埋立て等の届出をした事業主(前項の規定により事業主の地位を承継した者を含む。))について相続又は合併があった場合には、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が事業主の地位を承継する。
- 3 前項の規定により事業主の地位を承継した者は、その承継の日(相続にあつては相続人のうちから地位の承継者が確定した日)から起算して30日以内にその事実を証する書類を添えて、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第 13 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等から埋立区域の土壌の汚染状況の有無、埋立て等の工事の施工状況その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査等)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に埋立て等の区域若しくは区域内の建物又は事業主等の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、帳簿、書類その他必要な物件の検査若しくは調査をさせ、又は関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り等(以下「立入検査等」という。)をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令等)

第 15 条 市長は、土壌汚染環境基準等に適合しない埋立て等が行われ、又はそのおそれがあると認める場合は、生活環境若しくは自然環境の保全又は災害の発生の防止に必要な限度において、その事業主等に対し、その埋立て等を停止させ、又は期限を定めて土壌汚染環境基準等に適合させるために必要な措置の実施を命じることができる。

2 前項に規定する場合において、市長は、生活環境若しくは自然環境を保全し、又は災害の発生を防止するためにやむを得ないときは、その埋立て等の中止を命じることができる。

(違反事実の公表)

第 16 条 市長は、事業主等が前条の規定による命令を適切に履行しない場合において、生活環境若しくは自然環境の保全又は災害の発生の防止を図るため必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(完了の届出等)

第 17 条 埋立て等の届出をした事業主は、埋立て等を完了し、又は中止したときは、完了し、又は中止した日から起算して 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(県条例との関係)

第 18 条 この条例の規定は、県条例第 9 条第 1 項の規定により、同項の許可を受けなければならない特定事業(県条例第 2 条第 4 号の特定事業をいう。)については、適用しない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 5 条第 1 項又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をしないで埋立て等に着手した者

- (2) 第 8 条第 1 項又は第 4 項(それぞれ第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。)
の規定による中止命令に違反して埋立て等に着手した者
- (3) 第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反した者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 5 条第 1 項、第 8 条第 3 項(第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 9
条第 1 項若しくは第 2 項、第 12 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 17 条の規定による届
出において虚偽の届出をした者
 - (2) 第 8 条第 3 項(同条第 4 項及び第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規
定による届出をしないで埋立て等に着手した者
 - (3) 第 10 条第 1 項又は第 2 項に定める期限を待たずにその届出に係る埋立て等に着手
した者
 - (4) 第 12 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 17 条の規定による届出をしなかった者
 - (5) 第 13 条の規定による報告をしなかった者又はこの報告において虚偽の報告をした
者
 - (6) 第 14 条第 1 項の規定による立入検査等を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (7) 第 14 条第 1 項の規定による質問に対して答弁しなかった者又はこの質問に対して
虚偽の答弁をした者

第 21 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人
又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又
は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 5 条から第 17 条まで及び附則第 4 項の規定は、当分の間、大分県の県域外において
発生した土砂等(佐伯市の市域を除く大分県内の土地において埋立て等を使用され、又
は佐伯市の公共ふ頭にたい積されたのち、佐伯市の市域に搬入されるものを含む。以下
「県外土砂等」という。)を用いて行われる埋立て等に限り適用する。
- 3 県外土砂等以外の土砂等を用いて行われる埋立て等(第 5 条第 1 項各号のいずれかに該
当するものに限る。)について土壤汚染環境基準等に適合しない工事等が行われ、又は
そのおそれがあり、生活環境若しくは自然環境の保全又は災害の発生の防止を図るうえ
で必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第 13 条から第 16 条までの規
定を適用する。
- 4 この条例の施行の際、現に佐伯市の市域において第 5 条第 1 項各号に規定する埋立て等
を行っている事業主は、この条例の施行の日から起算して 30 日以内に埋立て等の届出

に相当する届出をしなければならない。この場合において、その届出をした事業主は、埋立て等の届出をしたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による改正前の佐伯市埋立て等規制条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐伯市埋立て等規制条例(以下「新条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に佐伯市の市域において新条例第 5 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに規定する埋立て等を行っている事業主(旧条例第 5 条第 1 項の規定により届出をしなければならない事業主を除く。以下同じ。)は、施行日から起算して 30 日以内に埋立て等の届出に相当する届出をしなければならない。この場合において、その届出をした事業主は、埋立て等の届出をしたものとみなす。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日条例第 102 号)

この条例は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 5 号)抄

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

きれいな佐伯をいつまでも☆



Hotappi

さいき 903 エコレポート（平成 21 年度版 佐伯市環境白書）
発行日 平成 23 年 3 月 発 行 佐伯市市民生活部生活環境課
TEL (0972) 22-3111（代表） FAX (0972) 22-3124（代表）
E-mail : kankyo@city.saiki.lg.jp

「佐伯市環境白書」は生活環境課、各振興局市民サービス課、佐伯市立図書館及び市の公式ホームページで御覧になれます。

市のホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/>